

# 平成27年知立市議会 9 月定例会予算・決算委員会記録目次

9月15日（火）	ページ
予算・決算委員会 付託……………	1
企画文教分科会 所管分	
議案第54号 平成27年度知立市一般会計補正予算（第3号）	
認定第1号 平成26年度知立市一般会計歳入歳出決算認定について	
認定第4号 平成26年度知立市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について	
市民福祉分科会 所管分	
議案第54号 平成27年度知立市一般会計補正予算（第3号）	
議案第55号 平成27年度知立市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	
議案第57号 平成27年度知立市介護保険特別会計補正予算（第2号）	
議案第58号 平成27年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
認定第1号 平成26年度知立市一般会計歳入歳出決算認定について	
認定第2号 平成26年度知立市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
認定第5号 平成26年度知立市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
認定第6号 平成26年度知立市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
認定第8号 平成26年度逢妻衛生処理組合一般会計歳入歳出決算認定について	
建設水道分科会 所管分	
議案第54号 平成27年度知立市一般会計補正予算（第3号）	
議案第56号 平成27年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	
認定第1号 平成26年度知立市一般会計歳入歳出決算認定について	
認定第3号 平成26年度知立市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	
認定第7号 平成26年度知立市水道事業会計決算認定について	
9月17日（木）	
予算・決算委員会 企画文教分科会……………	3
9月18日（金）	
予算・決算委員会 市民福祉分科会……………	29
9月24日（木）	
予算・決算委員会 建設水道分科会……………	61
9月29日（火）	
予算・決算委員会 分科会委員長報告、質疑、討論、採決……………	105

## 平成27年知立市議会 9月定例会予算・決算委員会

1. 招集年月日 平成27年9月15日（火）本会議終了後

2. 招集の場所 知立市議会議事堂

3. 出席委員（19名）

杉山 千春	水野 浩	中野 智基	小林 昭式
三宅 守人	田中 健	神谷 文明	高木千恵子
久田 義章	池田 福子	池田 滋彦	川合 正彦
永田 起也	稲垣 達雄	村上 直規	風間 勝治
佐藤 修	中島 牧子	石川 信生	

4. 欠席委員

明石 博門

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
企 画 部 長	加古 和市	総 務 部 長	岩瀬 博史
危 機 管 理 局 長	高木 勝	福 祉 子 ど も 部 長	成瀬 達美
福 祉 健 康 部 長	中村 明広	市 民 部 長	山口 義勝
建 設 部 長	塚本 昭夫	都 市 整 備 部 長	加藤 達
上 下 水 道 部 長	鈴木 克人	教 育 長	川合 基弘
教 育 部 長	石川 典枝	会 計 管 理 者	稲垣 利之
監 査 委 員 事 務 局 長	平野 康夫	監 査 委 員	上野 実

6. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	島津 博史	議 事 課 長	横井 宏和
議 事 課 長 補 佐 兼 庶 務 係 長	水藤 真人	議 事 係 長	近藤 克好

7. 会議に付した事件（又は協議事項）

### 事 件 名

議案第54号 平成27年度知立市一般会計補正予算（第3号）  
議案第55号 平成27年度知立市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
議案第56号 平成27年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第57号 平成27年度知立市介護保険特別会計補正予算（第2号）  
議案第58号 平成27年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
認定第1号 平成26年度知立市一般会計歳入歳出決算認定について  
認定第2号 平成26年度知立市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第3号 平成26年度知立市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第4号 平成26年度知立市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第5号 平成26年度知立市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第6号 平成26年度知立市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第7号 平成26年度知立市水道事業会計決算認定について  
認定第8号 平成26年度逢妻衛生処理組合一般会計歳入歳出決算認定について

---

午後4時47分開会

○永田委員長

定足数に達していますので、ただいまから予算・決算委員会を開会します。

本委員会に付託されました案件は13件、すなわち議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号です。

13案件については、お手元に配付してあります議案付託一覧表第5号のとおり、企画文教、市民福祉、建設水道の3分科会において、所管分をそれぞれ審査していただくこととしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○永田委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

次の予算・決算委員会は、9月29日火曜日午前10時より、本会議場において開催します。

なお、各分科会の審査の日時については、会期日程によりそれぞれお願いいたします。

以上で、予算・決算委員会を散会します。

午後4時48分散会

---

## 平成27年知立市議会 9月定例会予算・決算委員会 企画文教分科会

1. 招集年月日 平成27年9月17日(木) 企画文教委員会終了後

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員(7名)

水野 浩	田中 健	池田 滋彦	村上 直規
風間 勝治	佐藤 修	石川 信生	

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
企 画 部 長	加古 和市	協 働 推 進 課 長	野村 裕之
企 画 政 策 課 長	堀木田純一	財 務 課 長	松永 直久
総 務 部 長	岩瀬 博史	総 務 課 長	水谷 弘喜
税 務 課 長	濱田 悟	危 機 管 理 局 長	高木 勝
安 心 安 全 課 長	伊藤 博生	会 計 管 理 者	稲垣 利之
監 査 委 員 事 務 局 長	平野 康夫	教 育 長	川合 基弘
教 育 部 長	石川 典枝	教 育 庶 務 課 長	池田 立志
学 校 教 育 課 長	橋本 博司	生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 課 長	佐藤 豊
文 化 課 長	鶴田 常智		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	島津 博史	議 事 課 長	横井 宏和
議 事 係 長	近藤 克好	議 事 係	野々山英里

7. 会議に付した事件(又は協議事項)

### 事 件 名

議案第54号 平成27年度知立市一般会計補正予算(第3号)

認定第1号 平成26年度知立市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成26年度知立市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

午後2時00分開会

○田中委員長

ただいまから予算・決算委員会企画文教分科会を開会します。

本分科会の所管とされました審査案件は3件、すなわち議案第54号、認定第1号、認定第4号です。これらの案件を逐次議題とします。

議案第54号 平成27年度知立市一般会計補正予算（第3号）の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

補正予算書の16、17ページでありますけれども、ここに個人番号カード交付事務補助金という形で掲載をされております。ちょっとこれについて御説明ください。

○企画政策課長

こちらのほうにつきましては、当委員会でない。

○佐藤委員

先ほどそうじゃないかねって行って確認したら、そうだと言わせるもんで。そうすると、この補正予算ではマイナンバー制度については聞けへんと。わかりました。

それで、もう一つ前もって聞いているわけですが、19ページのふるさと応援寄附金と、歳出のほうで、ふるさと応援寄附金パートナー事業エントリー料などなどこういう形で載っておりますけれども、この辺について、あとは歳出のほうでは財政事務管理事業という形で載ってますけど、この辺ちょっとお知らせをください。

○財務課長

ふるさと応援寄附金の内容について説明させていただきます。

リニューアルした理由としましては、平成27年度の税制改正によりまして、ふるさと納税の控除金額の拡大と一定条件を満たせば確定申告をしなくても寄附金控除が簡単に受けられるワンストップ特例制度ができております。ふるさと納税は、ますます使いやすく、身近な制度になっておると思われます。

知立市では、財源の確保と地域の活性化を目的に、9月1日より知立市ふるさと応援寄附金制度としてリニューアルをいたしました。返礼品をパートナー事業者の協力のもと、18品目に拡大したほか、インターネットでの申し込みが可能になり、1年に1回限りとしていた贈呈回数の制限を撤廃、そして、これまで返礼品の贈呈は知立市以外の個人に限られていましたが、知立市民の方にも贈呈の対象とさせていただいております。

また、寄附の使い道につきましても寄附者の御意向に答えられるよう、防災、子育て支援、環境保全など、計7つの使い道が選択していただけるようになりました。そういったことから、ふるさと応援寄附金についての補正予算を計上させていただいております。

以上です。

○佐藤委員

そこで、このところで寄附金という形になっておりますけれども、3,000万円という形で計上されてるんですね。当初もあつたかというふうに思いますけれども、あわせてこれは寄附を見込める内容、金額ですね、さらに歳出のほうではそうした事務費のあれですけれども、その差し引きした分が純粋に知立市の収入になるということだと思っております。この3,000万円という根拠について御説明ください。

○財務課長

3,000万円の根拠としましては、期待を込めた金額であります。9月にリニューアルいたしまして、月500万円程度見込みたいということがあります。

実際、今現在9月からリニューアルしております。9月10日現在であります。合計330万2,000円の寄附をいただいております。人数にしましては142名の方が9月1日から9月10日まで寄附金としていただいております。

そして、歳出のほうとしましては、それに伴うクレジットカードの収納手数料、これは寄附額の1%であります。20万3,000円、また、コンビニ収納等手数料、例えば、5万円未満ですと1件

206円ですが、そこらが16万3,000円、ふるさと納税返戻品代金等支払い代行手数料としまして、商品代、送料、手数料として1,078万1,000円、それにつきましては商品代が693万7,000円余り、送料につきましては280万2,000円余り、手数料につきましては104万円余りということで、合計1,078万1,000円の補正としております。

また、ふるさと納税制度推進委託料としまして、これはふるさとチョイスへの支払いですが、寄附額の8%として216万円見込んでおります。

以上です。

○佐藤委員

期待を込めた金額ということですが、9月10日現在で330万円と。それも142名の方ということでね、そういう意味でいけば月割にすれば期待を込めた金額が、まだ9月10日現在ということですのでクリアできるかなという、そんな感じも見受けられるところですけども。

それで、この142人のうちで市内、市外、その辺の状況はどうでしょうか。

○財務課長

142名のうち、市内の方が67名でございます。

○佐藤委員

そうすると、市内の方を除けば市外の方と、こういう形ですよ。

それで、返礼品が18品目という形になってますけど、どのようなものが人気というか、皆さん御希望されるのかなということですけども、どうでしょうか。

○財務課長

9月10日現在の返礼品の人気商品としましては、一番人気がありましたものが、ホテルクラウンパレス知立のランチバイキングペア食事券、50名の方が寄附をいただいております。

それから2番目としまして、池鯉鮒乃黒工房ウインナーグルメセット、48名の方が御寄附をいただいております。

3番目としましては、ウナギざんまいセット、ウナギの長焼き2本と肝焼き5本ですが、これにつきましては23名の方が御寄附をいただ

ております。

あとは、知立産のお米5種7袋食べ比べセットが第4位、5番目としましては、メープルけやきの焼き菓子の詰め合わせとなっております。

以上です。

○佐藤委員

そういう形で、期待を込めたものだといいながらも、実質的には大変好評を博してるなということで、皆さんの取り組みが大変よかったのかなというふうに思っているところです。

それで、もう一点伺いますけれども、こうした形で寄附が進んでいくということで、地元のそうしたところもお金が循環していくという、こういういい流れがその中で生み出されるわけですけども、次のページで、ふるさと応援寄附金パートナー事業者エントリー料というのがありますけれども、これについて御説明を願いたいと思います。

○財務課長

21ページのふるさと応援寄附金パートナー事業者エントリー料ですが、これにつきましては、1品目につきましては5,000円のエントリー料をいただいております。

以上です。

○佐藤委員

そうすると、これは15事業者で18品目ということだろうというふうに思いますけれども、9月1日からこの制度がスタートされたわけですよ。そして、事業者の皆さんにはそれ以前に御案内申し上げておられると思うんですけども、どのような形で御案内をされてきたのかなど。応募の動機なども含めてわかったら教えてもらいたいというふうに思いますけども。

○財務課長

パートナー事業者の方につきましては、去る6月に募集をいたしまして、PR不足ということもありますが、なかなかこちらのほうからもアタックしたりして募集をしましたところ、今回の15業者で18品目の応募があったということでもあります。

○佐藤委員

新しい制度が始まったばかりということであり

ますけれども、こうした形で寄附をされる方たちが、ある意味で一挙に増加をされ、そしてエントリーされた事業者の皆さんの商品といたしますか、そういうものも売れていくというような中身で、文字どおり歳入を財源確保と同時に地元事業者の活性化ということがこの1局面だけでもわかるなという気がするわけですが、さらにこれを事業者の皆さんにこれは引き続き募集ということをやってみえるのか、応募するに当たってはどのような要件が要するのか、そうしたこともお知らせいただきたいし、また、こうした形で、新制度になった実績が多くの方々の皆さんにお知らせがされていくと、さらに事業者の皆さんが工夫をされたそういうものの返礼品を準備をされるということで寄附もふえる、さらに地元事業者へのものが広がっていくという点では、大変いい相乗効果を生み出すんじゃないかなというふうに思いますが、その辺は、始まったばかりということでもないかもしれませんが、あったらぜひお知らせください。

#### ○財務課長

今現在の18品目については、私どものほうもまだ少ないかなというふうな認識を持っておりまして、今まさに追加募集ということを行っております。

追加募集をしながら返礼品の拡充を図っていきたいとは思っておりますが、今、佐藤委員がおっしゃられたように、地元事業者の方の活性化というものはほんとに効果があるのかなというふうに思いますので、そこら辺を頑張っていきたいなと思っております。

以上です。

#### ○佐藤委員

そういった形で、厳しい財政事情を抱える中で職員の皆さんが工夫をしながらこうした取り組みをやられてるということがよくわかりました。さらにそうした事業者がふえて、返礼品もふえて歳入確保と同時に地域が元気になっていく、とても大切なことかなというふうに思っているところで、

それで、もう一点だけ補正で聞かせてもらいたいと思いますけれども、31ページですけれども、ここに小学校中学校就学援助費ということがありましたけれども、改めてこの内容についてお知らせを願いたいなというふうに思います。

#### ○学校教育課長

就学援助の事業についての要保護、準要保護の就学援助費についてであります。まず、小学校につきましては、平成27年度の分を見込んでいたところ、実際は不足が見込まれているということで29万7,922円、それから、新入学児童の学用品2万470円掛ける50人分、それで132万2,000円。

それから中学校につきましては、本年度見込みが要求したところ多かったということで、マイナス195万1,480円、新入学児童の学用品としまして2万3,650円掛ける70人分、30万2,000円のマイナスということになります。

#### ○佐藤委員

これについては中島議員が再三にわたって提案してきた中身かなというふうに思いますが、そうした形で、今回補正計上されるということになります。そして同時に、ホームページのほうにもこの制度が掲載をされておりますよね。その支払いが6月という形で、もちろんこの補正予算可決しなければだめなわけですが、可決に合わせていただいて、ホームページも当然のことながら支払い時期についての変更がなされるものだというふうに思いますが、そこはそれでよろしいですよ。

#### ○学校教育課長

これが可決されましたら、またホームページのほうを変えていこうと考えております。

#### ○田中委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

#### ○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

認定第1号 平成26年度知立市一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

決算認定でまず最初に、総括のほうでちょっとお聞きをしたいなというふうに思います。

この中に、我が国経済はということで、3本の矢の一体的推進と、ということと同時に、地方や中小企業が総体的に厳しい状況は継続している。多くの人が景気回復を実感できず、個人消費も伸び悩んでいると、こういう本会議の中ではアベノミクスの効果がいろいろ言われましたけれども、こうした記述になっておるわけですね。その辺の総括におけるこの部分の記述について、このとおりの認識だろうというふうに思いますけれども、御説明をお願いしたいなというふうに思います。

○財務課長

今の我が国の経済というのは、アベノミクスによる3本の矢、一体的に推進ということで、政府のほうは緩やかな回復基調が続いているというような国の月例経済報告等で示されておりますが、ただ、昨今の中国の経済状況の悪化ですとか、そういった懸念が随分と新聞報道等で取りざたされておりますので、知立市におきましても、税収におきましては平成25年度と比べますと4億7,000万円程度ふえまして117億円余りとなりましたが、今後の先行きというのは若干の不安があるというような感じで思っております。

○佐藤委員

それで、平成24年度の税収が個人市民税及び法人市民税について伸びたというふうに言われておりますけれども、3本の矢と言ってしまえばそれまでですけれども、それらの増収の背景についてのどのような背景の中で増収があったかという点についてはどうでしょう。

○税務課長

まず、個人市民税のほうにつきましては、景気

等の回復がございまして、給与特徴分につきましては37億4,480万7,000円の収入がございまして、前年比でいきますと1億598万3,000円ほどの2.9%の増というふうになっております。

年金特徴につきましては、1億5,412万5,000円の収納額ということで、前年比34万5,000円で0.2%の減ということですね。

普通徴収につきましては9億9,160万2,000円ということで、前年比プラスの5,740万4,000円ということで6.1%の増ということで、おおむね増加しておるということでございます。

ただ、所得割とか納税義務者数等につきましては、若干減少しておるんですが、この景気の上昇によりまして数として減少になっておる中で、実際税収としてはふえておるというような形で、個人市民税全体でいきますと現年で1億6,000万円程度の増加ということになっております。

法人市民税につきましては、おおむね2億円程度の増加になっておりまして、内訳としましては、富士機械製造の増加が非常に大きくなっておりまして、昨年比6,628万1,000円の増加ということで、8,800万円余の税収がございました。それ以外の企業の法人割の部分につきましても、昨年比1億2,861万9,000円の増になりまして、5億1,685万8,000円ということで、非常に法人市民税については伸びがあるということになっております。

あと、固定資産税につきましても若干の増加でございまして、家屋と土地合わせまして8,800万円ほどの増加があるんですが、全体の税収額が非常に大きいものですから、増収額としてはそんなに目立たない金額になっておるかと思っております。

それ以外の税目につきましては微増というような形で、若干、市たばこ税については減収になっているというような形になっております。

全体合わせますと、おおむね前年比4億7,000万円ほどの増加になっているという形で、景気の好調さが税収に反映しておるというふうに考えられます。

以上でございます。

○佐藤委員

今、個人市民税の内訳についてありましたけど、年金からの特別徴収と、ここが唯一落ち込んでるということでありませけれども、この点はどのようにでしょうか。

○税務課長

ちょっと原因というか、金額的にはそんなに大きな金額ではないんですが、具体的なものははっきりとした原因というのは、ちょっと私のほうではつかんでないものですから、申しわけございませんです。

○佐藤委員

年金のカットやそういうことも、もちろん家族構成等を含めてあるわけですけども、そういうことが影響しているのではないかなというふうに思っているところです。

それと、個人市民税と普通徴収、法人市民税が伸びたわけですけども、とりわけ平成26年との税収というのは平成25年度の収入ですよね、そこに応じて平成26年度賦課をして徴収すると、こういう流れでありますけれども、この点について、結果として平成26年度の税収ということですけども、平成25年度はどういう年だったのかなというふうに思いますけども、その辺はどうですか。

○税務課長

年ごとの動きにつきましては、ちょっと今すぐに手元に資料がないんですが、ちょっと後で、調べまして説明させていただきます。

○佐藤委員

これはアベノミクスの3本の矢と言われるものもありますけれども、とりわけ平成26年の4月から消費税が増税になりましたよね。そのときに、それ以前についてはエコカー減税だとかそういうことも含めて駆け込み需要というものが平成25年度、平成26年の4月以前までに大きく貢献したのではないかなというふうに見ているところですけども、その辺はどうですか。

○税務課長

そういった側面があると思います。

あと、軽自動車税等につきましても、増税のほうを延期したりとかそういうことがありまして、

やはり駆け込みという部分では影響が少なからずあると思いますので、それはおっしゃられるとおりだと思います。

○佐藤委員

とりわけこの西三河地域、愛知県という点では、今後、工業出荷額が全国で一番というような中でありますので、そうした点では、大きく地域の特性が出たのではないかと。ほかの愛知県以外の市町の税収状況がどうなってるかということはわかりませんが、そうした意味合いにおける好調さというか、駆け込み需要の影響が大きかったなどというふうに思っているところですけども、この点で、総務部長、どのような認識ですか。

○総務部長

平成25年ということになりますと、リーマンショック等で景気が落ち込んでから持ち直す途中の過程で、政府の金融緩和ですとかそういったところの効果が出始めたというときで、まだ為替の動向についても今ほど円安には振れてなかったんですけども、円高基調がちょうど取れて円安に向かい始めたところということで、日本の経済全体が少しずつ伸び始めの兆候を見せ始めたときだというふうに私は認識しておりますので、そういったことで平成25年度は今に続く景気の上昇の起点のような感じはします。

ただ、景気が上昇傾向に入ってきたのは、もう平成二十二、三年から少しずつは入っておりますけど、それが安定的に伸びたのがちょうど平成25年ぐらいなのかなというふうには私は感じております。

○佐藤委員

そこでね、これは内閣府の国民経済統計と四半期別速報というものが2015年の8月17日に出てて、国内総生産と家計消費の推移について出てるんですね。このところが消費税導入なんですけど、それ以前は伸びてきてるんです。そして、家計消費の場合は、この4月からがくと落ち込んでるというのが今の実態なんですね。

それでここの総括にありますけれども、皆さんの総括の中で、消費税及び円安と物価の上昇に家

計の所得が追いついていないと。地方や中小企業は総体的に厳しい状況が継続していると。多くの人が景気回復を実感できずに個人消費も伸び悩んでという部分については、内閣府の資料、このグラフと見事に一致がしてるなというふうには私は思っているところです。

それで問題は、平成26年度決算の中に、そうした駆け込み需要やそういうものの影響で増収ということになりましたけれども、さらにこれがこの落ち込みというのは消費税の8%引き上げに符合するような形で家計消費が落ち込んでということなんですよ。今後、消費税10%ということが言われる中で、これが本当にそうした選択をすることがいいことなのかどうか、アベノミクスとは言ってきましたけれども、アベノミクスに逆に効果があるとするならば、このことが8%でも水を差したわけですので、これが10%になったら、さらに水を差す懸念が私はあるし、今後の個人税収、法人税収についても、確かに平成26年決算の中で好調だったということを言われてるわけですけども、この先行きはここに書いてるとおりで、国の施策ですのでどうなっていくかわかりませんが、大きくそうしたことが影響を今後及ぼしかねないことではないかなということが、この平成26年度決算から見てとれるというふうには私は思ってますけども、この辺はいかがですか。

○税務課長

ちょっと今、過去からの税収のグラフを見ておったんですけども、平成26年度でほんと上がったような形になっておりますので、それまではちょっと冷え込んでる状態があったのかなと思いますので、佐藤委員のおっしゃられたとおり、ちょっとしたことで影響するという可能性は高いのではないかと、私、個人的には思っております。

○佐藤委員

それでもう一点は、ここであれなのは、いろいろ言われてるんですけども、国内総生産、実質成長率というのが2014年度全体がマイナス0.9%と。ことしに入っても4月、6月期の実質成長率は年率でマイナス1.2%という形で落ち込んでい

るんですよ。

ですから、そうした意味合いで見ると、いろんな公共投資をやってね、株価もありますけれども、いろんな公共投資の中で下支えをしてるというのが現状であって、抜本的な景気の上向きというところにはやっぱり至ってないと。そのこととあわせて、今後の消費税の増嵩がさらに大きく影響を与え、市税収についても大きな影響を与えるということを見ると、今後ともこの部分については注視をしていく必要があるなというふうに思っております。この点はどうですか。

○税務課長

私どもにつきましても、そういったところはじっくり経過を見ながらそういった予算の立てるときの積算をしたりとか、そういったことについては十分配慮した上でやっていきたいというふうに考えております。

○佐藤委員

そういう形でね、確かにアベノミクス効果と言われるものの、盤石ではないし、そうした形の個人消費の減速、GDPの減速が現に数字としては統計上もはっきりしてるということであります。

それで、もう一つ聞きたいんですけども、成果報告書の24ページのところです、地方消費税について掲載をされております。これも前年度に比べて大変伸びたわけですけど、その辺の経過についても御説明願いたいというふうに思います。

○財務課長

地方消費税の経過について説明させていただきます。

地方消費税につきましては、平成26年の3月31日までは消費税5%でございまして、そのときは国が4%、地方が1%、その2分の1が県に、またその2分の1が市のほうに人口割と従業員数割で案分されて納付されております。その額としましては、平成25年度ですと5億9,589万4,000円ということでありました。

平成26年の4月1日から消費税率が8%となりまして、国と地方の割合でいいまして、国が

6.3%、地方消費税が1.7%となりました。そのふえた0.7%分につきましては、人口で案分して県と市のほうにそれぞれ2分の1ずつ配分されております。

したがって、平成26年度にいただいた地方消費税交付金につきましては、まだ1年度分全ての額ではありませんので、今までの1%分の一般財源分として6億109万5,000円、0.7%分ふえた分につきまして社会保障財源分としまして1億4,475万7,000円ということになります。

以上です。

○佐藤委員

この説明を読みますと、平成26年4月1日からの増税の影響もあり、昨年度に比べてふえたという説明がありました。

同時に、その上の欄に、6月、9月、12月、3月に交付をされるというふうにありますけれども、これは純粋に平成26年度分の国の消費税収がふえたことによる案分ということによろしいですか。

○財務課長

そのとおりでございます。

○佐藤委員

ふえた分については、国、都道府県、市町村の案分でこうなるわけにありますけれども、確かに地方財政上はそうした意味合いにおいて貢献をされるということでもありますけれども、しかしながら、一方ではそれを直接負担をする国民、市民がおるということを本当に忘れてはいけないなというふうに思うんですね。

さらに、平成26年、平成27年度予算では、11億円余計上をされておるわけです。さらにこれがまた10%に上がったということで、貴重な財源だというふうに行政側は見るわけですが、市民の暮らしは先ほどのグラフに示したとおり、厳しい状態に陥ってるという、こういう関係の中にあるということも忘れてはいけないのではないかなというふうに私は思うんですけども、その辺はいかがですか。

○財務課長

佐藤委員の言われるように、平成26年の個人住

民税は増加しておりますが、その内訳としましては、個人の給料自体は給料の賃上げということで上がっておるとは思いますが、その分が税収として反映されてきたということだと思います。

その分、消費税が5%から8%に上がった関係で、個人消費が落ち込んでおるというようなことも同時に言えることだと思いますので、そこら辺、給料はふえたけども個人の方については暮らしは豊かになってないというような認識でおります。

以上です。

○佐藤委員

そういう形であるわけですね。それで、こういう形で消費税がありますけれども、実際に消費税が上がりれば物件費等を含めて、市の工事費関係等を含めて、消費税も市としても払っていかないかんという関係の中では、実際には5%の段階と8%段階では、どれだけ実質的な消費税の税収が上がったのでしょうか。この辺はどうでしょうか。

○財務課長

市全体の税収で見てみると、ということであると思いますが、そこまでちょっと分析していないんですけども、実際には歳出のほとんどについてが3%上乘せということですので、約200億円近い額の3%がかかってくるというふうな認識を持っています。

以上です。

○佐藤委員

そここのところですね。ですから、額的にはたくさん入ってきたなということがありますが、実質的にはどれだけ実態としてそれが歳入されたのかということなんですね。そここのところがとても大切じゃないかなというふうに思いますけれども、企画部長のほうは、その数字はつかんでるかというふうに思うんです。

前もいただきましたけれど、今回は決算という段階で具体的にこの消費税収が確定したと、地方消費税分として確定した中で、実際には決算段階ではどうだったのかなということですが、

○企画部長

今、佐藤委員のおっしゃられた数字ですが、平

成27年3月のときに委員会のほうへ資料提供をさせていただいております。ちょっと今、資料がそのものしかなくて、今、財務課長が答弁しましたように、実際の決算においての額というものをしております。一度この3月でも資料提供しておりますので、私どものほうも、そういった数字はつかんでおいたほうが今後のためにもいいかと思えます。一度、精算をさせてもらいたいと思えます。

○佐藤委員

やはりそうした点では、国民の痛みの裏返しの消費税増収と。しかも、なおかつそれが実際に主な事業を行う中での消費税がかかる。実際の消費税引き上げに伴う今日の税収と5%段階のときと比べてほんとにどうだったのかと。プラスかもしれないけれども、大幅なプラスという形になっているのかどうかということが一番の問題ではないかなというふうに思っているところです。ぜひその辺もお知らせを願いたいなというふうに思っているところです。

次ですけれども、38ページのところです。ここには市債の内訳ということが、以前も聞いたような気がしますけれども、市債の内訳というものが通常分と繰越明許というような形で出てますけれども、私、わからないで聞きますけれども、地方公共団体金融機構だとか、市町村振興会だとか、財政融資資金とかありますよね、あとは市中の信用金庫等を含めた銀行があります。この辺の起債を起すときの基準といいますか、どんなところで起債を起しているのかなと。

例えば、臨時財政対策債がここでいくと来迎寺小学校のところで見てみますかね、繰越明許という形で。金額的には1,900万円でありますけれども、財政投融资でこれは固定金利1%と、平成25年(3)というのは何なのかちょっとわかりませんが、市中銀行とそうした公的というか、公がかかわるところというこの選択はどのような形でやられておるのかなというふうに思うんですけども、どうなんでしょうか。

○財務課長

市債の内訳でございますが、やはり金利の動向というのは先行きが不透明なものがありますので、そこら辺、リスク回避をしながら、やはり5年見直しの金利と申しますと、安く低い金利で見積もっていただけるものですから、だけど5年見直しばかりですと金利が先行き急に上がってくるといような話になってくると財政上困るといことで、バランス的には今回は5年見直しが全部で9億1,830万円、10年見直しが6億2,000万円、全て固定金利が5億5,770万円というように、おおよそ5年見直しと長期金利というのが半々になるような形で借り入れのほうを起しております。

ただ、民間と公的機関というのは、5年見直しは民間でしかないもんですから、5年見直しのものは全て民間で入札でということで行っております。

公的資金で借りるか民間で借りるかという選択は、市のほうで行っております。

○佐藤委員

これは今までもそうした形での5年見直し、10年見直しということと固定金利と半々という形ですかね、今言ったのは。例えば、5年見直しが9.1億円、10年見直しというのも先ほど言いましたよね、6億2,000万円。それから、固定金利が5億2,000万円と。10年見直しというのものもあるんですか。これはここには10年見直しというのがないようですけども、これは財政投融资では10年見直しというのものがあるのかな。市中に比べて当初は0.4%ということで、ほかよりも高いですけども、10年間は固定だよと。しかし、その後も見直した時点で金利の変動を反映させて、高くなる場合もあるし、安くなる場合もあるという、こういうことでしょうか。

○財務課長

そのとおりでございます。

○佐藤委員

そうすると、そうした形で金融商品を市中であったら買うわけですよ、市が。結局の話が買うということですので、リスクが生まれて高い金利にならないようにということと同時に、利払いが、

よくわからんけれども、平均的にでこぼこのないように払っていきたいという意図がこういう形での借り入れをするということでしょうかね、これは。

○財務課長

市債の返済につきましては、やはり今後の金利の動向と、また、返済額についても勘案して借り入れのほうの年数ですとかを決めております。

○佐藤委員

それで、繰上償還ということはあるわけですけども、この繰上償還って私、余りよくわからないですけど、金利が安くなったということで高い金利から安い金利に借りかえるということですけども、全てがそれができるのか、条件が一定条件の中でその条件に合致したときにそれが可能なのか、その辺はどういう関係になってるのでしょうか。

○財務課長

繰上償還につきましては、基本的に財政融資ですとか、国の資金につきましては繰上償還不可能ではないんですけども、保証金というのが出る形になっております。

保証金というのは、繰上償還時に、その後残っておる、例えば10年残っておりましたら、その10年分のほとんどの金利を一括で払わないといけないというような大変重い保証金になっております。

今回、補正予算のほうで繰上償還させていただいたのは、民間の資金と市町村振興協会で借りておる部分でございまして、その民間の金融機関ですとか市町村振興協会のほうにつきましては、保証金がないといいますか、借りるときに保証金なしでお願いしたいということをお願いして借りておりますので、契約で結んで借りておりますので、保証金がない形でありまして、今回、繰上償還させていただいた分というのは1.4%から1.7%の金利の部分を繰上償還させていただきましたが、今現在、5年見直して借りますと0.179%ですとかそのような金利で借れますので、今回、繰越金も出たということで判断して返させていただいたということです。

○佐藤委員

財政投融资という市中の銀行でも一緒ですけども、貸して資金運用の中で利息元利、それが戻ってくる分をどのように運用するかということをもザイクのように計画をされてると。

そういう中で、補助金もなく勝手にどんどんやられては、こちらの資金計画に支障を生じると、そういう意味合いにおいて保証金があるんだらうというふうには私は理解をするところですけれども、例えば、5年見直しという形で市中の銀行だと。5年見直しなので、その期日が来なければ、それまでは繰上償還と。それ以前とか何か条件はどういうふうになってるんですか。資金に余裕ができたからこのものについて繰上償還しますよというようなものではないというふうに思うんですけども、その辺はどうですか。

○財務課長

繰上償還できる要件といいますか、民間の資金で要件というのは、いつの時点でもできるようにはなっておるんですけども、ただ、市のほうでも、暗にお金があるから繰上償還するというのではなく、今後の見込みですとか、ある一定のルールを決めながら繰上償還するものも決めていかなきゃいけないというふうに思っております。

○佐藤委員

今回は繰越金が余分に出たような話もあって、その部分についてそれを財源にして一定どもは繰上償還しようというようなことを言われましたけれども、一定のルールということがあって、私ら素人が考えると、お金があって、もちろんほかのところにも充当する財源を抜いた上でお金があったら返していくことがいいんじゃないかなと素人ながらに思うんですけども、その辺は行政を預かる者として、一定のルールということが言われましたけども、その辺はどのようなルールに基づいてやってるのかなと。

○財務課長

今回につきましては、何を一番重要視したかといいますと、今年度末の財政調整基金の残高を勘案いたしました。昨年度末につきましては23億円程度ありましたが、今年度末の見込み、やはり23

億円程度必要だろうということで、23億円あるかないかということを見込みまして繰上償還することで提案させていただいたということでもあります。

○佐藤委員

ということは、繰上償還をしても23億円は確保できるということですかね。それをこの23億円オーバーする分について繰上償還したと、こういうことでしょうか。

○財務課長

今現在では、そういうことでございます。

○佐藤委員

よくわかりました。

それでもう一点、お聞きをしたいなというふうに思うところですが、庁舎管理についてでありますけれども、庁舎管理については、庁舎に限らずですけども、あります。それで、平成27年度については皆さんの創意工夫の中で、防犯灯のLED化と、これを委託してもその後の維持経費、電気料を含めて大幅な削減が見込めるということで予算化をされました。

同時に、この知立市においては、私どもも提案させてもらいましたけれども、ESPですね、民間の安い電力の購入と、エネルギープロバイダーというものもありましたけれども、このエネルギープロバイダーの関係で、44ページのほうでありますけれども、ここの中身について御説明を願いたいなというふうに思いますけど。

○財務課長

44ページの知立市ESP業務手数料のところでの説明をさせていただきます。

電力購入業者としてPPSを採用したことによりましてこの手数料が発生しております。知立市におきましては、今現在、22施設のほうをこのような電気の購入先とさせていただいております、中部電力で購入した場合と比較としまして、平成26年度では主要成果報告書にありますように、877万9,571円の削減ができたというふうに思っております。

○田中委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後2時56分

再開 午後3時06分

○田中委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○財務課長

先ほど佐藤委員のほうから御質問がありました消費税が上がったことに伴う市の影響ということではありますが、今計算いたしまして、当初予算時の計算でありますと、普通交付税の分は除きまして地方消費税交付金が5億4,500万円ぐらいプラスであるだろうと。歳出のほうとしましては、普通建設事業や物件費に係る事業費が3%上乘せになるということによって2億2,200万円ぐらい増額になるだろうということで、差し引きしまして3億2,300万円ほど市にとってプラスになるだろうというような試算でございました。

しかしながら、平成26年度の決算ベースで試算しますと、歳出につきましては1億9,100万円ほどが消費税増額によってプラスになっておると。歳入のほうにつきましては、先ほどの地方消費税交付金の社会保障分ですが、1億4,475万7,000円ということで、市にとってマイナス4,624万3,000円ということになりました。

しかしながら、平成26年度におきましては、消費税の上昇した時期が平成26年の4月1日ということで、消費税交付金の計算上におきまして、1年分の30%程度が入ってきたということになりますので、今年度につきましては5億円程度の消費税交付金、地方消費税交付金のプラス分を見込んでおりますので、平成27年度につきましてはプラスになると思っておりますが、平成26年度につきましてはマイナス4,624万3,000円ということになりました。

以上です。

○佐藤委員

それで、この成果報告書を見ると、知立市のESPと、業務委託と、ここのところの内容についてはエネルギー経費削減についての助言、指導ということがなってるわけですが、実際には

どの部分にかかわってこれは助言、指導があるのか。この電力購入業者のPPSからは買うというに当たって、その選定やそういうことでもっての助言、指導なのか、知立市のエネルギー経費全般についての助言、指導なのか、その辺はどのような中身でしょうか。

○財務課長

具体的に申しますと、知立市の施設のうち、20施設が株式会社エネットというところで電力のほうを購入しております。

エネットから購入する場合には、プロバイダー業者でありますエネリンクを通して購入しなければならないということになっておりまして、この分の手数料でございます。

ただ、2施設につきましては、日本ロジテック協同組合というところから購入しておりまして、ロジテックから買う場合には手数料はございません。なので、購入業者によりけりで、中間業者を通さなければいけないところと通さなくてもいいところとあるということですが、その買う時々によってプロポーザルによりどこが市にとって一番得かを計算して購入先を決めておるといってございまして。

○佐藤委員

そうすると、私、これ読んだだけではどういう中身かわからなかったので聞いたわけですけども、手数料を払っても、なおかつ有利だという場合にそうした委託をすると、そうじゃなければ委託はしないと、こういう関係になるのでしょうか。

この日本ロジテック協同組合、どういうふうかわかりませんが、そうしたところがほかにもあって、手数料なしでもちゃんとアドバイスをしてちゃんとそういうところの電気購入が有利なものを紹介をし、契約に至るといようなことができるときにはそういうことなんだろうというふうに思いますけど、もうちょっとこの辺、立ち入ってお知らせください。

○財務課長

今、知立市が把握している大手であります、電気供給業者としましてはエネット、日本ロジテ

ック協同組合、丸紅といったようなところがありますが、そのうち、エネットだけはエネリンクを仲介業者として入れなければいけないことになっておりまして、あと、日本ロジテックや丸紅は仲介業者を入れなくてもいいということになっておりますが、総合的に知立市が電力料が安くなるかどうかを勘案して購入先については決めております。

○佐藤委員

それで、ここには21と書いてますけど、先ほどの答弁では22というふうにありますけどね、この安い電力を購入し、エネルギーの使用料を削減していくということですけども、現状ではこれが目いっぱい、その他の公共施設にはまだ可能などころがあるのかどうかちょっと私、わかりませんが、その辺はどういう状態でしょうか。

○財務課長

今言われました主要成果報告書で21施設と書いてあると言われましたけども、知立市福祉体育館ほか21施設でございますので、合計で22施設ということになります。

また、今現在こういった特定規模電気事業者から購入できるのは高圧電力に限られておりまして、今のところ知立市で考えられるのは22施設が全てでございます。

しかしながら、来年の4月からは低圧も可能になるということで、そこら辺のことは今後の課題として考えていきたいというふうに今のところ考えております。

○佐藤委員

そうすると、この22施設が高圧電力のものを購入と、それに対応する変電器があるということですかね、ようわかりませんが。

しかし、来年からは低圧も可能だということですが、もう来年に向けて検討は多分されてるんだろうと思いますけれども、この辺はどうした方向でいかれるんですか。検討してるという中身ですけど、どんな施設がそこでは可能なんですか。

○財務課長

今から検討していくところでございますので、

また検討して、知立市に得になるような形であれば、ぜひ導入していきたいというふうに思っております。

○佐藤委員

そうした点で、可能性と同時に削減が可能であれば、ぜひ導入を進めてほしいなというふうに思うところです。

それと同時に、こうした形でここに施設管理費という形でいろいろ出てるわけですけども、その中でも大きいのが電気料金、ガスも大きいですけども、電気料金はやっぱり大きいなという感じがするんですよね。

そうした意味合いで、先ほどちょっと質問が中断しましたけれども、知立市は今年度から防犯灯のLED化ということを着手をすると。全てLED化をすると。その削減効果が平成29年度以降745万円というようなことも当初予算の段階で示されておりますけれども、防犯灯という分野がそういうことでありますけれども、例えば、公共施設も順次そういうことをやられておるのか、そうした点での可能性やそういうことの検討はされているのか、一般質問でどなたかもそうした質問をやられたかというふうに私は思いますけれども、公共施設そのものを1つはEPSなどを使って電気料金を安く調達をすると同時に、省エネでもってさらに削減をするということと、さらには直接的で自分たちが使うということじゃないですけども、屋根貸しという手法の中で、そうした財産貸付収入を得ていくというようなことも、もう既に検討されてるというふうに私は思いますけれども、やっぱりそのところは皆さんが新たな財源確保ということで、ふるさと納税に知恵を絞ったりされて御努力をされてるわけですので、そうした分野についてはどのような形を検討し、今後どうしていくのか、その辺はどうでしょうか。

○財務課長

公共施設のLED化ということですが、この庁舎につきましては、いろいろ検討した結果、この形が一番安上がりといえますか、安価にできるということでLED化でなくこういう形になっ

ておるかと思いますが、各施設につきましては、全部が全部ちょっと把握しておりませんので、そこら辺を安くできる、経費が安く済む方策があればそのように考えていきたいというふうに思います。

○佐藤委員

素人考えで物を言ってるものであれですけど、例えば、この施設について検討されたら。しかしながら、今のあり方、やり方で今の方法が一番ベターだという点はどういうところでそういうふうになってるんですか。

○総務部長

この施設とおっしゃいましたので庁舎という格好で捉えますと、庁舎については、以前も一般質問等で何度か取り上げられました。その中で、私どもも検討をしました。通常の蛍光灯をですね、Hfインバーターの蛍光灯、もしくはLEDに取りかえた場合というふうで想定して試算をしたんですが、機器の取りかえ費と電気代の差額、これを埋めなければいけない。当初の機器をかえる際には、当然設備投資ということ、かなり要ります。それを電気料で賄おうと思いますと、少なくとも15年程度、この程度の期間がないと、その電気料金で埋めることができないということから、一気に変えるのではなく、今やってるのは、器具の劣化が進んだものについて、その都度、Hfタイプのインバーター蛍光灯にかえていくという形で今、順次、年間数十台程度ですけれども更新を順番にしておるのが庁舎に関しては現実的なところでございます。

○佐藤委員

そうすると、基本的に庁舎はそのような形で投資した資金を電気料金で回収するのに相当長期にわたってかかるということと同時に、LEDそのものもいろいろありますけれども、長寿命だと言われておりながら、不具合が出たとかそういうことも聞くわけで、安定性がまだまだ不十分なところもあるのかなという感じもしますけれど、そうして考えますと、他の市内の公共施設という点でも同様な内容かなということも思うんですけれ

ども、そうした点で、庁舎の検討にとどまってるんだけど、ほかについては庁舎がそうであればほかもそうだろうということになるのかなという気もしますけれども、その辺の検討はどうされますか。

○財務課長

庁舎について、そういった話を聞きましたので、他の施設も同じようなことかなというようにことは思っておりますが、確かに確認したわけではありませんので、今後につきましては、確認もしつつ一番経費が削減できる方法で考えていきたいというふうに思っております。

○佐藤委員

そういうことですけれども、もう一方では、本会議でもちょっと取り上げさせていただきましても、屋根貸しということですね、CO<sub>2</sub>削減とあわせながら、一方で財産貸付収入と、10施設で七十数万円ということでもありますけれども、そうした点で、今後そうした可能性のある公共施設、調査はされてるかなというふうに思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○財務課長

屋根貸しに関しましては、昨年度から順次設置しておりますが、昨年度は御披歴がありましたように七十数万円ということで、平成27年度につきましては126万1,000円程度を見込んでおります。

いろいろ屋根の形状等もありますので、つけれる施設、つけれない施設を公共施設全てといたしますか、300平方メートル以上の屋根がある施設を検討いたしまして、今10施設についておるわけですが、10施設と決めさせていただきました。これ以上は今のところは屋根の形状、また東小学校などですと知立東小学校と屋根の上を書いてあるものですから、そういった屋根の上を書いてある施設はちょっとやめさせてもらったりだとかしておりますので、今はこれ以上はないという認識でおります。

以上です。

○佐藤委員

それで、先ほど市税収入のところで聞くのを忘

れたものですから、先ほどの消費税増税の影響という形で、平成26年度については4,600万円余がトータルすると減と。平成27年度は5億円程度、増になるのではないかと、こういうことをわかりました。

それで、いただいた法人市民税の納税義務者調べという形でこの資料をいただきましたので、ちょっとこれについて御説明を、先ほどの議論の中で法人についても増収というか、法人割がふえるというようなこともありましたので、この辺について御説明を願えたらなというふうに思います。

○税務課長

こちら今回資料としてお渡ししましたものについては、平成26年度の決算ベースのものでございますが、一番下が均等割のみの法人ということで載ってまして、それより上が2号から9号までということで、それぞれ範囲としまして資本金等の区分と、それに応じた従業員の数で区分された区分ごとの対象法人数と均等割額と法人税割額ということになっておりまして、こういった一覧になっています。

ちょっと前年度との比較というのがこれだけですとわからないんですが、おおむねこの段階でも数字のほうはふえておる形になっておりまして、大きく増収になっておるということで、特に富士機械のほうが大きく増収になっておりましてふえておるという形になります。

ちょっとこちらの資料だけですとわかりませんので、ちょっと私が今、説明をさせていただきますが、富士機械については一番上の9号法人のほうに入っておる形になっておりまして、平成25年度と比べますと、対象法人数でいきますと平成25年度は4件だったのが7件にふえてるという形で、金額のほうもかなりふえてるという形ですね。

あと、それぞれその下のところも相応にふえておりまして、8号についても1社ふえておりまして、7号については同数ということですね。あと、6号法人につきましては3社ふえておりまして、あと、5号法人については46社から50社という形

で、こちらのほうについても、かなり数がふえております。失礼しました。64社ということで、かなり数がふえております。あとのところについても若干ふえておるとい形になっておりまして、おおむね前年に比べるとふえておるとい形になります。

先ほどちょっと述べさせていただいたんですが、平成26年度につきましては法人市民税が税収として7億6,284万4,000円ということで、それだけの税収がありまして、平成25年度については5億5,988万3,000円ということですので、2億円程度の増収になっておるといことで、そういった形の結果があらわれております。

以上でございます。

○佐藤委員

先ほどの説明もありましたけれども、全体として法人割を納めるところもふえてると。企業数もふえたということで、特に資本金が大きいようなところ、均等割額の大きいようなところを含めて事業所数も平成26年度は全体で1,389ですけども、平成25年度と比べて、これはどういう形になりますか。

○税務課長

これは1,375が平成25年度でございまして、平成26年が1,389ということでふえておるとい形になっております。

○佐藤委員

全体として法人市民税が伸びたと。この内訳がこういことで、特に1号法人についても前年度に比べて法人割を納めるところが額はともかくとして、ふえてるのかなというふうに思いますけれども、とりわけ1号法人ということになりますと、ほんとに地元の小規模の事業者等を含めたところだといふふうに思いますけれども、ここについてのちょっと御説明もお願いできたらなというふうに思います。

○税務課長

こちらのほうにつきましては、均等割のみを納めるとる企業ということになりまして、法人割のほうが出てないという形になるものですから、収益

のほうはこちらにありますように、資本金についてはそれだけ少ない会社ということになりますので、不安定な業績にあるところが多いのかなというふうには思いますのでいところでございます。

○佐藤委員

ただ、1号法人については、確かに法人割を納めるところがふえましたがけれども、それでも全体から見れば、この1号法人の中で納めれるのは3割そこそことい事業所だとい感じですよ。これはわかりました。

次またお願いします。

もう一つお聞きしたいんですけども、職員の健康の問題をお聞きしたいですけども、この間、職員の方がお亡くなりになるというケースが昨年度、今年度にかけて続出したような形になってますけれども、その辺の実態などについてどういふうかなというふうに思うんです、健康管理の問題で。

○総務課長

職員の健康管理につきまして、昨年3名の現役職員が命を落とすという状況がございました。非常に私どもも心を痛めておるところでございます。

もともと職員の健康管理については、人間ドックを初め、定期的な健康診断、これを実施しておりまして、異常が発見された際には再検査の受診も促しておるところでございます。

またあわせて、産業医にも健康診断の結果を見ていただきまして、指導が必要な職員については個別に指導も行っておる、そういった状況でございます。

○佐藤委員

やるべきことはやってるというふうに思いますけれども、ただ、そうした点では、がんを発症されて、見つかったときは、もう手おくれだといようなケースもこの中にはあるわけで、そうしたときに職場環境の中で、もちろん本人が自発的に自分の体を大切にすることとは当然のことだけれども、周りとの関係の中で、そうした事態にもっと早く気づいてやるというか、健診でそれは

ひっかかったはずだと思うんですよ、私はね。ひっかかったけれども、その後の対応がどうだったのかということもあったかなというふうに思うんです。そういう点では、もっとしっかりと、そうしたことにならないように早目の職員に対する対応というか、こういうことも必要なことではないかなというふうに私は感じましたけれども、その辺はいかがでしょうか。

○総務課長

先ほど申し上げました健康診断並びに異常を発見した際の指導ということにあわせて、定期的な健康相談といったことも実施しております、職員自身で異常を感じて相談できるような体制づくりというのは整っておるというふうに思っております。

残念なことに、なかなか発見しづらい部位のがんであったということも聞いておりますので、定期的な診断の中で発見したときには、ほかへの転移というようなこともあったようでございますので、今後はそういったことがなるべくないように職員にも健康に留意するような注意喚起、促していきたいと思っております。

○佐藤委員

内容はというふうか、市はちゃんと定期検診もやられて、それなりの対応はとっておるわけですが、一挙に同じ年に3名もそうした形が出てしまうということになりますと、ほんとにそうした体制を含めてどうなのかという疑問も当然湧いてくるわけですので、ぜひそうした点では、定期検診等を含めて、よりきめ細かな対応、フォローを職員間での気遣いも必要かなと、こんなこともとも感じるところですので、よろしく願いしたいなというふうに思います。

それで、49ページのところでですけど、電算管理費ということと、50ページ、基幹系システム処理という形、委託料とかいろいろありますけれども、ここの部分はマイナンバー制度にかかわる部分というのは、どの部分がマイナンバー制度にかかわるのかなというふうに思いますけども、どうですか。

○企画政策課長

マイナンバー制度にかかわる部分ということでございますけども、まず、マイナンバーのデータ自体は基幹系に全部データが入っておりますので、これはマイナンバーにかかわらず基幹系の保守だとか借り上げ料、こういったものは使いますが、マイナンバーにかかわらずかかる費用ということになります。

直接の今こちらの資料でいきますと、50ページの委託料の中の下から2番目にあります社会保障番号制度対応システム整備委託1,512万円、こちらが直接、マイナンバー制度にかかわるシステムの開発委託の費用ということになります。

それからあと、50ページの一番下の部分にあります中間サーバー負担金98万1,000円、これがマイナンバー制度にかかわる費用の平成26年の費用に該当するものでございます。

○佐藤委員

まず、マイナンバー制度ですね、これずっとやってこられたわけですが、平成26年段階でマイナンバーにかかわる事業費は総額で幾らかかったのかなというふうに思いますけど、この辺はどうですか。

○企画政策課長

平成26年度につきましては、ただいま先ほど申しましたシステム整備委託料としまして1,512万円、中間サーバーの負担金98万1,000円ということになります。

○佐藤委員

今までの累計で。

○企画政策課長

マイナンバー制度のシステム改修につきましては、平成26年度から行っておるんですけども、現実、各住基システム、地方税システム等々いろいろありますけども、契約自体はしておるんですけども、繰り越しを行っておりますので、平成26年に契約したのも平成27年度に総額5,845万3,000円のうち、4,333万3,000円部分につきましては、平成26年度から平成27年度に繰り越しをさせていただいているものになりますので、差し引きした

ものがシステム改修部分の平成26年度分という考えになります。

○佐藤委員

それで、このマイナンバー制度についてさまざまな危険性がこの間、指摘をされてきました。とりわけ年金の情報の流出ということが大変深刻な事態を招いたなというふうに私は思っていますけれども、幸い、年金の番号については付番のない状況の中で、幸いと言ってはいけませんけど、付番のないような状態で出たわけで、しかし、これからはこうした住基ネットで一人一人に個人番号が付番をされて、情報が流出したら、これは大変な話でありますけれども、そのときに国のほうから、ああした年金機構の情報流出というのは政府の監視システムの中で明らかになったというようなことを言われておるんですけども、国のほうから地方公共団体に情報セキュリティポリシーに関するガイドラインというものが3月に改定して、各自治体のみずから情報セキュリティポリシーを策定するために、この指針として作成されたというようなことがありますけれども、その辺は国のほうからは基幹系システム、情報系システムを運用していくに当たって、どのような指針、指導が示されておるのかなというふうに思いますが、その辺はどうでしょうか。

○企画政策課長

今回の年金の流出につきまして、当市の場合も基幹系、情報系という形で区分はされてるんですけども、基幹系自体に大事な情報が入っております。情報系のほうが、結局やりとりをするインターネット環境のあるものが情報系ということになります。

今回の年金問題の場合には、本来その情報を持つてる基幹系の部分から情報系にそのデータを本来は移してはいけないものを移して作業をしていたと。なおかつ、暗証番号等もかけてなかったということに伴いまして、その情報系自体にアクセスをされて情報が流れたということになっております。

当市も基幹系、情報系分かれております。それ

から、国の年金機構もたまたまそういう分かれておったんですけども、自治体によっては、そういったシステムになってないところがあるということで、国のほうからは各自治体に対して、どういった情報の持ち方をしているのかということの問い合わせもありました。その区分がされてないところについては、それを当市のように基幹系、情報系に分けるようにしなさいということの指導等も行われております。

当市におきましては、もともとポリシー持っておりますので、その中身でセキュリティーのことについてはうたっておりますので、国から特別言われる前に、もともと知立市としてはそういったものを持っているという状況になります。

○佐藤委員

そうした意味合いでは、その総点検を国のほうはそうじゃない地方自治体もあるということの中で、そうしたものを示して、さらに対応についても人への対応を電磁記録媒体に対する対策、ネットワークに対する対策というような形で示されたと。しかし、全国的にはまだまだ知立市のような形になってないところも多いという現状の中で、年金情報の流出を機にして国のほうがそういう点検をやったというふうに私は思っているところです。

システムの話になれば、私どもは極めて素人で、そうなのかなということしか言えないわけですよ。ただ、このシステムが、いくら万全なシステムを構築しても100%情報の漏えいを防ぐ安全なシステムの構築は不可能だという前提に立たないといけないんじゃないかなというふうに思いますが、この辺はどうですかね。

○企画政策課長

漏えい等々に関する国のほうの今回のこのマイナンバー制度に対しての対策としましては、制度面とシステム面で国のほうは対策を講じているというふうに言われておまして、制度面でいきますと、まず、マイナンバーにつきましては法律で定められている場合を除き、その利用ができないということをされております。

それからまた、特定個人情報保護委員会という

第三者機関が監視、監督を行うということで、こういった委員会を設けておけるということになります。

また、法律に違反した場合には、大変重たい罰則を設けているということで、制度面ではそういった措置を国のほうはとってるようでございます。

システム面でいきますと、情報に関しては今の状態と何も変わらず、それぞれの自治体、年金であれば年金、市であれば市のほうが一元管理をするのではなくて、それぞれの情報の持つてるところが分散して管理しとるということでございます。

それからあと、実際にその連携をするときにはマイナンバー12桁を利用してその情報のやりとりをするのではなくて、システムに、当市がやる場合には通信の場合には暗号化のもので行うということと、あと、実際にこのマイナンバーで業務をする、実際にアクセスする人を制限をするようにという形でシステム面に関してはそういった措置がとられております。

したがいまして、どこかで全体の情報を管理しているということになりますと、そこにもし漏れいがあると全ての情報が流れてしまうんですけども、先ほど言いましたように、それぞれが今までどおり管理しているところが情報を得ますので、1つのところで漏れいしたからといって、全体その人のいろんな情報が一遍に流れるということは考えにくいような状態になっております。

#### ○佐藤委員

システム上はそのような形でやられると。私自身は素人で、そういうことが十分わからないんですけども、ただ、一方では、万全のシステムはないということも言われてますし、それと同時に、社会の中には意図的に情報を盗み、売る人間もいます。それから、一度漏れた情報は流通売買されて取り返しがつかないと、こういうことになるわけですね。小出しであってもそうした情報を小まめに集積をし、データベースをつくれれば利用価値が上がるというような形の全体としての危険性やそういうものは全てなくなるわけではないというふうに私は思っているところです。

それと同時に、犯罪捜査等にかかわって情報がそうした機関からアクセスをされてもその痕跡が残らないし、何を見られたのかもわからないというようなことも指摘をされてるんですね。そのとおりです。ある意味でいけば、中日新聞はこういう形でマイナンバーについて行政側にとって便利になる、市民にとっても一部便利になるということは限定的にあったにしても、世界的に見ると、このシステムは世界の流れに逆行してるということも指摘をしてるわけです。

一方で、さっき言ったような犯罪捜査の名目が立てば、どんどん私たちが知らないときにそれを盗み見られてしまうと。それはポータルサイトには出てきますか、そういう犯罪捜査の関係で引き出されたような情報は、出てこないというふうに私は理解してますけども。

そういうことを見ると、ここの記事を見ますと、日弁連の坂本団という人ですかね、情報問題の対策委員長は、こうした点では、一方では国のほうは特定秘密保護法で秘密を囲い込みながら、一方ではこうしたシステムを通じて国民の個人情報の何でもかんでも引き出すことが可能になってしまうような危惧がされているという点では、確かに国の法律が変わって、そうしたことが行政上の手続でしていくわけだけでも、そうした警戒感は利用されて扱う皆さんも、ぜひとも心しておいてもらいたいなというふうに私、思うんです。

国のやることだからね、これはやらないかんにしても、そうした危険性を各方面から指摘されるような問題も含めて、やっぱり対応してほしいなというふうに私は思っているところですけども、この辺は、企画部長、どうですかね。

#### ○企画部長

本当に佐藤委員のおっしゃるように、どんなにセキュリティーを使い、情報が漏れないようなことを一生懸命頑張ってやったとしても、もうすぐにハッキングというんですか、今もうそんな時代です。

ただ、当市においては、国の指示により万全を期してという準備はしております。あとは、私た

ち職員のほうが、そういった重要さをしっかりと自覚し、このマイナンバー制の利用についても、今後も担当部署といいますか、全職員にもしっかり周知し、しっかりと進めていきたいというふうに思っております。

どうぞ一度、職員のほうをよく信用していただいて、今後の行方を見守っておいていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○佐藤委員

そういうことじゃないかなというふうに思っております。

それで、もう一つお聞かせ願いたいと思いますけれども、資料の税の徴収に関してあるわけですが、55ページのところの休日窓口相談及び実績と、この辺について御説明願いたいなというふうに思います。

○税務課長

今2つの御説明の御要望がございましたので、まず、委員会の資料としてお出ししました差し押さえの一覧のほうについての説明をさせていただきます。

3年度分ですね、平成24年、平成25年、平成26年度ということで、それぞれ差し押さえ件数と滞納金額、これは滞納金額というのは差し押さえに関する滞納の金額ということになります。換価金額というのは差し押さえをした結果によって、市のほうに歳入として入ってきた金額がこちらの換価金額になるものでございます。

その結果の3行目の平成26年度のところの内訳として、この下のほうの欄に細かく示してあるわけですが、預金から定期預金、それから生命保険、所得税の還付金のほうですね、それから給与、動産、不動産といった形で分けて書いてございます。件数的には預金の差し押さえが多くて、金額的にも多いわけなんですけど、傾向としましては、最近給与の差し押さえをさせていただくように方針的には転換をしております、件数的にはまだまだ預金の差し押さえには及ばないんですが、金額的にはかなりの金額を給与差し押さえ

によって得るようにしておりますので、給与差し押さえの手法を使いますと、最低限の個人の部分は守られるものですから、そういった意味で生活をなるべく脅かさないような形にして差し押さえを進めるということで、現在進めておるような形になっております。

続いて、55ページのほうの休日納税相談窓口のほうの説明をさせていただきます。

こちらの様に現年と過年でそれぞれ税目ごとに分けて件数と金額のほうが載せてございます。おおむね分割納付の御相談におみえになる方が多いものですから、月に1回、第4日曜日に午前中のみになりますけれども、そういった分納の相談を中心にお受けしておるというような形ですね。特にその場で御納付いただけるということであれば、御納付いただいた金額がこちらの載っておるような金額になるということでございます。

その下のほうで、相談ということで電話による相談も当日受ける場合もございまして、来庁者につきましては、ここにありますように170件あったというような形で、トータルで187件の御相談が平成26年度についてはあったということで掲載をさせていただいております。

以上でございます。

○佐藤委員

それで、もう一つお聞きしたいんですけども、こうした形で、これは差し押さえという形ですけども、滞納件数そのものはどんな推移になってるのかなというふうに思いますけれども。

○税務課長

ちょっと今この場で数字を持ってきてないものですから、それについては後に出したいと思っております。

今この場に滞納の件数のほうについては、ちょっと数字が持っておりませんので、申しわけございませんです。

○田中委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後3時54分

再開 午後4時02分

○田中委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○税務課長

先ほど佐藤委員のほうから御指摘のありました滞納のほうに関することでございますけども、住民税の特別徴収につきましては、普徴と特徴と合わせまして3,970件、国民健康保険税につきましては3,360件、法人市民税につきましては55件、固定資産税につきましては565件、軽自動車税につきましては944件で、全部で8,894件で、これは延べ計になるかと思えます。

件数については、以上でございます。

○佐藤委員

ここに経年で見ると、額はともかくとして、件数的にはどのような推移があるのかなということなんです。やっぱりリーマンショック以降、一挙に滞納の件数がふえたときもあったかなというふうに思いますけれども、今、税収が個人市民税が増収だとかいろいろ言われてる中で、こうした人たちの動向はどういう状況かなということなんですけど、この辺はどのような認識をお持ちですか。

○税務課長

ちょっとこちらのほうの徴収の実績の一覧で見ますと滞納の今、件数で説明させていただいたんですけども、滞納の金額でいきますと、平成25年度が調停の金額で2億8,600万円になってます。平成26年度が調停の滞納繰り越し分で3億2,600万円で、金額的には滞納の額がふえておりますので、それから類推しますと件数のほうも若干ふえておるのかなというふうで考えております。

○佐藤委員

皆さんが努力をされておられるわけですけども、この資料のところの差し押さえ件数というのがありますけれども、この中で、滞納整理機構のほうで扱ったのは、それぞれどういう内容になるんでしょうか、件数的にも金額的にも。

○税務課長

ちょっと知立市分だけという形での数字は報告

を受けておりませんので、拾い上げないとわからない状態ではあるんですけども、滞納整理機構全体のということであれば数字は拾ってありますので、そちらでよろしければということになります。が、よろしいですか。

○佐藤委員

とりあえず。

○税務課長

預金が滞納整理機構のほうで30件で、換価した額が537万8,313円、生命保険が21件、461万3,735円、給与差し押さえが32件で819万9,909円、不動産については10件差し押さえて、換価についてはゼロということですね。あと動産について自動車について2件で43万7,356円、それ以外のその他のものについては10件ございまして、622万8,701円ということで合計2,485万8,014円というのが滞納整理機構全体で差し押さえた平成26年の結果でございます。

○佐藤委員

滞納整理機構はそれぞれの年度で違いますけれども、知立市からは平成24年、平成25年、平成26年どのぐらい送っておられるんですか、それぞれの年度。

○税務課長

これ、各市参加市、皆同じなんですけども、知立市から110件の案件を送っております、平成26年度分については実施分が90件、あと、ほかの市の分を10件処理して100件で、あとは県の職員が2名おまして、そこで10件分を割り振って担当するというようになっておまして、トータルで110件、案件として出してるという形になります。

○佐藤委員

ちょっと今の説明だけではわからないんですけど、私が聞きたいのは、具体的には先ほど知立市分だけじゃなくて預金、生命保険とか言われたんですけども、差し押さえた件数が滞納整理機構で幾らあってね、できたら知立市で幾らあって、滞納金額は幾らで、換価した金額は幾らかということを知りたいわけですよ。

というのは、本会議質疑の中で言われたことは、こういうふうに言われたんですよね。技術レベルを低下させないために今後とも滞納整理機構は必要だと、有益と、維持したいということがあったものですから、そうすると、具体的にはこうした差し押さえ件数、滞納金額、換価した金額、これが具体的にはどういう実態なのかということを知りたいわけですよ。技術レベルを低下させないということですので、さぞかしこの110件をやって、知立市が送っても知立市の派遣された人がやるわけじゃなくて他市の方が対応するわけですけども、その辺を知りたいんですよ。

○税務課長

過去3年分のものについては、ちょっと今、私は資料手持ちで持っておりませんので報告できないんですが、以前は自市分をほかの市の担当の人がほとんどやっていたんですけども、現状では自市分を90件やるということになってまして、自分の市の分をやるように方針を変えましたものですから、他市の分については110件の中で90件、残り20件ですね、それを他市分として処理をするということになりますので、現状そういった形に変えております。

以前は、佐藤委員のおっしゃられるとおり、ほかの市の分を大半をやっておったわけなんですけど、現状ではそういうふうで変わってきております。

○佐藤委員

そうすると、この平成26年で見ると、110件のうち90件は他市の方がやり、10件については知立市から派遣された職員がやられるということですか。

○税務課長

そのとおりでございます。そういった形で切りかわっておりますので。

○佐藤委員

そうすると、その切りかえた背景というのはどうということですか。

○税務課長

ちょっと細かい背景については、私、ちょっとそのところまでしっかり確認はとってないんです

けども、ほかの市のものというのですと、国保とかいろんなものの関係がございまして、自市は自市の分でやるほうが良いというそういう側面もあるものですから、それがやはりそういったところになったのかなというのと、あと、ほかの市の分をやるということに加えて、自市の分、この制度も3年という形で続けてきとるものですから定着してきた感がありますので、自市分のほうをやったほうが支障がないのではという結論に至ったのではないかなというふうに個人的には考えております。

○佐藤委員

総務部長が本会議で言われたことは、技術レベルを低下をさせないために有益だと、維持したいということと言ったんです。その背景にあるのは、多分、きょう、知立市分について110件あって、差し押さえ件数、滞納金額、換価の金額を含めて1年で110件滞納機構に送るわけですよ。送る中で、どういう実績があったかということがわからないと、本当に技術レベルが低下をさせない、有益だったということと言えるのかなというふうに私は思うんです。

例えば、扱う案件が110件と。そこで滞納金額、そういう割合で見たときに、実際に換価の金額が知立市の窓口でやってるよりもはるかに多くの金額を回収したということでもって有益だということなのか、そのための技術レベルというのは、技術レベルと言ったって、相手と話をすることです。だって人間を相手にするわけだから話をする、コミュニケーションをすることですけれども、市の窓口でやるのと滞納整理機構における対応というのは、実績、その他との比較がなければわからんわけですけれども、おのずと違うんだらうというふうに思います。当初のときはいろいろありましたからね。

だから、その辺が有益だということであるならば、そうした実績も示しながら、どこが違うのか、ちょっとお示しを願いたいなど。私は、税金を納めなくてもいいというふうには思っておりません。私がたくさんではないですけど、相談に乗った方

は、給料差し押さえられたと。そこから差し押さえられても市との話し合いの中で、何万円、いつまでというスパンの中でやってきました。しかし、市のほうからは、何万円ということで決めて合意したはずなのに、次から金額を上げてくれという要請、市から見ればそのとおりなんですよ。払える可能性のある中で、たくさんのもではなくて1年及び2年程度で2万円、3万円なら返せる金額の範囲だったんです。ですから、そういう意味でいけば、差し押さえが必ずしもマイナス面ばかりじゃなくて定期的に給料から落とされるわけですので、きちんと分納されていくという点では有益だし、そここのところの合意が市との中できちんととられてれば本人の生活再建という意味合いでも意味のあることだなというふうに思うんです。回収する側もされる側についても。

ところが、その辺がどのようになっているのかということ、滞納整理機構の場合と知立市の窓口の場合、どうなのかなという疑問が湧くんですよ。私、この前もある方、一緒に行きました。たまたまこれはお父さんの分だったものだから、個人情報で息子であっても委任状がなければ出せないよというような話でした。しかし、私に来て一緒に同行してくださいという中身は、かなり強烈な言葉で電話でやられたというようなこともあって私のところに相談に来たんですけどね。ただ、窓口ではお父さんの分だということで、委任状がなければ対応できませんよということでそれで終わって、その後ということがあるわけですけど、その辺の滞納整理機構と市の窓口での対応というのは技術レベルを低下しないということを見るとどこが違うのかなという、そこがちょっと疑問なんです。そこが明らかじゃないと継続する根拠というのはないわけでしょう、実績やそういうことも含めて。

だから私は、そここのところの実績や技術レベルというのは何なのかということなんです。相手との話し合いですので、市の窓口でやってるような話し合いのレベルなのかそうじゃないのか、その辺はどうなんだろうなという疑問が湧くんです

よ。どうなのでしょう。

○総務部長

技術レベルという言い方はあれなんです、技量と言ったほうがいいのかもかもしれませんね、そういった面では。いわゆる私も知立市は、どちらかというところの西三河の中でも収納率は高いほうだというふうに思っております。

ただ、そこで収納率が高いからといって、井の中のカワズじゃないですが、その場に甘んじることによって、いわゆる高慢な態度になってはいけませんし、自分とかが我々が西三河の中ではそういった一定のレベルに達しているということ、鼻にかけてもいけないということと、それと、他市ではどういうふうにやってるかということをやったりその場で交流することによってそういったアドバイスもしていただけるでしょうし、滞納されている方との折衝の仕方についても、我々はこのようにやっていたけれども、滞納整理機構の場に行くとも他市ではこういう形のアプローチの仕方、いわゆる滞納者の方との接し方1つをとってみても、それは行ってわかることではないことがありますので、やっぱり体験をして、みずからの血となり肉となり、そういうことをするためには他の市の職場の方と交流をしながら一緒に仕事をやるということによって、みずからの個々のレベルを上げていく、維持していく、それをまた帰って来て知立市の同僚に伝えていくということをするためにはやっぱり必要だという意味で申し上げたのであって、結果として滞納整理機構の収納の金額云々ではないというふうには私は感じております。金額ですとかそういうのが上がったからといっていいというふうには感じておりませんので、その辺が御理解いただければと思います。

○佐藤委員

しかしながら、大きな実績を上げてくることも事実だというふうに思うんです。知立市の場合もかくとして、県内にはさまざまな滞納整理機構がありますけれども、かなり実績を上げてると。

おのずと技量だということですけども、かなり辛らつなそうした対応も、もちろん皆さんから

言えば、出しても出しても来られないと。どうしようかという中で、そういうショック的な対応が必要だという判断もあろうかというふうに思いますけれども、しかしながら、そうした点では、もっと慎重な対応が必要であり、また、可能な限り市の窓口で対応するということが必要ではないかなど。技量の点で交流するという点では、もちろん具体的現場におることが一番それは学べることかもしれません。しかしながら、そういうことであるならば、そうした税務職員が個々の市の窓口で日常業務として税務吏員として対応してる中身があるじゃないですか。それをそれなりの5市なら5市、6市なら6市集まって研修ということだっただけこれは可能な話でね、必ずしも滞納整理機構じゃなければならぬということにはならないじゃないですか。それは日々現場の中で、窓口、休日相談の中で各市の職員が対応して、そういうノウハウをつけて、こういう形で相手に納得してもらって納めてもらえたとか、そういう事例はいくらでもあるわけですよ。

だから、そういう意味合いで見れば、何も滞納整理機構じゃなくたって技術レベルを向上させる取り組みは可能なわけですよ。だとするならば、そうしたところにいつまでも送っていくということばかりではないような私は気がするんですけど、その辺もぜひ、こういったからと言ってすぐということじゃないですけども、検討をすべき課題じゃないかと。ちゃんと研修や交流やそういう中で身につけれるものもあるはずですよ。具体的にそういうことはやってないわけでしょう。一般的な職員研修やそういうことはやられてても技術レベルを低下させない、技量を上げる、それは何も滞納整理機構じゃなくてもできる話じゃないですか。皆さん、日々そうやって税務の業務についてるんです。どうでしょうか。

○総務部長

佐藤委員のおっしゃることもわかります。

ただ、一過性の研修ですとか交流、それでも一定程度の維持はできると思いますけど、それよりも日常業務と一緒に仕事をやって、日夜協働で仕

事をやる、これによる技術の継承のほうが、はるかに本人のためには血となり肉となるというふうに考えておりますので、また御理解を賜りたいというふうに思っております。

○佐藤委員

総務部長も言われるのもそうですけれども、後でね、きょうは委員会ですけれども、この間の滞納整理機構に送った件数、そして滞納金額、そして換価の金額と、どういう手法で、差し押さえという手法でやられたのかどうなのか、その辺ちょっとペーパーで、ここの場ではないですけども、ぜひいただきたいなというふうに思います。ぜひよろしくお願いします。

それで、もう一点だけ聞かせてもらいたいなというふうに思いますけども、先ほど陳情の中に、私学への支援ということがありました。その中で、116ページ、私立高等学校授業料補助金というものがありますけれども、これについてちょっと御説明ください。

○教育庶務課長

私立高等学校の授業料の補助金ということでございます。私立学校等に在籍する方の保護者に対しまして授業料の補助を行うということによりまして公私立間の格差を図るという目的を持ちましてやっております。年1万2,000円以内ということで、昨年442人で524万276円ということになってございます。

○佐藤委員

ちょっと所管とは違いますけれども、奨学金についてもそうですけども、福島県でしたかね、そういうものの支給を受けたら生活保護の方が収入認定をされたという事例がありましたけれども、国のほうの見解も出たかなというような気もするんですけど、知立市の取り扱いは直接違うもので、どうなってるかなど。例えば私学助成でささやかな市の貴重な財源でありますけども、1万2,000円が収入認定されるようなことがあってはいけないという感じがするんですけども、どうですか。

○教育庶務課長

今、保護費のほうの関係ということで、他県で

の事例だと思います。たしか福島県でしたかね、そういった新聞報道等々ございまして、奨学金を収入認定したというようなお話の報道の関係もお聞きしております。

それで、福祉課のほうにお問い合わせ、私どものほうでいたしましたら、うちのほうの奨学金に関しましては収入等認定はしていないということは聞いております。

○佐藤委員

ここには大きい項目が奨学費ということですので、私立高等学校への授業料補助金と、これについても収入認定はされてない、してないという扱いでよろしいですね。

○教育庶務課長

そのように確認しております。

○佐藤委員

先ほど陳情が全会一致で可決をされました。皆さんもお聞きになってたとおりでありまして、いろいろ市の考え方もあろうかというふうに思いますけれども、毎年のように陳情をされて、国へ県へという側面と同時に、当該の市町村に対する内容もあり、とりわけこの私学助成の授業料補助金というものがあろうかというふうに思いますけれども、毎年、議会として陳情をされてるという中で、今後こうした授業料補助金をどうしていくのかという何かお考えはございますか。

○教育庶務課長

今、私どものほうで行っております私立学校等の補助金につきましては、平成3年度から行っているわけでございます。先ほどもその制度の目的というもお話しまして、平成20年度のときに今の現行の1万2,000円ということで実施しております。

先ほど人数のほうも報告いたしました、平成26年は442人、平成25年は437人ということで400人前後を推移しているという状況でもございます。近隣の市を調べさせていただきますと、私ども一律支給ということで1万2,000円ということで行っております。

ただ、ほかの市ですと所得による段階支給を行

っているところもございますし、今後のことというところで、どのような方法が支給に適しているかも含めまして、今、金額とかいうお話もございすけれども、それにはまた新たな財源も必要でございますので、他市の動向等を含めまして研究させていただきますしたいと思います。

○佐藤委員

私は、前も皆さんが財源確保に御苦労を本当にされてるし、またそんな中で、今回はふるさと納税の事業も一新をされる努力をされてることは承知をしているところであります。

以前、奨学金の給付金をためた基金がありますよね、これは奨学金についても私立高等学校授業料補助金もこの基金の財源を充てずに実施するというふうに理解してますけれども、それでよろしいでしょうか。

○教育庶務課長

利息につきましては奨学金の一部に充てておるという状況でございます。

○佐藤委員

奨学基金は現在約4,000万円弱あるわけです。これらの奨学金と私立高等学校補助金は一般財源で賄われて、基金はこの間、利子と給付があればここに積み上げるという形でできてるんですよね。

私は、財源の問題ということであるならば、全てここから使うということじゃないですけれども、私立高等学校補助金、また、奨学金というものの一般財源は一般財源として確保しつつ、これらの奨学金の一部を可能な範囲の中で活用すれば引き上げも可能ではないかなと、そうした検討もぜひしていただけないかなというふうに思っているところです。

毎回のように私学をよくする会のほうから市町村に対する陳情も出て、議会も全会一致でこれを可決してると。そうした中において、私も可決をした議員の1人として、ぜひそうしたことの検討を求めておきたいなというふうに思っているところです。ぜひ検討をしていただけないでしょうか。

○教育庶務課長

今の奨学金の基金というのは財産を維持して資金を積み立てるための基金ということで今まで利息については奨学金の一部に充てておいて、そういった意味では基金の目的を達しているのではないかということは考えております。

ただ、今の私立学校の補助につきましては、先ほどもちょっとお伝えいたしましたけども、他市の動向、支給の仕方、方法等々も含めまして研究はさせていただきたいと思っております。

○佐藤委員

これについては、今、教育庶務課長がああいう形で言われましたけども、教育部長、ぜひそうした点も含めて利子分も奨学金に充当するという側面がありましたけれども、私は、この基金の内容を一部そうした財源を使いながら上乘せ分については上乘せ1万2,000円どれだけするかということとはともかくとして、そうした部分を一部使ってできないかなというふうに思っているところです。ぜひ御検討願いたいなというふうに思いますが、いかがですか。

○教育部長

基金を使って私学助成のほうにというお話でございますけども、毎年、私ども、各市の動向等、それから金額について把握をするようにしております。現在のところ、ここ数年、他市も移動、金額の変更等ございません。そういったところから、今の金額で他市と比較しまして、遜色のない金額であるというふうに感じております。

ただし、今後、情勢とかそういうことが変わってまいりまして、そういった見直しをする必要があるという時期がまいりましたら、また検討のほうをしていくのかなということで、今はそういった動向を見させていただくという状況です。

ただ、この基金につきましては、私学助成のほうを使っていくという考え方は、今、私学助成の考え方が格差の是正、授業料のそういった補填という意味合いもございますので、少しその基金の使用目的が根本のところ、基本的なところはちょっと視点が違うのかなというふうに感じております。今後の研究課題とさせていただきたいと思

います。

○田中委員長

ここで予算・決算運営要綱第6条第2項及び第3項に規定に基づき、会議時間の延長、または予備日での開催についてお諮りします。皆さんの御意見を申し上げます。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後4時33分

再開 午後4時42分

○田中委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

午後5時終了ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

そういうことですので、質問者、答弁者に置かれては、簡潔、スムーズに議事を運んでいただきますようお願い申し上げます。

それでは質疑に戻ります。

○佐藤委員

137ページでお願いします。

学校給食について、ここには具体的にはここだけでは載ってませんが、委託をしておりますけれども、委託についての中身と、委託契約するに当たって労務費についてはどういう積算で市のほうはやられておるのかと、ここの1点と、そうした中で、平成26年度決算ではありますけれども、平成27年度に新たな契約もされたかというふうに思いますので、その点での労務費の積算は何を基準にしてやられて契約をされてるか、ここの点だけ。

○教育庶務課長

まず、ことし3年に1回の3年の更新がございましたものから、4月から調査検討委員会、委託研究委員会ですね、こちらのほうを立ち上げて、2回の研究会の中で業者のほうを選定させていただいている流れがございます。そんな中で決定をし、指名審査会のほうへ上げさせていただいて、6月4日の電子入札で今の大新東ヒューマンサービスのほうが決定しております。

先ほどの労務の関係でございますけども、こちらについては以前からお話あったかと思えます。処遇の確保と処遇の調査の関係かと思うんですけども、そちらのほうについては、例えば処遇の確保について契約書のほうの書面に残すというふうなことはこういった形では労使関係に介入するというので、ちょっとできません。

また、個々の労務の賃金調査ということについても、これも法に触れるということできないという中身の中で今までも進めております。今回もそのような形で進めておまして、契約書とかそういういった一部の使用書には、一切そういう優先雇用とか処遇待遇については記載してないのが今回もそうでございます。個々の調査についても労使関係は介入するというので、これも不適切ということですのでしてございません。

ただ、契約の前に私どものほうからは、今までの旧学校給食センター、それから保育園のほうからもみえた方もおるんですけども、その方たちにつきましても、今の知立市の臨時職員と同等以上ということで、平成27年度にあっては1,010円、交通費等の手当はなしということで、そういうことを配慮するようにのお願いということはさせていただきます。

○佐藤委員

この契約するに当たって、市のほうも積算をするわけでしょう。積算をすると思うんですけど、その場合、人件費、賃金について相手はどう決めるかということは別問題として市の積算としては何を基準にしているのか、ここだけ端的にお答えください。

○教育庶務課長

臨時職員につきましては、今の知立市の職員の単価を積算の基礎としております。

○田中委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

認定第4号 平成26年度知立市土地取得特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

以上で、本分科会の所管とされた案件の審査は終了しました。

なお、予算・決算委員会における分科会委員長報告の文案につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、予算・決算委員会企画文教分科会を閉会します。

午後4時48分閉会

## 平成27年知立市議会 9月定例会予算・決算委員会 市民福祉分科会

1. 招集年月日 平成27年9月18日(金) 市民福祉委員会終了後

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員(6名)

中野 智基                      小林 昭弑                      神谷 文明                      高木千恵子  
池田 福子                      川合 正彦

4. 欠席委員

明石 博門

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
福祉子ども部長	成瀬 達美	福祉課長	長谷 嘉之
子ども課長	星野 主税	保険健康部長	中村 明広
長寿介護課長	清水 弘一	国保医療課長	正木 徹
健康増進課長	浦田 浩子	市民部長	山口 義勝
市民課長	加塚 尚子	経済課長	早川 晋
環境課長	小栗 朋広		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 島津 博史                      議事課長 横井 宏和  
議事係 野々山英里

7. 会議に付した事件(又は協議事項)

### 事 件 名

- 議案第54号 平成27年度知立市一般会計補正予算(第3号)  
議案第55号 平成27年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)  
議案第57号 平成27年度知立市介護保険特別会計補正予算(第2号)  
議案第58号 平成27年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)  
認定第1号 平成26年度知立市一般会計歳入歳出決算認定について  
認定第2号 平成26年度知立市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第5号 平成26年度知立市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第6号 平成26年度知立市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第8号 平成26年度逢妻衛生処理組合一般会計歳入歳出決算認定について

午前10時18分開会

○高木委員長

ただいまから予算・決算委員会市民福祉分科会を開会します。

本分科会の所管とされました審査案件は9件、すなわち議案第54号、議案第55号、議案第57号、議案第58号、認定第1号、認定第2号、認定第5号、認定第6号、認定第8号です。これらの案件を逐次議題とします。

議案第54号 平成27年度知立市一般会計補正予算（第3号）の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○川合委員

それでは、補正予算につきまして、二、三件聞かせていただきます。

まず、補正予算書の25ページであります。民生費の中の003番、障がい者福祉施設運営補助金とあります。本会議でも若干質問があったようですが、この内容につきまして、もう一度この場で御披歴いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○福祉課長

この制度は、NPO法人及び社会福祉法人が新たに事業所を開設した場合につき、アパートだとか一軒家を借りて事業所を開設する場合に、その家賃補助として上限20万円まで12回、1年間支給するものでございます。

今回、平成26年度において、NPO法人青空スケッチブックが8カ月分支給しております。平成27年度においては残り4カ月分、ここは上限20万円まで支給しておりますので8万円と、NPO法人あかりの家というところが平成26年度に9カ月分支払いました。ここは月5万4,000円です。ですので、平成27年度においては、残り3カ月分の16万2,000円を支給する予定になっております。

新たに平成27年度にNPO法人Am iが設立されて、上限20万円を支給する予定で、ここは240万円ということで、当初は240万円の当初予算を組んでありますので、それを合算した336万2,000

円になるような形で今回予算を組まさせていただきますというものでございます。

○川合委員

NPO対象で家賃補助をしていただけるということでもあります。

今、御披歴いただきました3件の団体それぞれの運営されている内容をある程度わかるところがありましたら、人数とか運営内容につきましてお知らせいただけたらと思いますが。

○福祉課長

まず、NPO法人青空スケッチブックですが、ここは放課後デイ事業という形で、谷田のところ到店舗を借りられて始められています。

あと、NPO法人あかりの家は、谷田のアパートを借りて身体障がい者の方の日中一時事業を始めました。

あと、Am iですが、これも谷田の店舗を借りて、4月には日中一時ですが、7月からは生活介護と放課後デイと日中一時という形で事業展開をしていただいています。

○川合委員

今この3件のNPOの方に対して補助をしていただいているということでもあります。

Am iは、谷田の信号の東側通っておりますから、ここにできたんだということで確認させていただきましたが、今その3件のところをお聞きした内容で、ちょっと気がかりといいますか、市のほうの施設としても民間のNPOにしても、重度の方の受け入れ体制がこれからも課題になってくると思うんですが、重度の方に対しての施設建設ですとか、今後の計画というようなことは、将来計画の中であったような気がするんですけど、ちょっと確認させていただきますか。

○福祉課長

重度の方の施設というのは、知立市においては計画はありません。

○川合委員

わかりました。重度の方はないということではありますが、まだまだこれから養護学校を出られた方とか、そうでない方も障がい者の方が行き先

をなかなか将来的に安定してないという現状でもあります。Am i が来ていただきまして、少し将来が開けたところもあります。

それと今、補助対象となっているところではなくて、福祉の関係からの業界ではなくて、一般の企業から参入されるというような方も今あるようなんですが、その辺の実態はどうなっておりますでしょうか。

#### ○福祉課長

株式会社等の参入は、福祉サービスの種類からいくと就労支援継続事業等が非常に多い。あと、放課後デイサービス事業等の参入も多いです。

大体この2つが今、主に知立市の中では新規に展開をしていただいている内容でございます。

#### ○川合委員

福祉ではない企業が知立市でそういう展開をしていただくということにつきましては、いろいろな見方もあるようなこともたまには聞きますけど、その方にお会いしたこともあります。就労関係ですね、そちらについては非常に前向きに、今までにない発想で雇用を新たに創出していただいているという現状もあります。

うちの近くにも既に大きな貸事務所といいますか、塾のあとを借りてやってみえるようですが、そこだけでは足りずに、いろんな貸店舗、貸事務所を借りられて、軍手とかですね、殺虫剤、簡単な薬品類なんだろうが、御自分のところで製造して販売もされてるというようなことであります。

福祉の世界からということではないので、かなり独自の展開もされているようでございますが、働き先をこれから確保していく面では、一定の評価といいますか、いい評価ができるものではないかというふうに考えております。

それでは、こちらのことは、これで終わります。

次に、29ページ、商工費の中ですが、006番の観光振興推進事業の中の三河知立駅開業100周年記念事業委託料で掲載されておりますが、この内容について、これ本会議でありましたが、もう一度こちらでお願いいたします。

#### ○経済課長

三河知立駅開業100周年の記念展でございます。三河知立駅につきましては、1915年の大正4年の10月28日に開業しておりまして、当時は三河鉄道の知立駅ということで開業しております。

その後、昭和34年に現在の知立駅が開業するまで知立駅の表玄関として市民の皆様にも、また、弘法さんを初めとする観光拠点の拠点駅としてにぎわった駅でございます。

こうした経緯もございまして、私どもとしましては、今回、経済課のほうで三河知立駅開業100周年記念ということで、開催期間が平成27年10月24日から11月27日の間、知立市図書館の展示スペースにおきまして、三河知立駅開業から100周年の歩みというものを振り返る写真展やパネル、また各種資料を掲げたい、展示を行いたいということで、名鉄の御協力、また、名古屋のNPO法人の名古屋レールアーカイブスというNPO法人がございまして、こちらのほうの御協力を得まして展示を行うということでございます。

#### ○川合委員

たびたび三河知立駅開業が100年だということで、何度も申し上げておりますが、非常にこのことは、ただ鉄道の形が変わるとか、新たなまちづくりが連立立体交差ができるという以上の知立市の歴史的な重みがあるわけですね。

ここに走った機関車が、明治の中ごろにイギリスから来たんですね。御存じの方ありますか。スティープン社製の蒸気機関車が4台来まして、関西方面で数年頑張って走っていたものなんですが、ここは三河線が開業したと同時に、大浜から知立まで10年か20年走っていたようです。

ほとんどが戦争中に、鉄でできていますからね、全部戦争に使われてしまったようですが、1台だけまだ奈良だったかどうかには展示してあるようです。そんなような非常に歴史的なものも背景にあるわけですね。

やっぱり鉄道が日本の産業をけん引するという社会背景になってきて、大浜から刈谷まで、そこからまた100年前に刈谷から知立まで来たという、これが非常に色濃くあるわけですので、知立の

発展には非常に寄与したわけです。

しかし、その後、前も言いましたが、国鉄が開通して、刈谷駅ができてから主要な物流が刈谷市を中心にして、もともと知立市にあった教育関係のものだとか、いろんな施設が刈谷市、安城市のほうに分散していったという経緯もあるわけでございます。しかし、その中でも、この三河知立駅を中心に駅前が栄えて、弘法さんを中心に弘法通りが栄えたということがあるわけでございます。

こういうそういった歴史背景も含めて、さきの本会議の答弁のときに刈谷市との連携された事業等のお話がありました。この辺ちょっともう少し具体的にお知らせください。

#### ○経済課長

先ほどの答弁の中で、記念展の開催日のほうが、私、10月24日から11月27日としゃべったかと思えます。終わりが11月17日でございます。よろしく願いいたします。

それで、刈谷市とのことでございますが、先ほど川合委員がおっしゃったとおり、刈谷駅から三河知立駅の開業が100周年になりますので、刈谷市のほうとタイアップさせていただきまして、また名鉄も一緒にということで、刈谷市のほうでは、かつなりくんの一日駅長ということで刈谷市のほうで行います。

また、記念発車セレモニーということで、名鉄、刈谷市、私ども知立市ということで、11月3日に私どものマスコットキャラクターちりゅっぴと刈谷市のかつなりくんが知立駅4番線、三河線の海線のほうですね、こちらのホームで記念発車セレモニーをということで考えております。

そういったことで、またほかに名鉄のほうでは開業100周年の記念台紙ということでかたい入場券を発行するというので、そちらを張っていただくようなものをつくるということでございます。

またあとは、記念イラスト系統板ということで、三河線のほうの系統板をつくれるということでございます。

また、ポスターにつきましては、私どもと名鉄、

刈谷市で共同でつくるということになっております。

以上でございます。

#### ○川合委員

今回その100周年、ちょうど来月ぐらいで100周年、10月28日でしたかね、ちょうど100周年ということでもあります。

もともとは三河知立駅じゃなくて知立駅という名前できたわけですが、三河鉄道ということで蒸気機関車が走ったりしてましたが、その後、名古屋電鉄、今の名鉄の前身ですが、電気鉄道ですね、その時代的な背景とすれば少し前ぐらいから一般家庭に電気が通り電話が普及したということから、蒸気ではなくて電車が走るようになったと。

いずれにいたしましても、この三河知立駅が今までの知立市をある意味で非常に支えてきた、そういうことをいろんなきょうの話では、地域活性化とか観光の話ではあります。子供たちにもわかりやすい形でね、教育的な側面とかいろいろなところでも残していただきたいと思います。市長、その辺この事業に対して御所見はいかがでしょう。

#### ○林市長

今、この三河知立駅の開業100周年を記念しての事業ということでもあります。

知立市は、今ちょうど市史編纂事業もやっております。また、知立駅周辺では100年に一度のまちづくりをやっているということでございまして、そうしたことを踏まえながら、過去を振り返り、そして未来にどういうふうな形でこの鉄道を中心としたまちづくり、鉄道の駅を活かしたまちづくりをどのように進めていったらいいか、そんなことを市民の一人一人に問題意識として持っていただく、そんな機会にもなればなというふうを考えております。

#### ○川合委員

ぜひいろんな側面から、この大きな事業、歴史的な変換点にあるまちづくりを広めて周知していただきたいというふうに思っております。

それでは続きまして、その下にあります014の

観光協会事務委託事業がありますが、こちらの内容を御披歴ください。

○経済課長

014の観光協会事務委託事業の事業推進委託料134万1,000円でございます。

こちらにつきましては、現在、私どものマスコットキャラクターちりゅっぴが出演しておりますゆるキャラグランプリのイベントの出演に関する消耗品等、また、活動の保険ですね、そういったもの、また、浜松市のほうで11月22日から23日に行いまして、決戦投票の出演、こういったものの旅費につきまして観光協会へ委託するものが総額で84万円でございます。

また、そのほかにロータリークラブのほうから観光振興にということで50万円の寄附がございました。こちらのほうにつきましても、ロータリークラブのほうからの御希望でミスかきつばたのものでということございましたので、冬に活動していただくためのコート、帽子、また、ちりゅっぴのぬいぐるみを作成したいと思っております、そういった費用で50万1,000円ということございまして、総額で134万1,000円でございます。こちらを全て観光協会のほうへ委託するということでございます。

以上でございます。

○川合委員

観光協会のほうにそうした事業の委託をされたということですが、観光協会の方たちの活動についてですが、これこれこういうことをお願いして、それを受けていろいろやっていたということはあるありがたいことだと思いますけど、実際にどういう場所でどういう方たちが、この観光事業に関しての作業といいますか、そういうことをされているかをちょっとお聞きしたいと思っております。

○経済課長

今の御質問につきましては、ちりゅっぴに関してということでございます。全ての観光事業で。

私ども経済課の商工観光係のほうの職員で今現在、全ての観光事業につきましては行っております、また、ちりゅっぴにつきましても、私ども

のほうの今の商工観光係の職員のほうで行っております。

○川合委員

職員の方でやっていたという事です。

何が言いたいかといいますと、職員の方がやっていたのは庁内の話で、それはそれで効率的でいいと思うんですが、観光協会というこの中の庁内のそういう組織ではなくて、観光協会って別にこうやって委託先なものだからそういった協会があるわけなんです、それに関連する方たちが、例えば、ちりゅっぴならちりゅっぴを宣伝したいいろんな団体もあるだろうし、関連するいろんなボランティアの方もいると思うんですね。そういう方たちが、まさかここに来てみんなで話しましょうということもないと思えますけど、協会として独立した皆さんがコミュニケーションをとりやすい形をつくるための拠点というものがないと、なかなか今言われた事業でも、職員の方たちがやっていた分にはそれでいいんですけど、ほかの方たちに広がっていかないとか、ほかの方たちの意見を取り入れるそういう形にはなっとなさそうな気がするんですが、この辺はいかがですか。

○経済課長

観光振興のための拠点というお話でございます。

私どもとしましては、ちりゅっぴに関しては、まだちりゅっぴの着ぐるみができて1年もたっていないという状況でございます。今、ちりゅっぴのイメージというのをづくりつつありまして、このイメージを壊すというのは、そこでまたいろいろ問題が発生するというのでございますので、しばらくは私どもの観光協会の職員でと思っております。

観光の全体としまして拠点づくりという部分では、私どものほうもそういった市民の皆さんも取り込んで観光を進めていきたいと思っております。

拠点につきましても、今現在、私ども観光推進計画を策定しておりますので、そちらのほうでまたその中に取り込んでいきたいと、載せていき

いと。いつというのは、まだこれからいろんな問題がございますので、それを踏まえながら考えていきたいと思っております。

○川合委員

できるだけ早急にこれはお願いしたいと思えますね。区画整理事業とか今の駅前の整備事業が終わってからとかいうふうだと、もうそれまでの間が空白になってしまうし、実際この間、本会議で申し上げましたように、知立市に来た人に、観光案内所どこですかと言われて、ありませんよね、そういう対応も観光立市を目指し、新しいまちづくりをしていかないかんとときに、ちょっといかがかなと思えますね。

それには、やはりあいてる店舗なりなんなりが今後必要になってくると思うんですけど、その辺、もしお聞きできるのであればお願いできますか。

○経済課長

観光の拠点ということで、私どもも空き店舗等、昨年から探しておるんですが、やはり設置場所というのが駅前だとか東海道筋だとかそういったところを探しておるんですが、なかなか広さ、使い勝手だと、そういった部分でいろいろ支障がございまして、なかなか見つからないというのが状況でございます。

以上でございます。

○川合委員

時期が時期だけに見つかりにくいということも確かにありますよね。ですが、少しの土地でも、もし一定期間が借用できれば、もうプレハブでもいいですよ、案内所を兼ねてお土産売って、ガイドボランティアの方が定期的集めれるようなところ、そして、物産については、あんまきとかいろいろありますけど、なかなかこれはというのは、ほんとに観光地のメッカというようなことに比べるとこれから開発しないかかかもしれませんが、今ここ数年、知立市の商工会のほうで一品運動といってありまして、毎年毎年、20件から30件のお店がその年その年でいろんなオリジナリティーを活かしたお店の一品をつくっているわけです。

それもなかなかPRするといっても、市外でいろんな観光事業があればそちらに出向いてやっていくことは展開しております。市内であれば、商工祭、今回はないわけでいけません、そういう事業のときにはお知らせをしています。

でも、これは非常に狭いエリアの話で、やはりよそから来た人が、知立市って、一品だから全部が全部観光商業ベースにのるものじゃないかもしれないんですけど、そういったものを開発しているということを感じてもらえるでしょうし、ほんとに外に売って出たいものを開発された方は、ネットということもありますけど、やはり来た人にこんなありますよと、これおいしいですよというように紹介できる場所がないと、そういった意欲、モチベーションもなかなか上がらないですよ。

なので、やはり物理的にそういうところが、ここ数年というまでも、ほんとにすぐでも欲しいわけですけど、できるだけ早期に設置していただきたい、これはほんとに本音ですので、よろしくお願いしたいと思います。

この観光ということで関連しますが、本会議の答弁の中で、西三河の広域的な観光事業を御披歴いただきましたが、その内容をもう一遍お願いできますでしょうか。

○経済課長

西三河の現在9市1町で協議会を設けまして、知立市が会長市になっておるわけですが、今、ウェブサイトも設けまして、そちらのほうで観光の推進を広域で行っていくと。その中には、ルート検索といたしまして、出発地から目的地の間にいろんな観光施設、西三河圏域に入ったところでございますが、観光施設がある。また、立ち寄るようなお店、飲食店、そういったものを検索できるように、また、そういった紹介もするような形のシステムをただいま9市1町で構築中でございます。

以上でございます。

○川合委員

9市1町でそういった展開をしてみえると。定期的な会合とか何かはやってみえないですかね。

これ発案されたのは、知立市のほうからということで、ちょっとその辺、確認をお願いします。

○経済課長

昨年、私どものほうから、私も含めて、幸田町も含めまして、9市1町の観光担当のほうの皆さんにお話させていただきまして、これからは広域で観光事業を行っていくべきではないかというお話をさせていただきました。やはり知立市も含めて、観光施設をめぐっていただくためには連携して他市の市外の方、圏域外の方に御紹介をさせていただくサイトが必要ではないかというふうな判断をさせていただきました。9市1町の皆さんに御協力をいただいたという経緯でございます。

ことしの4月から皆様の各市のほうに今年度予算をつけていただきまして、各市70万円ほどです。630万円ぐらいの費用を予算化させていただきました。協議会のほうで現在そのシステムを構築していただく業者まで決定しまして、今、開発中でございます。

また、会議につきましては、今後、随時ということで開発業者等含めながら会議の日程は決まってくるかと思えます。

以上でございます。

○川合委員

非常に前向きな、いい発案で、これを取り入れて実際の活動が展開できているということは非常にありがたいというか、各市にとってもメリットがあると思えます。

例えば、1人のお客さんがそのまちだけ行って家へ帰ってしまうのではなくて、いろんなところに誘導策をつくるということは、やはり連鎖ができて、1人のお客さんがこの三河地区で滞留時間もふえるであろうし、経済効果にも結びつく。よそから来て1カ所だけ見てね、こんなもんかと帰ってしまうよりも、湯布院なんかでもそうですね。そうやって連携してここで泊まったら全体の施設が利用し合えるようにやってるような、そういう発想というのは観光には必要なわけで、愛知県の中だけではなくて外から呼び込むには、やはりそういった広域的に予算もそうすれば潤沢な

んだろうし、企画力も出てくる。お客さんも回遊性ができてくる。これはどんどん発展してうまくやっていただきたいと思えます。

そうなってくると、さらに問われるのがシティプロモーションですね。やはり差別化、もちろん頑張っておるところはお客さんが来る。そうでないところはこんなものかと終わってしまうということもありますので、さらに広域でやる場合には知立市の魅力、独自のものを開発しなきゃいけないと思えますが、知立市の独特な魅力づくり、まちづくり、市長にちょっとお聞きしますが、今後どのようなことが一番、ちりゆっぴりもありますけど、またユネスコの登録もありますね、それも含めて、どのようにしてシティプロモーションと観光の推進をお考えでしょうか、お願いいたします。

○林市長

昨日、観光ボランティアの平成27年度の総会があったわけでありまして、新たにまた2名の方がボランティアとして登録していただきました。今30名近くの方が御活躍いただくわけでありまして、知立市は観光資源がたくさんある、それをさらに磨きをかけていく、また、新しく発見、創造、広報、PRなんですけれども、発見をしていくということも大事であります。

話せば長くなるんですけども、例えば、今、国の指定文化財が2つでありますけれども、今、市史編纂やってる関係で、ようやく知立神社においては俳壇等を5つ、6つが国指定文化財にリーチをかけている状況になってきております。また、せんだっては万福寺も同じように国の登録のほうにされたわけでありまして、そうした市史編纂の視点から、その事業から新たな観光資源になり得るものを今、発見をしているわけでありまして。

また、かきつばたでありますけれども、かきつばたは1000年前に発見されたものであります。業平が発見してくれたんですけども、それを売茶が300年前に新しくしてもらって、そして今、また新しくかきつばた園を、よりPRしていこうという、よりいいものにつくり変えていこうという

ことでやっております。

かきつばたは今、八橋が中心になるわけですが、そうじゃないよと。知立市に入れば、もうかきつばただよというそうした試みということで、今、都市計画課は市民の皆様方にも育てていただく、また、シルバー人材センターのほうでは、かきつばたが苗が足りなくなったらシルバーから買おうということで、シルバーの造詣の深い方々にも育てていただいている。かきつばたを鑑賞だけでなく産業としても経済振興としてもやっていこうということで造園会社の人も頑張っていたいただいております。

また、知立まつりにおいては、ユネスコに登録される、これは知立市だけじゃなくて愛知県6団体あるわけでありまして、6団体が一緒になってやろうということで働きかけて、今、知事のほうも山車を日本一にしていくんだということで新たな部署も立ち上げていただいております。

また、知立駅周辺は100年に一度のまちづくりやってるわけでありまして、ここも観光的なロケーションにもなってくる。また、電線地中化、そして建物意匠の統一化とか、ほんとにすばらしい景観ができてくるわけでありまして、知立駅周辺はほんとにすばらしい近代的なまちになっている。そして、ちょっと足を延ばすと本町通りは石畳をやるとか、知立神社の参道を入っていくところには伊勢神宮のおかげ横丁みたいな雰囲気醸し出す。また、遍照院のほうも1年に130万人の方が訪れているわけでありまして、そこも知立駅から近いわけでありまして、そこもいにしへの雰囲気を醸し出しす町並みにしていく。とにかく知立駅周辺は非常に近代的、ちょっと行くといにしえを感じさせるものが残る、そんな町並みにしていかなければいけないなど。

語り出せばきりが無いわけでありまして、ほんとにたくさんものがある。それをまだまだ活かし切れてないというのは、やはりお金を投資をしていかないかんなどという。投資をして後で返ってくるわけでありまして、投資をしていく。中途半端な投資じゃなく、中途半端という言い方は

いかんのですけども、やはりやるものは徹底してやっていく。

だから観光というのは私は究極的には、来ていいじゃないんですね。こんないいところなら住んでみたいなどという、住んでいただいて観光は成功だということをJR九州の社長が前おっしゃられたんですね。観光というのは究極的には、いいまちだな、住みたいな、そういうふうなまちにしていくことが観光だよということをおっしゃられておりました。

観光でいいものを見ていただくには、まちをきれいにしていかなきゃならない。ごみ問題もしっかり解決をして、ごみは全然落ちてないなどということ、道路もでこぼこがないな、しっかりと歩道と自転車道が確保されて歩きやすいな、そんなハード基盤もしっかりしていかなければいけないわけでありまして、観光というのは、まち全体が住んでいる人にとって住みやすいなものを目指すことには、なかなかぜひ来てくださいという、観光案内所を設けて、ぜひ来てくださいと、やはりまずは住んでいる方が、いいまちだよと、住んでる方、7万人がみんなが知立市に来てくださいという雰囲気にはまずつくっていくということも大事なことかなと思っておりまして、いろんな視点から観光というのは考えていかなければいけないと思っております。

○高木委員長

ここで10分間休憩します。

午前10時55分休憩

---

午前11時04分再開

○高木委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○経済課長

先ほど川合委員のほうから御質問ございました観光情報発信システムですか、西三河地区で9市1町での協議会のことでございますが、予算が私、630万円から640万円というお話させていただきましたが、9市1町で702万円ございますので、訂正させていただきます。



話でもいいですよ、そういうことじゃなくて、1時間なり2時間そうやってテーマを提示して、それについて顔を見ながら話し合っていくという、これがベースですよ。こういう考えでいかないと、今言われたウェブ構築されてネットで情報を出す、これはいいです。これは1つの手段ですよ。でも基本は、やはり皆さんが1カ所に集まって、そこで議論をして方向性を決めていくと、これをぜひベースにさせていただきたい。

市長、先ほど市民的な盛り上がりも大事だということを言われました。もちろんそれは否定はしませんが、ハード的なものをつくっていくこと、これは非常にそれ同等、またそれ以上に大事なところがあると思いますが、その辺いかがですか。

○林市長

私も川合委員と全く同じであります。決して否定するものじゃないわけでありまして、例えば観光案内所をみたいなのは必要なと思っております。案内所へ行って、やはり案内所自身も、ただパンフレットを取りに行くというだけじゃなくて、ちょっと違った機能ができないのか。

例えば、参考にさせていただくと、ちりゅっぴの部屋という、ちりゅっぴの家というそういう形にして、観光案内所なんですけども、そこに行くとか、何月の何日に今回はちりゅっぴ来ますよ、写真撮れますよとか、何か1つ、2つ楽しみがそこで生まれる、そんなものもやっていきたいな。

今、経済課長申し上げましたように、観光計画をつくっておるわけでありまして、その中で当然位置づけていくわけでありまして、決してそちら拠点、案内所を否定するということではございませんので、また御理解いただきたいと思います。

○川合委員

ぜひそのようにお願いしたいと思います。

観光ということは、やはりシティプロモーションの同等ぐらいに大事なことじゃないかと思えますね。やはり来ていただいた人が、知立市はこういうまちだということを印象深く持っていただく、来てよかったと思えること。また、2回、3回と来る。その中には、定住化される方も。この間、

長野県のほうで職員の方、いわゆるシティプロモーションでいろんな観光事業や何かと説明していただいた方、お話聞いたら、その人も東京の方なんですけど、長野市に来て、ここは住みやすそうだと。もともとは山登りが好きだったから長野県に来てたらしいんですけど、住んでも東京よりいいということで移り住んで市役所の職員をやってみえましたがね、そこにつながれば一番いいですが、まず知立市の歴史的な資産、観光資源をしっかりとかかしていただきまして、せっかく知立市が発案していただきました西三河の連携ネットワークを活用して、さらに有効な観光事業を展開していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○高木委員長

ほかに質疑はありませんか。

○池田福子委員

ページ数で25ページなんですけれども、社会福祉総務費の部分の011、生活困窮者自立支援事業に対して550万円の減額ということなんですけれども、これからやっということ、これから充実させていこうという事業なんですけれども、この減額の意味をまずお聞きしたいんです。

○福祉課長

当初予算を組んでる段階で、生活困窮者の知立市規模の国庫負担額の基準が2,000万円でした。

年が明けて国のほうの予算は平成27年度になってから決まってるんですけども、その段階で予算が組み終わった後で内示があったのが1,450万円が上限になりました。社会福祉協議会と協議させていただいて1,450万円の事業費まで削減をお願いしたというのが経緯でございます。

○池田福子委員

ただ、この事業これからやっという典型的な例ですよ。例えば、相談事業にしてもそうですし、住居の確保にしてもそう、それから若者サポート、もう一つは、一般質問でもさせていただきました学習支援も平成28年度からは予算取りを精査してつけていく方向にありますからとい

うことで、ですから、これで足りてるんでしょうかね。

○福祉課長

今回、減額補正をさせていただいたのは、生活困窮者の自立相談事業の部分でございまして、そのほかの事業というのは個別に予算計上させていただいておりますので、ここについては立ち上がりの相談件数等を見ても十分足りてる状態かなと今、思っております。

以上です。

○池田福子委員

相談事業のほうで減額と、相談事業に限り減額というふうに考えればいいということですね。で、足りるわけですね、それはね。

そうしましたら、学習支援のほうも聞かせていただきたいんですけども、これは来年の話なんですけれども、学習支援もそれ相当の金額として必要ということになってくると思うんですね。そのときに、これは絶対削れないものだと思うんで、福祉子ども部長も予算の確保に頑張りますと。それから、副市長も精査して予算の確保をしますというのを約束していただきました。単に国からの金額がおりなかったからといって、今度は削るところがないからということはないと思いますけれども、お答え願えますか。

○福祉課長

国のほうの今回8%から10%の消費税アップの福祉部門においての大きな議論の焦点は、子供の貧困というところになるかなと思っております。その部分については、やはり福祉課としては積極的にやっていきたいというふうには思っております。

あと、事業費については、やはり国庫補助の範囲の中で、十分、事業費等精査させていただかなければいけないかなというふうには思っております。

以上です。

○池田福子委員

その学習支援のほうは、今の考えでは、こういう問題があったとしても予定どおり進められると

いうことで考えればよろしいですか。

○福祉課長

あくまでも平成28年度当初予算に計上できるかできないかが問題でございまして、その部分については、予算取りについては予算要求等はさせていただきたいとは思っております。

○池田福子委員

もちろん始まるのは平成28年ですけども、それまでお願いしなきゃいけないのは、今お願いしなきゃいけないわけですね、NPOのほうにはね。それから場所取りもあるし、どういう子たちを対象にしようというのは今からやっていかなきゃいけないことなんですよ。

スタートそのものは来年、平成28年の4月なんですけれども、段取りとしては今スタートは遅いぐらいなんです。その辺をお考えいただいて予算取りのほうをしっかりとさせていただきたいと思うんですが、副市長、この辺は精査してそれは努めるとおっしゃっていただきましたので、まさかのことはないと思いますけれども、お願いいたします。

○清水副市長

これは本会議で福祉子ども部長も私も同様に申し上げましたけども、この学習支援については昨年、一昨年度から、もやいこハウスとか学習支援のほうで何とかお願いできないかというようなことも担当のほうもいろいろお話をさせていただく中で、なかなかその辺の対応が難しいというようなことで実現に至っていないというような経緯もあるというふうに私は理解しておりますので、今、担当が申し上げましたように、そういった受け皿ですね、NPO等との調整ができてくれば、これはぜひやっていく必要のある事業だというふうに私は考えております。

○池田福子委員

その気持ちを絶対を守っていただきたいと思えます。子供の貧困は、おいおいは大変な問題を含みますもんで、ぜひお願いしたいと思えますので。

○高木委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

議案第55号 平成27年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

議案第57号 平成27年度知立市介護保険特別会計補正予算(第2号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○池田福子委員

ちょっと確認だけさせていただきます。

特養が何度も何度も、2回ですよ、延伸しましたけれども、これ、最終的にはどうなるのか、今の進捗はどうかを教えてください。

○長寿介護課長

特養の建設の件ですが、机のほうに配付させていただきました資料のほうを見ながら説明のほうをさせていただきたいと思います。

大変お待たせいたしました特養のほうですが、補助金のほうを確定いたしましたして、開発許可のほうも平成27年8月11日においております。着工が平成27年の10月になっておりますが、まさしくきょう9月18日なんです、パティオのほうで入札のほうをやっておるところです。

工事のほうは10月中旬に入りまして、竣工が平成29年1月31日、事業開始が平成29年3月1日というふうになっております。構造につきましては、鉄筋コンクリートの2階建てであります。特別養護老人ホームが60床とショートステイのほうが20床というふうになっております。

以上です。

○池田福子委員

こういう書面が出てきたということは、これはもう確定で、入札はきのう、きょう。

○長寿介護課長

きょう入札を多分、今やっているところだというふう聞いております。

○池田福子委員

でも施設名はわかっているから、入札するところももうわかっているということですよね。

○長寿介護課長

施設名かおんとなっておりますが、これはあくまでも仮称でありますので、まだ今から名前のほうは確定したものではありません。建てることは間違いありません。

今やっているのは、法人のほうが発注する入札をきょうやっておるということです。清流会のほうがパティオの会場で建設会社を決める入札をきょうやっておりますのでということで御理解いただければと思います。

○池田福子委員

わかりました。だから、清流会は今もう決まっていると。どこに発注するかを今、入札途上だということなんですね。

これ、見させていただいて、特別養護老人ホームは60床で短期入所が20床で、計80床のベッド数ということでよろしいわけですね。日にちもこれで確定で、平成29年4月からは入所開始のような感じでよろしいということですかね。

○長寿介護課長

事業開始が3月1日となっておりますので、3月1日に開始をする可能性があります。

○高木委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

議案第58号 平成27年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

認定第1号 平成26年度知立市一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○小林委員

平成26年度の主要成果において60ページですね、敬老金等支給事業ということで475万800円という計上がしてあるんですけど、数え年80歳502名、88歳184名、100歳が12名、最高齢者記念品が商品券ということでありますけど、この最高齢者以外の方はどのような記念品を配ってみえるのか。

○長寿介護課長

敬老金等支給事業についての説明をさせていただきます。

まず、80歳の方ですが、502人に対しまして5,000円の現金ということで251万円、88歳の方につきましては184名の方に1万円の現金支給で計184万円、100歳の方につきましては12名の方に3万円の現金支給で36万円、最高齢者の方の記念品といたしまして商品券3万円を支給しております。

以上です。

○小林委員

そうしますと、数え100歳までの方は、これは現金で支給ということですか。

○長寿介護課長

現金で支給しております。

○小林委員

この最高齢者3万円の支給という、ここは何名ほどみえるのか、その辺をお願いします。

○長寿介護課長

最高齢者は1名です。

○小林委員

1名ということですね。この商品券におきましては、これはどのような内容、例えば、全国共通の商品券なのか、その辺は買うときにはどういうふうな、商店街で利用するとか、そういうところを商品券の種類というか、その辺を教えてください。

○長寿介護課長

たしか知立市だけとかそういう地域的なものではなく、全体的に使える商品券だったというふうに記憶しております。

○小林委員

最高齢者1名ということで商品券3万円って、これが金額が多いようならば、例えば、プレミアム商品券みたいに知立市限定で使えるような商品券にしてもらおうかと思ったんですけど、1名しかみえないなら現状のままでいくしかないわけですね。

もう一点、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種助成事業、82ページですね。ワクチン接種に関しまして、65歳、70歳、75歳、5歳単位で決まって接種してもらおうよということ以案内が市から出てるかと思えますけど、例えば、5歳単位の5、10、ゼロで決まっていくところ、もし忘れた場合はどのような状態になってきますか。

○健康増進課長

予防接種の打ち忘れについての対応でございましょうか。そちらのほうに関しましては、とりあえずこの定期的な予防接種が平成26年度の10月から

始まりました。今後の5歳終わりました後の内容につきましても、厚生労働省が定期で決めてまいりますので、その対応によりましては打てる可能性もありますし、対象外ということもされる可能性もありますので、今の段階ではわからないというのが現状でございます。

○小林委員

そうしますと、平成26年度から毎年通知は出してみえるわけですか。

○健康増進課長

ことしも対象の5歳刻みの年度の方に送らせていただいております。

ただ、定期ではございませんが、その間の方の救済と申しますか、そういう制度で任意の予防接種事業というものを75歳以上の方に関しましては平成26年度後期高齢医療受給者証を持っていらっしゃる方になるわけなんですけれども、その方に関しましては、打っていただけるような別の施策を持ってはございます。

○小林委員

私も対象者でありまして、忘れていたものから、3月のときに肺炎になりまして、苦しい思いをしました。

そうしますと、75歳からのということになってきますと、70歳は飛び越えて75歳、任意でやる場合は、これはいつでも予防接種できるということですか。

○健康増進課長

任意の打っていただける期間でございますが、こちらのほうは医師会のほうに委託してございまして、今年度に関しましては、7月1日から3月31日までの委託とさせていただきます。

ただ、条件がございまして、任意の場合は、平成25年から任意の事業が始まっているわけなんですけど、過去にこの制度を受けた方は対象外でございますし、過去5年以内に同じ予防接種を打っていらっしゃる方は副反応が増強されることもございますので、5年間はあけていただくという条件がございまして。

○小林委員

ちょっと再度確認させていただきますけど、これは65歳以上、5歳刻みでいってるわけです。一旦受けられた方が5年、10年過ぎたというケースになってきますと、再度受けれる、それとも1回打っておけばかかることはない、ゼロとは言えないんですけど、その辺のことはどうでしょうか。

○健康増進課長

今の効果についての御質問と受け取らせていただいてよろしいでしょうか。効果につきましては、1回予防接種を高齢者肺炎球菌ワクチンを打っていただきますと、今のところの状況ですと、そちらが5年間たつと効果が下がってくるというふうにはなっております。それで5年後にもう一回新たに、5年後もしくは5年以上たってから追加されると、1回打った予防接種の半分ぐらいの予防効果というようなふうにはなっていると文献では載っております。

ですので、打たれないより2回目打たれたほうがいいのかと思いますが、これもまだ高齢者肺炎球菌ワクチンは入ったばかりでございまして、3回目の予防接種につきましても効果ですとかそういったところが日本の中ではまだ始まったところで、3回目の効果についての文献ですとかそういったものが少ないということにはなっております。

○小林委員

2回、3回というか、まだ効果に対しての事例は出てないということですね。例えば、一番初め65歳で打ちまして、5年、10年、15年あと、2回目、3回目打っていく場合には個人に対しての補助はしてもらえようかなってなるのか、その辺はどうでしょうか。

○健康増進課長

今後の定期の予防接種に関しましての扶助の関係の御質問でよかったですでしょうか。定期に関しましては、今のところですと、1回打った方は対象外ということになってございまして、それは先ほど申しました効果の部分で費用対効果があるかということの研究がまだ出されていないということかなというふうには思っております。

ですので、今後65歳で1回打った方が2回目を

打たれることに対しての厚生労働省のほうかどのように考えていくかということは、まだこの段階では未定になってるということを申し上げることしかできません。

○小林委員

そうしますと、市のほうから案内が来たときには、絶対に忘れてはいけないということですね。

○健康増進課長

定期的な予防接種ということで御案内申し上げますので、御自身の健康の支えにさせていただくためには、ぜひ打っていただくようお願い申し上げます。

○高木委員長

ほかに質疑はありませんか。

○神谷委員

それでは、少しだけ質問させていただきます。

主要成果報告書の97ページ、3目観光費でございます。ここに歴史・史跡に恵まれた知立市の観光資源を活かした各種観光行事の充実に努め、地域の活性化を図りますというふうに書かれています。観光による地域の活性化ということですね、私は経済効果がないと活性化するということがないというふうに思いますけれども、この点、いかがでしょうか。

○経済課長

観光事業には2つ目的があると思います。

1つは、先ほど川合委員おっしゃってましたシティプロモーションということで、やはり知立市に来ていただく、知立市を知っていただく、そういった部分での目的、効果があるかと思えます。

もう一点は、先ほど神谷委員の申しましたとおり経済効果、商業振興を含めた形で、どのように観光と結びつけていくかという部分があるかと思えます。

私どもこの観光事業を進める上で、この2点について考慮しながら観光事業を今後、進めてまいりたいと思っております。

○神谷委員

2点で、シティプロモーション知ってもらふということと、経済効果ということがあるというふ

うに認識をされておるということでございます。

私は経済効果しかないのかなと思ったんですけど、知ってもらって、その先に何かあるのかなど。来てお金使ってほしいなということが多分あると思うんで、経済効果が出ない観光事業というのはないのかなという気がいたしますけれども、この下のところに、主な観光事業ということで、知立まつり、かきつばたまつり、よいとこ祭り、主な観光事業ということで3つ載っております。挙げられておりますけれども、この3つの観光事業で、それぞれどれぐらい経済効果があったのか、これは調査をされておられますでしょうか。

○経済課長

こちらにも参加者数とか入場者数等は載せさせていただきます。

ただ、経済的な効果という部分では、私ども調査はいたしていません。

○神谷委員

今までそういう点がおざなりになっておったのかなという気がいたしますので、先ほど申し上げました繰り返しになりますけれども、しっかりと経済効果があつての観光だと思っておりますので、その辺しっかりと研究したりとか、統計をとったりしてやってほしいと思います。

よく知立まつり、かきつばたまつり、知立の弘法命日が知立市の3大観光事業だというふうによく言われますけれども、各行事の参加人数、これ多分去年のものなんでしょうけれども、どれぐらいか教えてください。

○経済課長

まず、知立まつりにつきましては、昨年度31万5,000人ということでございます。本祭りに当たりましたので、また昨年度は山鉦の全国大会がありましたので、参加者数というか入場者数が多ございました。

それから、弘法さんのほうにつきましては、126万6,000人ということで年間の入場者数でございます。

それから、かきつばたでございます。期間中でございますが、18万人ということでございます。

よろしくお願ひします。

○神谷委員

弘法さんに関しては、先ほど市長が130万人と言われて、昨年は126万6,000人と、断トツに弘法さんに関しては人数が多いんですけども、これ、一番人数が来ている割には市としての関与が少ないと思ひますけれども、何かそのようなものに理由か何かあったら教えてください。

○経済課長

今のところ私ども、神谷委員のおっしゃるとおり、市としては関与をしていない部分が多ございます。なかなかどのような形で私ども関与をしていくかという部分ということは問題がその辺の考慮しておるわけですが、いろいろ考えておるわけですが、なかなかその点について見つからないという部分があります。

ただ、施設につきましては更新を考えていかないといけないと。例えば、弘法山公園のトイレがござひますが、こちらのほうも大分古うござひまして、いろいろ御不便をかけておる部分がござひます。こちらにつきましても改修していくのか、またそのまま引き続きするのか、これは市の予算の関係もござひますので、そちらも深めながら考えていきたいと思ひてます。

○神谷委員

しっかりやっていただきたいと思ひますし、どうやっていいかわからないというのが現状じゃないかなと思ひます。

去年は126.6万人ということですけど、ここ二、三カ月、天候が不順なこともあつて、かなり来ていただく人が減つてると。大体1年で見ると126万人ということですので、10万人ぐらいの方が大体毎月来ているという計算になるんですけども、とても毎月10万人来てるなというような実感はありません。

また、その辺、多分人数に関しては遍照院の発表でお話をされてると思ひますけども、よく市民部長も来ていただいて見ていただいていると思ひますけども、よく見ていただいて、実態を把握していただきたいというふうに思ひます。

弘法さんで弘法通りをとめてやるのは、現在は弘法さんだけじゃなくてNPO法人バザール知立が道の市を開いて、私が見る限り、弘法さんよりも多くの人が道の市に集まっているような気がいたします。この道の市の来訪者、これは統計をとつておられるのか教えてください。

○経済課長

道の市のほうでござひます。私のほうもたびたび訪れさせていただいております。多数の皆さんが来られておりまして、成功されてるかなと私は感じておるわけでございます。

ただ、私ども、入場者数等につきましては、市のほうとしては把握しておりません。

○神谷委員

把握されておらんということですね。なかなかバザール知立の考えもあつて連携ができてくるかできてないかということがあると思ひますけれども、バザール知立、国からの補助金をもらつたりして、今後10月11日に周年事業をやるんですけども、周年事業を定期的に行つております。

ですけども、財政は非常に厳しいというふうについてもおっしゃつておられます。道の市を観光事業として市として業務委託をしていくとかそういうようなことはお考えなのかどうなのか、お話をしたことがあるのか、その辺を含めましてお答えをいただきたいと思ひます。

○経済課長

道の市のほうでござひますね、今、神谷委員おっしゃつたとおり、国の予算、まちづくり補助金ですかね、こちらのほうを私どものほうもお手伝いをさせていただきまして、額は覚えてないんですが、相当な額を国のほうから補助金とした形で周年事業をされたと思ひます。

そういったことで、私どもとしては、市として財政的なところで補助をするのは、私どももこれから協議という形になると思ひますので、今この場ではどうということというのは話すことはできませんが、国・県の補助金等で御紹介できるものがあれば今後もそういったことをお話をさせていただきたいと思ひております。

○神谷委員

相手のあることですので、向こうが要らないということまでする必要はないと思いますけど、いろんな情報を教えてあげていただきたいと思います。

以上です。

○高木委員長

ほかに質疑はありませんか。

○中野委員

1点だけお願いします。

4款1項6目の環境衛生費の中の自然エネルギーに関する補助金交付事業に関してでございます。具体的に言いますと、主要成果報告書の87ページ、こちらのほうに自然エネルギー関連と申しますと太陽熱高度利用システム設置費補助金、また、太陽光の発電設備設置費補助金、この2事業でございます。こちらについて、この平成26年度の実績というか、実施した交付内容の説明、簡潔にお願いいたします。

○環境課長

太陽熱高度利用システム設置補助金、こちらのほうは地球温暖化防止対策の一環として太陽熱システム、こちらのほうの設置に対する費用で補助金を交付しております。

こちらのほうの実績としましては、件数で平成26年度6件、32万円。2つパターンがあるんですけども、強制循環熱変換システムというシステムについては、1基8万円、自然循環太陽熱温水器は1基4万円、こちらのほうで6件で32万円となっております。

また、太陽光発電設備設置整備事業、太陽光の設置ですけども、こちらのほうも地球温暖化の防止対策の一環として太陽光の発電の設置に対する費用の補助金でございます。こちらのほうは件数で平成26年度134件、金額にしまして1,510万1,000円となっております。こちらは4キロワットを限度としまして、1キロワット4万円の補助となっております。

以上でございます。

○中野委員

こちらの補助交付事業ですけども、昨年度、平成25年度の実績に比べましても大幅に減少してあるかと思えます。こちら過去、太陽熱のほうは平成24年度ございませんでしたかね。この2つの事業について、平成24年、平成25年と比較して平成26年どのような傾向にあるか、御説明お願いいたします。

○環境課長

太陽熱利用システムのほうにつきましては、平成24年度が19基、平成25年度18基、平成26年度が6基でございます。

太陽光の発電のほうにつきましては、平成24年度が222基、平成25年度が159基、平成26年度が134基となっております。

以上です。

○中野委員

少しずつ落ちておった中で、この平成26年度にがくんと落ちたということでございます。こちらのほうの補助申請の伸び悩みという原因どういったように分析されておられますでしょうか。

○環境課長

太陽光のほうにつきましては、補助金の単価ですね、中電の電力固定の買い取りプレミアム価格がちょっと変わって、平成24年度に42円、平成25年度が38円、平成26年度が37円というふうになってきてることございますし、当初より設備価格は安くなってきてるとはいえ、必要最低限のものではないというそういう意識と一般家庭の普及が少し落ちついてきたのかなという、そういうふうを考えております。

以上です。

○中野委員

一般家庭の普及が少し落ちついてきたと、この落ちついてきた理由というのはどのようにお考え、分析されてますでしょうか。

○環境課長

やはりこの制度の開始当初というのは、そういう環境意識の高い住民という方の利用が続いていくかと思うんですけども、こうした層への浸透が一巡してきたのかなというふうを考えておりま

す。

昨年も落ちてますので、今年度から集合住宅、こちらのほうにも補助していこうということで予算計上しておるわけなんですけれども、こちらのほうも、残念ながら今のところ1件もないような状況でございます。

以上です。

○中野委員

このように伸び悩む中で、見直しを行って集合住宅も対象にしたということでございました。ことしもその中間ではございますが、少し伸びが悪いなということでございます。

こちらのほう伸び悩む中、やはり補助金に使いつらいというところがあるのではないかと、そのように考えております。制度の新たな見直し等考えたことを今、検討していただけるのでしょうか。

○環境課長

ちょっと伸び悩んでいるということで、太陽光発電そのものの制度ということは今のところ検討してないわけですが、CO<sub>2</sub>削減、そういった意味では太陽光発電だけではないと思いますので、平成27年度から県のほうも発電した電気を自宅で効率的に利用する、災害時にも利用できるような仕組みの補助金を開始しておりますので、当市としましても、県の補助がつくということで、平成28年度実施をしていきたいなというふうに当局のほうでは考えております。

以上です。

○中野委員

そちら蓄電という設備に対して補助ということを今検討しておるといふことでよろしかったでしょうか。

○環境課長

そのとおりでございます。

○中野委員

確かに、おおよそ一巡してきたと、太陽光設備も本市においては普及してきたのではないかと、伸び悩みという原因が見られたということでございました。

そして、新たに次は皆さん市民の方は何を望ま

れておるのかというところで蓄電に対する補助も検討していくということでございました。

こちらのほう県のほうから支出金を充当しておると思うんですけども、県支出金、今後の行方というのはどのような情報をつかんでおられますでしょうか。

○環境課長

愛知県のほうは、平成27年度から住宅用地球温暖化対策設備導入補助金という制度を設けておまして、先ほど申しましたように、災害時にも電力を確保できる仕組みということで、家庭用エネルギー管理システムHEMS、燃料電池、蓄電池、電気自動車充電設備、こういったものの施設に対して国からの補助も入っておりますので、国並びに県の補助金、こちらのほうを補助している状況でございます。

県のほうは、さらに平成28年度からは一般家庭ではなく集合住宅、こちらのほうにも導入を検討しておるといふことで、国・県ともそういった施設の力を災害にも利用できるという発電システムに対する補助金を力を入れてきてますので、当市としましても、温暖化という意味で推進をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○中野委員

温暖化もそうですけれども、こちら災害対策という面も強いということでしょうかね。蓄電とかになると非常時に使える、こちら電気会社との契約等々もあると思うんですけども、こちらのほう法整備というか、補助金の交付要綱つくるときに、そういったものを今のところ整備されておるのでございませうか。

○環境課長

まだ今、実施計画、予算等の時期に入ってきますので、当局としましては、ぜひということをお願いしていくんですけども、その予算との絡みもございませうので、まだそういった法整備的要綱等の設置については検討しておりません。

○中野委員

今、検討段階ということ、こちらの蓄電池等

に対する補助金交付事業というのは、まだ実現されるかわからないということでございましょうか、それともやっていくという今、意気込みを見せていただいたのか、その辺をお願いいたします。

○環境課長

私の環境課としては、ぜひやっていきたい。平成27年度におきましても、近隣市でおきますと碧南市、安城市、刈谷市等もやってますので、ぜひうちとしてはやっていきたいということで要求はしていきたいと思っております。

以上です。

○高木委員長

ここで午後1時まで休憩します。

午前11時59分休憩

午後0時58分再開

○高木委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○健康増進課長

大変申しわけございません。先ほど小林委員のほうからいただきました質問の中で、任意の予防接種の開催年度が間違っておりました。

平成25年度と申しましたが、平成24年度の誤りでした。訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

○中野委員

先ほど環境課長に新たな取り組みということをお披露いただきました。今回、特に太陽光発電設備の設置整備事業、こちらの補助金の交付事業でございしますが、だんだん予算額も減っておって、またさらにこの申請件数も減り不用額もふえておるという状況でございます。やはりここは一度見直しが必要ではないか、そんなことと思います。

また、県のほうですね、新たに住宅における地球温暖化対策ということで新たな補助金何項目か整備されたところでございます。

このように補助金の目的というのは、知立市が進める環境に配慮した暮らしへの転換の施策を推し進めるために行っておる補助金交付事業、そのように感じております。ぜひ蓄電池等新たな施策

について、新たな補助金を交付していく、そういったことが必要だと思いますが、市長、この辺に關しまして、どのような思いでございましょうか。

○林市長

新たな補助金を御紹介いただきました。CO<sub>2</sub>削減ということ、また、原発に頼らなくてもいいような社会環境をつくっていくということからも自然エネルギーを普及させていくということは非常に大事なことだと思っております。

新しい補助金、補助制度をしっかりと平成28年度はつけてまいりたい、計上してまいりたいと考えております。

○高木委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川合委員

それでは、1項目だけ質問させていただきます。

96ページの商工振興費であります。補助金として街路灯関係で何項目かの補助金が出ております。電灯料の補助、設置補助等がありますが、まず上の表の上の段の電灯料の補助金ですが、ここ二、三年の間に補助率が変更というか、改善されているというふうに私はとるわけですが、当初の補助率、そして、ここ一、二年の変化についてお聞かせください。

○経済課長

電灯料の補助につきましては、平成25年度までにつきましては補助率が40%でございました。今回、LEDに關しまして、交換した場合につきましては、平成26年度から50%の補助率ということになっております。

○川合委員

いろいろ本会議でも夜間の安全対策としての機能もある関係上、省エネ化し、さらに補助率も何とか上げていただきたいと。

補助率を上げていただきたいというのは、それまでの間、平均二十四、五%だったと思います。やっと半分になったわけですが、近隣都市と比べてこの辺の数字はどんなふうなのでしょう。補助率というか、そのパーセンテージは近隣と比べてどんなふうなのでしょう。

○経済課長

近隣市の補助率の資料を持ち合わせておりませんので、後ほど御説明させていただきます。

○川合委員

ぜひまたお聞かせください。

これまでのいろいろな報告とか数字確認したところ、従前よりかなり前から50%前後の補助の市町がやっぱり多かったように思っております。LED化して補助率も上がったということで、商店街の方たちは非常にそれまでと比べて経営的、運営的には楽になったというふうに感じております。

補助率が上がり、そして電気料自体も全体の消費量も下がってきたわけですが、LED化が全体のどのぐらい進んだか、割合がわかるでしょうか。

○経済課長

今年度、3 発展会を含めまして88%でございます。

○川合委員

今年度で88%ということによろしかったですか。

大分進んできたということで、評価できる数字だと思っております。

ここに記載してあります街路灯の数を足しますと大体500基弱ぐらいの灯数があるわけですが、400灯ぐらいがLED化されたということに承知させていただきます。

そうしますと、補助率は上がりましたが、全体の金額は削減されているというふうに解釈できるような気がするんですが、消費電力も3分の1とか4分の1になり、ただ、中部電力との契約がそこまで細かくなってないので、もう少し削減率が違うかもしれませんが、全体の補助金額についてはどのような変遷になっておるのでしょうか。

○経済課長

平成25年度につきましては、主要成果報告書の96ページに関しましてですが、平成26年度はそちらのお開きとおりの街路灯の補助金額でございます。

平成25年度につきましては、一番上の知立市商工会のほうには270万7,000円、その下の知立中央通り商店街協同組合のほうには39万円です。知立

市銀座通り商店街協同組合については17万8,000円でございます。

○川合委員

前年度の数字は、今この中から見ていただきましたかね。前年度と言いますか、前年度と比較する数字は、その二、三年前じゃないとLED化する前の数字と比べられないので、また後日でもいいですが、補助率がまだ低かった時代、24%ぐらいだった時代、そのころは補助率は少ないですが、街路灯自体が80ワットの水銀灯が2つも3つもついているような状態だったので、かなり金額的にもっと多かったような気がします。

何が言いたいかといいますと、LED化、省エネ化していきますと補助率は上がって、商店街としても運営が楽になりますが、金額として従前よりもかなり削減できておると思います。今回、毎月ごとのいろんな商店街ごとに中部電力から来る請求書を去年の数字と比べますと3分の1以下になっているところも結構多いですね。そうなってくると、全体の金額が下がるのであれば、ちょっと説明がうまくいってないかもしれません、補助率が上がっても全体の金額下がれば、市として補助する金額は下がってきます、必ず。そうした場合に、前からもお話しておりますが、街路灯というのも夜間の安心・安全のまちづくりといいますか、防犯機能を非常に兼ね備えたものであります。いわゆる町内が運営して防犯灯と同じ役目をしておるわけでございますので、できれば割合ではなくて金額的なものを、設置についてはそのお店、商店街ごとが資金負担することはわかりますが、電灯料については100%補助に切りかえていただくようなことってというのは、この先どうかと思います、いかがでしょうか。

○経済課長

電灯料につきましては、今、予算の範囲内で補助金の交付をさせていただいております。今後、100%になるということが見込まれれば、またその現状の予算の範囲の金額を超えるようなことがないようであれば、100%につきましても検討はさせていただきたいと思っております。

それから、先ほどの電灯料の補助率の改正でございますが、先ほど平成26年と私、申しましたが、申しわけございません、平成25年の4月1日に要綱改正しております、それから50%になっております。

○川合委員

こういう時代で、いろんな商店街の形成も非常に困難な難しい時代になっております。今まで東日本大震災以降、電力会社もいろいろ事情があるでしょうけど、電気代が高騰し、それぞれの発展会のお店が集金してお支払いするんですが、年間集金するお金のほぼ倍ぐらいの請求額になってるんですね。

残りの分につきましては、50%補助になったので大分カバーできてはいるんですが、それまでの間は毎年毎年、街路灯事業については赤字決算がずっと続いてました。だから、それを非常に危惧いたしまして、3年前に省エネ化と同時に補助率のアップと設置についての補助もいろいろお願いしてきて今に至るわけでございますけど、これでやっと80%に達成すれば、それぞれのお店も運営が楽になると。

でも、しかし、老朽化すれば市がやってくれるわけじゃないですね。それぞれのお店がやらないかんとなると、15年から20年の間にその相当額の今の規定だと半分設置補助がありますけど、残りの金額、例えば30万円かかれば15万円は1店舗当たりためないかんですね。それをきちんとして積み立てていくには、やっぱりそんな楽じゃないですね。1基当たりが30万円で灯数が20基あれば、それ掛ける20だし、30基だったら30掛けることになりますので、数百万円から1,000万円単位ぐらいの貯蓄を十数年までにはやらないかん。

となってくると、電気代で今後どうなるかわかりませんが、毎月、毎年出していくということは、将来的にメインの街路灯事業が続かなくなるんですよ。これは先見れば大体推測できることです。ですから、今でも1つの商店街、大分衰退したところなんかだとまばらになってたり、あったりなかったり、街路灯の間の防犯灯があったりね、い

わる商店街形成ができていないんですよ。ですから、設置は何とか自力でやるにしても、その後の運営費を何とか省エネ化することによってうまく補助ができていけば商店街形成やら、まちの安全も街路灯事業で今後も進めていけると、こういう将来的な非常に展望に立ってみると、虫のいい話かもしれないですけど、電気代の補助というのは非常に大きい意味を持ちます。

消費電力の大きかったときは、全部補助をしてくれないっていったらえらいことになりますけど、今はそうじゃないです。当時の金額よりもかなり安くなってるはずですので、ぜひ防犯灯とある分では同じ考え方をさせていただいて、その方向にぜひ進んでいただきたいと思いますが、もう一度、御答弁をお願いします。

○経済課長

街路灯につきましても、防犯灯という意味合いもございます。あとは、商店のほうへ呼び込むということもあります。そういった観点から、街路灯につきましても、やはり予算の範囲内でございますが、できる限り補助のほうを考えてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○川合委員

よろしく願いいたします。

今、500灯ですが、これがどんどん火が消えていくということが、商店街の衰退を意味するわけで、行政としてできる、何でもかんでも補助をお願いするわけではありませんが、メインの事業で、今後地域との関連の深い事業ですので、ぜひその辺は御考慮いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、97ページの観光費であります。その次の98ページに項目的には分かれておりますけど、よいとこ祭りで445万9,000円の決算出ておりますが、外部委託をされたのは今年度からでしてでしょうか。

○経済課長

外部委託は今年度からでございます。

○川合委員

その外部委託に至った経緯と、ことし開催され

た結果を見て評価、もしくは反省点等がありましたら御披歴ください。

○経済課長

外部委託につきましては、昨年度まで市民の方お手伝いしていただきまして行っておりました。昨年からは場所をこちらのほうへよいとご祭りにつきましては駅前から市役所周辺ということで変更させていただきました。

いろいろ問題点があったわけでございまして、そういった中で、知立駅前のときはその商店街の活性化という部分ございまして、商店街の皆さん、また、市民の方々にも手伝いをしていただいておりますが、今現在で市役所の周りということになりますと、やはり市の施設ということもございまして、また、市民の方々のほうからアンケート調査やったところでもいろいろ問題点がございまして、そういった観点から今回委託ということで、全面的に業者のほうにお願いするということになりました。

評価といたしましては、今回、委託を出させていただいたことによりまして、いろんな催し物、路上総踊り以外にもいろんなキャラクターのショーとかも含めさせていただきまして、また、昨年は雨でございました。今回は平成27年度、好天に恵まれたということもございまして、約2万人という入場者数が参加していただきましたので、そういう意味では成果よかったということでございます。

以上でございます。

○川合委員

お祭りとしては一定の成功をおさめたのではないかと感じております。

昨年も一昨年も非常に雨が降っちゃって大変だったですね。ことは非常にいい天気、動員数も多くて、特に飲食関係のところも外部委託ですから運営される方はプロですので、大体このぐらいの人数に対してこのぐらいのお店の配置だということでやられたんでしょうが、どこもすごい行列で、なかなか思うように買えなかったり、不便をされた方もいるようです。その辺が改善される

か。もし駐車場とこちらの庁舎の間の道も使えるならあの辺も使ってもいいかなというような感じもしておりました。

以前、知立中学校で開催していた市民盆踊りは中心市街地へ移転して、いろいろありましたが、それなりの運営と活性化には結びついたのではないかと感じております。それにかかわられるいろんな団体やらね、商店街の方たちが協力されて手づくりの夏祭りが開催されていたわけです。

こちらに変わられるというときに、その理由がちょっとはっきりしない部分が若干あったりもしたんですが、中心市街地から出ちゃうとやっぱり活性化だとか、ただでさえ少し人が集まらないところからそういったイベント、催し物をまたこちらへ移すということはちょっと考えにくいところが若干あったんですが、その辺はどんな理由があったんですかね。

○経済課長

駅前でございまして、よいとご祭りにつきましては、川合委員おっしゃったとおり、中心市街地の活性化、駅前の活性化、商店街の活性化ということで行っておりました。

ただ、総踊り以外のイベントにつきましての会場を使っていた部分が駐車場になるとか、また、駅前駐車場がちょうどイベント会場の近くでございまして、その駐車場を利用される方について御不便をおかけする点もございまして、そういった観点から、昨年度からこちらのほうへ移ったということでございます。

○川合委員

了解いたしました。

知立市の中心的な催し物でもありますし、これも1つの大きな観光事業の1つであります。外部委託がいい悪いということよりも、やはり専門的なノウハウで効率のいいものを動員できるもの、そして来ていただいた方が喜ばれるものを、できればそれはその評価として認められるわけですが、今回の委託先については、どのようにお決めになったんでしょうか、その委託業者の

お名前。

○経済課長

今年度の委託業者の決定につきましては、業者はモダン装美でございます。

決定の方法につきましては、プロポーザル方式によりまして行ったわけでございますが、ただ、実際にお手を挙げていただいたのがモダン装美1社ということでございましたので、そういったことで一応プロポーザルを行いまして内容を吟味させていただいて、また、予算の範囲内ということを確認した上で決定をさせていただいております。

○川合委員

地元の企業の育成、それからいろんな観点がありまして、どんな形にしましても、その一部でも全体なら一部ですが、地元の業者の方がそれを予算内でできる方がみえれば、なるだけならそういうところに参入していただける形ができると、やはり知立市らしいカラーもできますし、地元のいろんなネットワークもつくりやすいかなという感じもいたしますが、今回手を挙げてもらえた方がこちらの会社1社だったということですね。

今後ですね、今年度は商工祭もないようですが、これが知立市の中心的な事業になってまいりますので、いろいろ検討を深められて観光事業の中心として進めていただくことをお願いして質問を終わります。

○高木委員長

ほかに質疑はありませんか。

○池田福子委員

成果報告書の53ページですけれども、市民相談ですが、所管なのでちょっと伺いますね。

社会福祉協議会に委託されていろいろありますけれども、この相談の中に今後、今まさにそうですけれども、生活困窮者の相談部門の相談はここに入るのでしょうか。

○市民課長

心配ごと相談等の中に入っていくと思っております。

○福祉課長

生活困窮者の相談は福祉課の窓口でやっており

ますので、こちらのほうには入っておりません。

○池田福子委員

確認させていただきますと、福祉課で行うと、相談業務は。ここではないということによろしいですかしらね。

次に、60ページの2目の老人福祉のほうで伺いたいと思いますけれども、すぐその下にあります緊急通報装置なんですけれども、これは私たちが想像する以上に、取りつけられた方は、安心できたということですので喜んでみえます。

この間、ある方に伺いましたら、自分がこうして普通に息をされているのは、この装置のおかげだというふうにおっしゃったんですね。心筋梗塞を起こして、まさにもうほんとに死にそうところを、あれで助かったという方もみえました。また、入浴中にちょっと異変を起こして、ようやくの思いで外に出てあれを押したという方も何人かおみえになりまして、有意義な装置だと思うんですけれども、実は、だめ出しをされた方がみえまして、何かというと、ほんとに家に固定電話がなきゃいけないんですよ。

固定電話のない方は福祉電話を取りつけてくださるということなんですけれども、その方は、娘と2人だけで、携帯電話を使ってたんです。うちの電話を取り払っちゃって携帯1つにしちゃったんですよ。ところが、窓口に行ったときに、電話がないですねと。じゃあ、福祉電話にしましょうかといったときに、携帯があるんですけど言ったら携帯電話の方は取りつけられませんかということに断られてしまったんですけど、その方は、もう75歳を過ぎてるんですけども、なぜ家電をやめたかという、自分からかけることはもうできないし、変な電話がかかってくるのも嫌だし、結局、娘と2人だけのやりとりをするためにワンタッチのボタンを押せば娘に通じるからということで携帯にしたんですよ。そのときに、できませんということを言われたんですけども、携帯電話を持っている人は、それつけられませんかというのが書いてありましたっけ。

○長寿介護課長

確かにそのような形になっておりまして、電話を有していない人という条件がついておりますので、その要件に該当しないということで携帯電話を持っておる方について認めていないという現状があります。

○池田福子委員

ただ、その思惑は、携帯電話を持つんだったら金銭的にもそんなに困ってないんじゃないかという思惑がちょっとありますか。

○長寿介護課長

そういうことでもなく、携帯電話があれば、その携帯電話が使えるという、それ自体で緊急通報の役割もある程度果たせるんじゃないかと、そういう思いもあります。

○池田福子委員

確かにそうなんですよね。緊急な場合も携帯を使えばできるだろうという思惑だと思うんですよ。

ただ、緊急な場合は携帯をかけて、それで携帯に出れない場合もあるんですわ、相手が。私は、さっき化粧品会社って言ってましたけども、売り場に出るときは私物は一切持てません。ですから、ロッカー戻ったときは帰りなんですよ。それまで一切見れないんですよ。そのときにかかったとしても対応ができないんですよ。

仮に娘がすぐ出たとしても、緊急事態といっても娘がどうしていいかわからない場合が多いと思うんですね。ただ、緊急装置の場合はサービスセンターは専門家ですので、この場合はここへ電話する、ここへ連絡すればいいとかそういうことができると思うんですけれども、受け取った娘も素人なものですから、どうしようとか対応でおくれてしまうということがやっぱりなきにしもあらずというのがあるんですよ。

もう一つは、緊急通報装置というのは、緊急だから通用するんですよ。いっときを争うというスピード勝負なんです。ちょっとおくと後遺症が重く残ったりとか、万一の場合もあるということもあるので、ここはちょっとその辺を緩やかにして、とにかくスピード第一を考えてもらうとやっぱり対応が変わってくると思うんですけど、

いかがですか。

○長寿介護課長

池田福子委員のおっしゃることも非常によくわかりますが、そのニーズどれぐらいあるのか、費用はどれぐらいかかるのか、これから研究のほうをさせていただければと思います。

○池田福子委員

ですから、ただ窓口で、携帯持ってるね、だめだねというだけではなく、事情を勘案してほしいんですね。相手がすぐ出れるかどうか、すぐ対応できる体力があるかどうか、相手の通報する方がその体力があるかどうかということもそうなんですよね。

やっぱり私、ついその近所の方ですけども、2世帯だからだめと言われてるうちに亡くなったんです。それ、後悔はすごく強いんですよ。もうじきつけられるねと言っていて、つけずにそのまま緊急対応ができなかったという事例があるもんですから、こういうことで後悔はしたくないもんですから、ぜひ考えていただきたいと思いますが、副市長どうですか、人命にかかわることなんですけどね。

○清水副市長

実際に今の方法、システムがNTTの固定電話を前提にしたそういうシステムになってるのかなというふうには私、思ってます。

その緊急通報を受ける側は登録なり指定してあれば携帯でも受けられるのかなとかいろいろ思うわけですけど、私も詳しくシステムのことを承知しておりませんが、最初に申しあげましたように、今の設置の方法がNTTの回線、固定電話を前提にしたそのシステムになってるということなので、まずそこをどのようなシステムにすればそういった携帯対応ができるのかというところも一度研究をさせていただいて、その上で費用等々も調査をさせていただければというふうに思います。

○池田福子委員

その点は市のほうは深く考えていただいて、固定電話のないお宅は福祉電話を取りつけますよと

いう内規になってるわけですよ。ただ、福祉電話を取りつけるのに携帯電話はある人はだめですよという、門前払いといったらおかしいんだけど、そういう事態が発生しているということなんですよ。

ですから、その辺のところをもうちょっと生命にかかわる問題ですから御融通いただいて対処していただきたいということなんですけど、いま一度いかがですか。

○清水副市長

ちょっと私ものを外してしまいましたけど、先ほど担当課長が申しあげましたように、そのような形でできるのかどうか、また、経費的にもどうなのか、また、その需要はどのぐらいあるのか、そんなことも今、御質問者、御紹介の件、たまたまそういう方がおみえになるということはわかりましたので、同様な方が今後もあるのかどうか、現実にそれで困っておられる方があるのかどうか、その辺の実態もどこまで調査できるかわかりませんが、そんなことも把握しながら、一度研究してみたいなというふうに思います。

○池田福子委員

そうしましたら、よろしくをお願いします。

次に、65ページの就労移行支援のほうでお伺いしたいと思いますけれども、ここではA型は63人と。この方たちが実際にA型として働いてらっしゃると思うんですね。それから、その上にいきますと、これは訓練なんですね、訓練が利用者数が28名と。それから、延べ日数が2,389人で金額の何がしが書いてある。こここのところに一定期間とあるのは、一定期間は、これは何日、何カ月、何年とか。

○福祉課長

一定期間は2年で、最高3年でございます。

○池田福子委員

結局は、3年まではいいというふうに考えればいいんですね。その3年の間に徐々になれていただいて就労していただくという形でいいかと思いますが、よろしいでしょうか。

○福祉課長

そのとおりでございます。

○池田福子委員

一定の方についてはA型の契約になると。それから、ここに書いてあるのは、必要な訓練というふうにあるんですけども、例えば、どんな訓練を受けていただいていますかね。

○福祉課長

一般就労のためのまずは基本的な部分でいくと、挨拶だとかそういう部分から入っていきます。

あと、細かい作業を訓練としてやるような形になってます。

○池田福子委員

訓練を受けて就労に入って、その後のアフターケアはどうでしょうか。

○福祉課長

平成26年度から西三河南圏域に生活就労支援センターくるくるというのが県の委託事業で始まりました。くるくる、刈谷市にあるんですけども、そこでは一般就労を目指して、知立市だと大体86企業と関係を持って実施しております。一応ハローワークのほうの障がい担当ともそこが連携しております、企業のほうのニーズ等を伺って、実際は近隣にある就労支援事業A、もしくはBの事業所に一般就労できる方はいないかというのを今現在、探していただいています。

そういうふうな形で自立支援協議会の生活関連部会でハローワークと生活就業支援センターくるくと市内の就労移行业務所と就労のA、Bの事業所集まっていたら会議を開いています。その中で、今後は、くるくるとの連携というのを図っていくということをお願いしております。

一般就労等に入った人のメンテナンスは、すぐにくるくるの職員にさせていただいていくという方向で今、進んでいます。

○池田福子委員

そうすると、結局、ジョブコーチのような形でフォローするのは、くるくるということで理解していいわけですね。

次に、77ページをお願いします。

77ページの3目保育園費で、特にここでは保育

士のことをちょっと伺いたいと思うんですけれども、これで見ても正規の職員が137人、臨時の職員157人という、正職と臨時が逆転状態のような気がするんですね。私、こういう構成はどうかと思うんですけれども、どうですか、お考えとしては。

○子ども課長

現在、保育園の職員というところがございますけれども、園長、主任、エイドナースというところがそれぞれありまして、それ以外に正規はクラス担任という形で正規職員がついております。そこにあと加配職員としての部分で臨時職員という方にお仕事についていただいているというふうでございます。

○池田福子委員

ですから、正規職員はほんとに最低限という考え方のように聞こえるんですが、今だと。園長、主任、担任で、それ以外の方は臨時職員でという配置という考えですかね。

○子ども課長

一応正規の配置としては、そういう今申し上げたとおり、クラスのほうは担任という形になっております。

ただ、正規が保育園の開園時間というのが午前7時半から、朝から夜までやっております。本来職員の勤務時間というのが7時間45分というような勤務時間が基本となっております。そこにクラス担任以外に足りない職員というもの以外にも前後1日フルに正規がずっと毎日ついておるという形でできませんので、そこら辺の前後とかも含めて、早朝延長時間という部分ですね、そういうところも職員がいないとできないということもございます。

○池田福子委員

このたび7月から8月に保育士募集をかけましたよね。7月ですよね。私、あれ見てあと思ったですよ。4月始まって3カ月しかたっていないのに、もう予定としては減ってしまったんかと、職員が。もう不足状態なのかと。だったらもっと4月からちゃんと雇ってほしいなというふうに思ったんで

すけども、7月に募集というのは、ちょっと甘過ぎるんじゃないですか。

○子ども課長

正規職員の募集ということでよろしかったですかね、7月の。

7月行ったのは、来年度採用職員という形の職員でございます、正規職員については毎年度この時期に採用試験を行いまして、8月に2次試験という形で行っております。来年度の4月を見込んだ形の採用試験という形でございます、現在その正規職員については、それ以外の採用をしておらないというのが現状でございます、臨時職員については、随時常に募集をしております、私どものほうがハローワークに行ったり、広報だとかホームページ、それ以外にも保育園側の保育士、自分ところのつてだとか、お知り合い、そういったところをありとあらゆるところを声かけをしたりして、臨時職員ですが、常に行っておるような状況でございます。

○池田福子委員

私ちょっと見忘れたんだと思います。7月でもう足りないかなというふうに私は解釈しちゃったものですからね、申しわけなかったですよ。

ただし、今、待機児はどうなってます。

○子ども課長

今現在、待機児童ということでありますが、この国基準というところで、ゼロ歳児が1人、1歳児が8人、2歳児はゼロでございますが、自主待機という部分では2歳児、6人ございます。

○池田福子委員

この待機の子がいますよね、何人か。この子たちが待機になる理由は何ですか。

○子ども課長

今、保育園側のほうで空きがないということでございますけども、いっぱいいっぱい園を希望してみえる保護者もみえますし、また、職員が施設によってはどうしても集まらないと、臨時職員ですが集まらなくていっぱいになっている園というのも実質的にはございます。

○池田福子委員

ですから、1つは物理的に空きがないと。もう一つは、人がない。両方の場合はそうなるでしょうけれども、人がないという場合は改善できませんか。

ですから、4月の状態のときに待機が出るというのを見越して大目に採用していただくというようなわけにはいきませんか。

○子ども課長

私どもとしては、4月1日、少なくとも待機はないような形で職員の確保はできたらということ考えております。

○池田福子委員

考えていらっしゃるって、採用はしない、それともそういう人材が集まらないわけですかね。

○子ども課長

今年度は質疑のときにも福祉子ども部長から少しお話をさせていただきましたけども、10人ほどというような形のものを採用したいということでお話させていただきました。

人の募集についても、やはりなかなか応募というのが少ないというような現状もございまして、大変苦慮しておるというのが現状でございます。

○池田福子委員

保育士も非常にハードなお仕事で、大変だということも聞いてるんですよ。

ただ、新卒の方をもっときちっと正職員としてとらないと、臨時だってわかっているんだったら、やっぱり長続きしないと思うんですね。

それから、4月の当初に続けられる期間を、ある程度、確認しませんかね。それは保育園単位であれなんですけども、1年間は絶対やめないぐらいは、余り言わないほうですか。

○子ども課長

正規の職員が途中でやめるというのは非常に少ないんですが、例えば、4月の募集の段階で来年度これぐらい募集しましょうというのを採用見込みでとっていくんですけども、その後今年度いっぱい退職しますよという職員がぼつぼつ出てきておるといのも現状があります。そこら辺をまだ採用試験の前であれば、そこら辺で加味して

ということも可能であるかと思えますけども、またその後、採用試験が終わった後に退職をするという職員も例年出てきております。

ただ、年度途中でやめられる方は余り正規ではないと。ただ、臨時職員については、やはり途中でやめられるという方がいらっしゃるって、その途中でやめるということを前提にして私ども採用はしておるわけではなく、続けていただけることを前提にしてやっておるというのが現状でありまして、なるべく続けてくださいと。採用試験の場合にも、1年とか2年でなく、長く続けていただくということを前提にしてやっていただきたいんですよということを常に試験のときには申し上げて意思の確認をさせていただいております。

○池田福子委員

わかりますけれども、相手が子供だもんだから、やっぱり年度年度でかわっていく、途中でかわるのはほんとにつらいと思うんですよ。だから、ここはやっぱり保育園の現場だと思うんですね。なぜやめていくかというのは保育園のほうで把握はしなきゃいけないんですよ。なぜやめていくかと、予定してないのにやめていってるのが現実ですよ。続けるつもりだったのに途中でやめていくというもんですよ。

採用とかそういうものは人事の問題だから部署が違うと思うんですけども、一旦一緒に働き出して、どんどんやめていくのは何か問題があるからですよ。その問題を把握して解消していかない限り、これは入ってもやめるが続くと思うんですよ。だから、せつかく人事のほうで採用していただいて始めても、ばらばらとやめていっちゃうというのは、その辺に問題があると思うんですよ。いかがですか。

○子ども課長

確かに保育の現場というのは、おっしゃるとおり大変だということは私どもも承知しておりますし、また、そういった部分ですね、どうしてやめるのかなど、やめたいというような方に理由を直接じゃなくて園長を通して聞くというような形になるんですが、理由を聞いたりしますと、まず

1つは、何げなく、特に理由はないんだけどもという保育士もおります。理由はないんですけど、何かほかのことをやりたいという、そういう保育士もおりますし、また、中堅どころになってくるような職員ですと、結婚して子供を産んで、復帰してきたときに子育てと保育士の仕事をやっていくというのが結構大変でという方も中にはいらっしゃる。

○池田福子委員

私も長らく会社員してましたけど、私はサービス業なんですけど、ほんとに人が大事なんです。なぜやめるかというのは、半分ぐらいはこっちの責任なんだというふうに思って接してるんですよ。最初は勤めるよというふうに約束しておいて、何が不満でやめるのかということをはっきり聞いておかないと、それを次に活かさないんですわ。その人はしょうがないとしても、その過ちを次の子には解消して、それで続けてもらえるようにしようという。特に保育の仕事はやっぱり経験がすごく重要だと思うんですね。

だから、途中でやめたいと言われても、そうねって感じじゃなく、余り根掘り葉掘り聞いてもおかしいんだけど、ちょっとその辺の原因究明をして次に活かしたほうが私はいいと思いますけども。

○子ども課長

確かにやはり何かやりたいというような場合でも、何かそこにあるんだというのは確かにあるかと思います。

ですので、なるべく保育士の環境というのを少しでもよくなるように改善できるところはして、長く続けていけるようなものを少しずつでもやっていきたいと思っております。

○池田福子委員

仕事としては、子供の成長を1年、1年見ながらすごく有意義なお仕事だと思いますので、ぜひその有意義さというのが相手が理解すれば続けると思うので、よろしくをお願いします。

85ページのほうなんですけれども、ここで下から2項目ですね、訪問指導というのがありますよ

ね。これ読んでみますと、将来家庭において要介護及びとじこもりとなる可能性ということになるものですから、実人数5人、延べ人数5人ということで訪問してくださる方が保育士ということで、これは広い意味でいうアウトリーチのような感覚でよろしいんですかね。

○健康増進課長

こちらのほうですが、先日の質疑でもお問い合わせのあった件かと思われるんですけども、内容につきましては、要介護及びとじこもりとなる可能性というところが、現在、訪問している内容の方をそのとき説明させていただきましたが、訪問の部類としては、精神保健にかかわる方と難病の方ということで御説明をさせていただいたかと思うんですけども、こちらに書いてある項目の変更の必要性があるかなということ、従来の高齢者の方への対応とか、そういった部分の訪問という形では今はなくなってるということが現状でありますので、こちらの文章について、また来年度以降、変更させていただくというようなことで御回答させていただいたかと思えます。

また、アウトリーチという形かどうかということではあるんですけども、電話ですとか面接とかで相談業務は私どもがかかわる業務でございますので、その中で訪問が必要だと認めたものにつきましては行かせていただいているというような内容でございます。

○池田福子委員

ですから、数はだんだんこれは減らしていくという意味ではないんですよ。

○健康増進課長

こちらは相談がありましたら出かけさせていただくことは、判断においてさせていただこうと思っておりますので、減らしていくとかそういったことは考えている事業ではございません。

○池田福子委員

それを聞いて安心しました。必要な人には、この対応ですという意味ですよ。その前段階に電話の相談があったり、来ていただける人は来ていただくということで理解すればよろしいというこ

とですよ。

労働のほうで93ページ、これは言葉の問題として恐らく預託事業というのは、これは働いてる方がお金を借りて、目的のあるお金ということでよろしいですよ。

○経済課長

預託金につきましては、東海労働金庫刈谷支店のほうでよろしいですか。

こちらにつきましては、労働者の方が住宅資金とか生活資金で福祉金融機関ということで労働金庫のほうからお借りする際に、融資につきまして預託をさせていただいておると。お貸しするための融資ということで預託金を東海労働金庫のほうに預けさせていただいておるということでございます。

○高木委員長

ここで10分間休憩します。

午後1時56分休憩

---

午後2時06分再開

○高木委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○経済課長

先ほどの川合委員の御質問でありました電灯料の補助につきまして、訂正のほうをさせていただきます。

まず、電灯料の補助の40%から50%という補助率が上がった年度でございますが、訂正の訂正になって申しわけございません。先ほど私が当初のに述べました平成26年4月1日から正しいものでございました。

それから、もう一点、電灯料の補助の近隣市町村の状況でございますが、現在、把握しておりませんので、ちょっとお答えができませんので、申しわけございません。

それから、電灯料の100%補助についてでございますが、現状ではその予算の範囲内で行えるかとは推測されますが、今現状、電気料が値上がっているという部分がございます、そちらのほうも踏まえたと、そういった観点から見ても検討を

行わないと今の予算を超えてしまう可能性もございます、100%補助しても。ですので、そこら辺も踏まえながら考慮していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○高木委員長

ほかに質疑はありませんか。

○池田福子委員

先ほどの続きで、今、生活費とかそういったものというふうにおっしゃいましたよね。

○経済課長

預託金につきましては、東海労働金庫が労働者のための福祉金融機関でございます。労働者に対して生活資金と住宅資金の融資を行っております。その融資の原資等の一部として私ども知立市のほうから500万円を預託金として預けさせていただいております。

○池田福子委員

この預託金という言葉から、利益を生むんだというふうには私は思ったものですから、事業を起こすときとかそういうときの預託金かなと思ったものですから、それは違うということで、確認で。

○経済課長

預託金につきましては、金融機関に対し、融資原資の一部として年度当初に無利子で預けさせていただいております。労働金庫につきましては、先ほど言ったような形で生活資金、住宅資金等の原資として預けさせていただいております。

また、商工振興費のほうで同じく預託金がございます。小規模企業等振興資金の預託金、こちらにつきましては、そういった企業のほうへの預託金ということで、1億円ですか、こちらのほうは預けさせていただいております。

○池田福子委員

商工のほうはそうだろうとは思いました。

最後に、96ページなんですけど、下から2つ目ですね、やっぱり相談業務で消費生活相談コーナーで回数が51回で件数が27件で、件数のほうが少ないので、1日のうち誰も来なかったということもあったということでもいいですか。

○経済課長

年間で相談件数が27件、そのうち窓口に来られたのが23件でございます。また、電話での問い合わせが4件ということで27件でございます、おっしゃるとおり1日も来なかった日があるといえ、そういう日もあったかと思いますが、ただ、相談はせずにチラシとか取りに来られる方が多々みえますので、その窓口で相談員に対して相談される件数としては27件ということでございます。

#### ○池田福子委員

こういうふうに社会がさみしくなって複雑化してくると、いろんな商売があるものですから、特殊販売業務とかヤミ金とかいろいろ不当な購入をしたりとか、中には詐欺的な商法じゃないかというようなこともあって、私の知ってる人の知ってる人が、脅されて弁護士に相談するぞって言われたんですね、向こうの業者から。どうしようということで相談にみえたんですけど、明らかに違法だったものだから、向こうが弁護士というんだったら、こっちは警察呼ぶぞって言いなさいって、こちらは警察に相談しますよって言いなさいよって言ったんですけど、案外、市にこういう相談コーナーがあるというのを知らないものですから、どこへ行こうという状態でうろろうしてるような人だったんですね。

ですから、やっぱりこれはほんとにお年寄りの方もよくだまされたとかいうこともあるので、もうちょっと市で広報を考えてもいいかなと思うんですけど、お願いできませんかね。

#### ○経済課長

先ほど池田福子委員がおっしゃるとおり、消費者の被害が現在もいろいろ拡大しておりまして、特に通信技術を模した業者、消費者トラブルがふえてる現状でございます。そういったこともございます。私どものほうで無料相談の中の1つとして消費者相談窓口については広報等も載せさせていただいておりますし、また、月に一度こういった相談がございましたよという、知立市だけではないですが、各市のほうから情報を得まして、そういった相談について、トラブルがありましたらこういった内容で回答させていただきました、解

決策がありましたということの広報にはそういった内容も載せさせていただいております。

#### ○池田福子委員

相手がすごい巧妙なんですよ。家族にこれは絶対言っちゃいけないよとかいって相談させないとか、とにかく孤立させて相談させるのをやめさせるというような感じで、だから結構、お年寄りの方でも、こんなしっかりした人が何でという事例もあるもんですから、できたら銀行とかそういうところでもその対策をしてくところもあるもんですから、そういう接点をもっと持っていただくなり、それから、敬老会などでね、前はお芝居でそういうのを見せたことがあったんですよ、詐欺商法とかそういったものでね。そういうのも楽しくやれて、そういえば、あのとき私、だまされたかなんて言ってる人もいまして、やっぱり黙ってたんですけどね。ですから、そういうこともありますので、ちょっとオープンにするような方向で周知させるような方法、難しいけども考えていただけたらと思います。よろしく願います。

#### ○経済課長

先ほどの相談窓口の開催につきましては、毎月1日号でお知らせをさせていただいております。広報の1日号でお知らせさせていただいたとおり、またホームページ等でも掲載させていただいております。

先ほど相談の内容についてのものについては、広報ではなくホームページでございました。申しわけございません。ホームページでお知らせをさせていただきます。広報とホームページでお知らせさせていただいております。

それで、これからこういった窓口があるということの周知につきましては、私どももどういった方法ができるのか、今、お話がございました老人会とか市民の方にどのような形でいろんな方面でお知らせをする方法が道を探るといえるのか、考えてみたいと思っております。

#### ○高木委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

認定第2号 平成26年度知立市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

認定第5号 平成26年度知立市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○小林委員

1点、成果の151ページ、市単独事業在宅介護支援センター、これの運営事業について御説明ください。

○長寿介護課長

在宅介護支援センターについての御質問であります。在宅介護支援センターでは、老人福祉に関する専門的な情報提供でありますとか、相談業務、福祉業務等を行っております。また、老人福祉施設との連絡調整等を行っていただいております。知立市の老人福祉においては、なくてはならない貴重な施設となっております。

○小林委員

16日に資料をいただいた、仮称、特別養護老人ホームかおんについても同様の支援がなされるわ

けですか。

○長寿介護課長

今度できる特別養護老人ホームですが、そちらのほうは介護度の重い方が入所される施設ということになります。

今、御質問の在宅介護支援センターにつきましては、確かに老人ホームに併設はされておりますが、老人ホームそのものではなく、その相談機関ということになっております。在宅介護支援センターについては、今のところバランスよく配置されておるといふふうに考えておりますので、直ちに在宅介護支援センターをそちらのほうに願いますという予定は今のところありません。

○小林委員

わかりました。その中で、相談機関ということですから、市のほうとしては情報提供ということでもありますけど、平成29年3月1日開設されるということで、今、現状としては市のほうには相談、開示されているものだから、市のほうとしては一般市民の方から問い合わせとかそういうのは現状としてありますか。

それと今、在宅は知立市内においてどれぐらいの人数か、その辺も2点。

○長寿介護課長

今のところ、個別の相談というのは受けておりませんが、入所待ちの方が73名ほどおる中で、貴重な施設として今後、相談等があるのかなといふふうには考えております。

○小林委員

今、在宅で待ってみえる方は何人ぐらいみえます、知立市内では。

○長寿介護課長

平成26年のデータですが、102名おりますが、そのうちの今、入所基準厳しくなしまして、要介護度3以上ということになりますと73名ということで今、把握している一番最新のものです。

○高木委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

認定第6号 平成26年度知立市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

認定第8号 平成26年度逢妻衛生処理組合一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

以上で、本分科会の所管とされた案件の審査は終了しました。

なお、予算・決算委員会における分科会委員長報告の文案につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、予算・決算委員会市民福祉分科会を閉会します。

午後2時22分閉会

---

## 平成27年知立市議会 9月定例会予算・決算委員会 建設水道分科会

1. 招集年月日 平成27年9月24日(木) 建設水道委員会終了後

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員(6名)

杉山 千春	三宅 守人	久田 義章	永田 起也
稲垣 達雄	中島 牧子		

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市長	林 郁夫	副市長	清水 雅美
建設部長	塚本 昭夫	土木課長	岩瀬 祐司
建築課長	野々山 浩	都市整備部長	加藤 達
都市整備部次長	木納 利和	都市計画課長	太田 知見
まちづくり課長	尾崎 雅宏	都市開発課長	柘植 茂博
上下水道部長	鈴木 克人	水道課長	國分 政道
下水道課長	近藤 修司		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	島津 博史	議事課長	横井 宏和
議事係長	近藤 克好		

7. 会議に付した事件(又は協議事項)

### 事 件 名

議案第54号 平成27年度知立市一般会計補正予算(第3号)

議案第56号 平成27年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

認定第1号 平成26年度知立市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成26年度知立市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成26年度知立市水道事業会計決算認定について

午前11時41分開会

○杉山委員長

ただいまから予算・決算委員会建設水道分科会を開会します。

本分科会の所管とされました審査案件は5件、すなわち議案第54号、議案第56号、認定第1号、認定第3号、認定第7号です。これらの案件を逐次議題とします。

議案第54号 平成27年度知立市一般会計補正予算（第3号）の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

一般会計の補正予算のところでございます。29ページの部分がそれに当たりますね。立地適正化計画策定事業ということで、これは債務負担行為で3年間になっております。今回の補正としては出ているのはわずかですが、790万円ということでございます。全体で2,811万円という債務負担行為が行われている事業でございます。

立地適正化計画の作成ということですが、これは国庫補助というものはどのようになっているでしょうか。

○都市計画課長

今回の3年間によります債務負担行為でございますが、全て委託業務ということで予定しておりますが、今年度委託してます、都市構造検討調査員委託ですね、こちらについては、まず立地適正化の必要性だとか、そうした現状の整理だとかそうしたものがありますもので、単独で行います。来年以降については、補助制度を使いながら委託のほうを進めたいというふうに考えております。

○中島委員

今度のこれは単独で行う、委託だから単独じゃない、どちらですか。単独でやる、ということは国の補助をもらわないでやるという、こういう意味ですね。こういった計画策定は2分の1国庫補助ということがありますよね、制度的には。これは全くもらえない計画なんですか。

○都市計画課長

この立地適正化計画全体については、2年目に都市機能誘導区域ということの設定、3年目に居住誘導区域の設定ということで、そこら辺になりますと補助の制度が国のほうあるわけでございますが、まずこの1年目のところについてはないものですから、単独で委託をさせていただくということでございます。

○中島委員

今、少し来年度の話が出まして、どういう方向性のものをつくろうとかいうことですね。都市の誘導、居住の誘導と、要するにコンパクトシティの形成支援事業ということに当てはまるようなものになっていくんだろうかと思うんですが、そういうことでしょうか。

私も十分わかりませんが、いろいろ調べてたら、立地適正化の事業という意味では幾つかありまして、その中のメニューを1つ選んだのかなというイメージとしてはあるんですが、コンパクトシティ形成支援事業と都市機能立地支援事業、都市再構築戦略事業とかね、いろんな名前のもがあるんですよ。市街地再開発事業もそうですし、都市再生、区画整理もあるし、最後は、防災街区整備事業と、こういう理念が少しずつ異なる事業が立地適正化計画事業という中にメニューとしてあるんですよ。

当市は、こういうメニューイコールばちんと当てはまるかどうかわかりませんが、これで何を目指していくのかということについて御披歴をいただけませんかでしょうか。

○都市計画課長

まず、立地適正化計画というのは、近年の人口減少、それから高齢化対策としまして都市機能の集約化を推進するわけです。いわゆる居住機能だとか福祉、医療、商業等の立地、そして公共交通の充実に関する包括的な都市計画マスタープランというものでございます。

今、中島委員のおっしゃいました内容については、それぞれそういったメニューはございますが、まずはそうした今回の委託において本市の都市構造について検証を現状と課題を整理しまして、こ

の都市集約化の必要性だとか、立地適正化の基本方針だとか、知立駅周辺の町並みデザイン、この3本を基本的には検討を行いたいというものでございます。

○中島委員

知立市は、もう十分に狭いまちなのでね、大きなまちからしたら、全部集約したまちだという見方もできますよね。福祉の医療の、それから交通網という意味でもね、もう十分コンパクトシティになっていると。改めてこれをこういう事業計画策定をすることによって、知立市が次からのまちづくりをやっていく上で、メリットがあるからやろうとしているというふうに思うんですけども、そのメリットというのはどこにあるということでしょうか。

○都市計画課長

まず、目的が3つございます。

まず、さっき言いました都市機能の集約化、いわゆるコンパクトシティプラスネットワークをすることによりまして、全体的に行政コストを抑えるというこれが1つの目的です。

それから次に、この施策を立地適正化を策定することによりまして、まちづくりに関する国庫補助金の優先的な環境ができるということでございます。

それから、都市計画マスタープランというものがございまして。これは平成19年から平成33年までに行っておるものでございまして、そうしたものの改正が平成31年には都市計画マスタープランも見据えていきたいものですから、そうしたものの包括的な全体構想も入っておると。

それからあと、もう1点、言い忘れてましたが、平成30年には知立市の線引き見直しをしなければなりませんので、そうした面も含めてこの委託を3カ年にかけてつくっていききたいというふうに思っております。

○中島委員

都市の線引きをしていくというのが平成30年度ということで、一番そこが大きいのかなって感じがしますが、どういうまちにしていくのかと

していく上では、それに合わせて平成29年までにこれを計画をつくっていかうと。平成27年、平成28年、平成29年ということで、平成30年度には線引きの見直しということが出てくるということ。

都市計画マスタープラン、これは平成33年までです。平成31年には見直しの着手をしていくと。それにもこの計画のいろんなものが反映されていくものにしたということ、大体年度的にもはめてあるんだよという、こういう御説明で、それはわかります。で、まちづくりの国庫補助がもらえると、この計画をつくることによってね。そんなにいっぱいもらえるかどうかわかりませんが、単独だと2分の1とか3分の1になっちゃうよとかいろいろ条件がついて違うんですけども、こういった補助金をもって、これが特別な高い補助金になるのかどうかはよくわかりませんが、そういう補助金を確保するための環境づくりを行っていくと。それも趣旨としてはいいでしょう。

一番最初に言われた都市機能の集約、これをコスト削減につなげるというふうに、まず言われた。今この都市機能を集約してコストを削減するという大きなイメージとしては、どういうものが今の担当者の中では思っていていらっしゃるのでしょうか。

○都市計画課長

特に知立駅周辺ですね、そちらのところに公共交通ということでミニバスをどのように配置するとか、効率的な配置、そうしたものも1つでしょうし、それから防災面、防災に関するいろんな面での安全面を集約するというのも1つです。それから、そうした新しく再開発ビルだとか再開発事業、それを集約して居住の機能だとか、そこにあっち行ったりこっち行ったりしないで集中的にそこで利用できる生活利便の向上、そうしたものを考えまして、要は、連立が完成しました知立駅周辺の目指すべき姿、そうしたものを10年、20年先を見据えた計画をつくりたいというふうに考えております。

○中島委員

そういった理念そのものについてはいいわけですが、集約という意味が、確かに再開発ビルをつくって、たくさんの方がそこに住むようになるという集約はありますし、その方たちが便利に住めるように商店とか公共施設的なものとか、そういったものも集約したらいいのかなという絵は何となくイメージができるわけですが、かといって市役所も向こうへ持っていくわけじゃないし、病院もあちこちありますけども1本にするわけじゃないし、何を集約するんだろうというイメージがね、交通網でネットワークで十分に市内にある施設を使ってもらえればいいわけだね、そんなに広いまちじゃないので、再投資というものはそう要らないので、おのずと住居はふえるのでね、今の計画の中では住居はふえていくので、その方たちがどういうふうにしたら便利に住めるんだろうかという、そこですよね、一番問題はね。

町並みがきれいになるとかそういうことももちろんあるんでしょうけども、このコンパクトシティやら、先ほど言いました6つのあれの中にも中心的には人口減少、高齢社会の対応、持続可能な都市構造への再構築というようなことが書かれておりますが、どの分野にも全部書いてある。そして、中心拠点、生活拠点の形成を推進しましょうと。民間も活用しながらやっていきたいと思いますということが書いてあって、どの事業を当てはめるのか、よくわかりませんが、この事業そのものについては、さっき言いましたが防災街区整備事業というのもありますからね、いろいろあるんですよ。この事業の名称とか中身というものは承知していらっしゃいますかね。知立市でいうと、この事業に当たるんじゃないかという何かありますか。

○まちづくり課長

社会資本整備総合交付金、あるいは駅周辺整備、あるいは再開発事業のことに関連することですので、私のほうからお話をさせていただきます。

先ほど中島委員からお話のありました都市再構築戦略事業、あるいは都市機能立地支援事業等なんですが、まず、前段として立地適正化計画を立

てる、これがまず前段ですので、その後にできる事業というので御理解をお願いします。

当市においては、今ずっと一番有効なものと考えますと、都市再構築戦略事業というもの、それと都市機能立地支援事業、この2つが1つの利用できる事業になるかなと思っています。

前段の話したものに付きましては、例えば再開発事業への補助金、交付金、あるいは後段に話したものに付きましては民間事業者への直接補助というのもできますので、これについては市費が不要になりますので、新たな民間事業者の進出については非常に有利になる事業かと考えております。

あと、防災等につきましては、これからもろもろの資料等精査し、あるいは新しい資料をつくりまして、この後の検討事項かなと考えておりますが、まずこの2つが私どもとしては目指すべきものというふうを考えております。

以上です。

○杉山委員長

ここで1時まで休憩します。

午前11時57分休憩

午後0時58分再開

○杉山委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○中島委員

立地適正化の問題で、もう少し伺います。

今、まちづくり課長のほうからは、2つの事業を視野にとということで、都市機能立地支援ということと都市再構築戦略という2つの事業について当市では考えたらいんじゃないかという、そういうお話がありました。

そういう意味では、まちづくり課のほうと都市計画のほうと一体となってこれはやってもらうわけですが、ちょっと戻りますけども、やはりこの計画策定事業そのものについては2分の1補助率というものが明確に書いてございました。今回の補正予算の歳入には補助はゼロということになっておりますので、この辺についても事情を伺いたいと。本来ならもらっていくべきじゃないか

というふうに思うんですがね、いかがですか。

○都市計画課長

今、この都市構造検討調査委託業務ですね、こちらのほうが年度の途中からの発注になるということ。今、御承認いただいた中で発注になるということで、補助制度があるかないかということであれば、あるということでありますので、ちょっとそこら辺は県のほうに御承認いただいた限りには、一度そこら辺は確認をしてまいりたいというふうに考えております。

○中島委員

自信を持って、ある事業だということで認識してもらいたい。計画つくるだけでも2分の1と、2,600万円もかかる、全体3年間で。ですので、少なくないですね、2分の1。ばちっと2分の1になるかどうか、私わかりませんが、補助率といってもいろいろ計算式があってどうなるかわかりませんが、そういう制度のはずですので、3年間でやろうというもので、4月当初に手を挙げてなかったらもうだめだよというのはおかしいと思うんですね。計画づくりね、3年間つくってやっていくという大きい事業なので、しっかりこれは2分の1補助ということで確保していくように、その姿勢でやっていただかなきゃならないというふうに思うんですが、副市長、そういうことで認識していただいて、ぐんぐんと押していくってほしいと思いますが、いかがですか。

○清水副市長

国の交付金、いろんなメニューがございますので、そういったものを精査しながら知立市に該当する、今回行うものも該当するものがあれば、それはぜひ手を挙げていきたいというふうに思います。

それから、もう1点、私の認識では、今回3カ年の計画の中で立地適正化計画でありますとか、再開発の再構築、中心市街地の再構築ですね、そういった計画をする際には、当然そういった国のメニューに基づいて交付金を申請していくというのは当然のことだと思っておりますが、今回、補正予算で上げさせていただいたのは、今回の社会資本

整備総合交付金、こういったものも非常に私どもが考えていたよりも非常に交付率が悪いということで、そういったものには国の新たなそういう新しいまちづくりの考え方を取り込んだそういう計画もしっかり視野に入れながら申請をしていかななくてはいけないというようなことも含めて、今回こういった計画づくりに着手させていただくということにしたわけでございます。

ですので、今回のこの都市構造検討調査そのものが補助金の交付メニューにあるのかどうかは、先ほど都市計画課長が言いましたように、一度確認をさせていただきますが、私どもとしては、その計画を検討の上に適正化計画でありますとか、市街地の再構築戦略ですね、そういったものは当然そういう枠組みの中で考えていきたいというふうに思っていたというふうには私はちょっと認識しておりました。

いずれにいたしましても、あるものはぜひいただきたいというのはこれは本音でございますので、一度確認をさせていただきたいというふうに思います。

○中島委員

6項目のメニューがあるんですけども、その前の段階で計画策定事業に2分の1だよというふうになっていったので、別にあるわけですよ、一応、国のほうの資料によりますとね。ですから、そのような形で進めていただけたらというふうに思います。

独自にいろいろまちづくり考えてはいるんですけども、こういうメニューに載らないと補助金がないというような誘導的なこういうものがある以上、これを活用するしかないかなということは思います。

先ほど2つのあれが出ましたのであれですけども、例えば今回でも、もう既にきょう資料いただきましたよね、これは別の個別の事業の資料ではあるんですけども、これもこういったものの計画の中に位置づけていくのかなというイメージは持つわけです。もうここの中にも公共施設が店舗の上に、3階部分が公共施設というふう書いてあ

るわけです。絵がかいてある。これは一体何が公共施設はくるんだろうかって、逆に早走りして思ってしまうわけですけども、先ほどの再構築の戦略とか機能立地支援と、こうなってきた場合の公的な施設そのものについても、ある程度の活用ということはどういうところにも入ってくるのかと私、思ったんです。これってこういうものと関係してつくったんですかね。どうですか。もうこれ、先取りしてつくった。

○まちづくり課長

委員会用に提出させていただいた資料、まずもって修正が直前にございましたので、そのことをおわび申し上げます。

今の収入の部分につきましては、立地適正化計画がかけた段階、右の下のほうにある資金計画案というところをごらんください。そこには支出と収入の部分があります。その収入で補助金というのがございます。45億円何がしということなんです。これにつきましては、こういった立地適正化計画をかけることによりまして事業への補助金のかさ上げが期待できる、1.2とか1.3とか、そういったことがありますので、それを早走りと言われるとそのとおりでありますが、見越した中での計画とさせていただきます。

以上です。

○中島委員

こういう計画をつくったら具体的な事業の中でも補助率がかさ上げされるというね、そんなことも書いてありますけどね、これはかさ上げする前の段階の金額が書いてあるという意味ですか、それともかさ上げた段階の。

かさ上げ後こうなるという、ちょっと取らぬタヌキの皮算用的な金額が、どれだけかさ上げされるかわかんないんですけども、かさ上げされた金額ですよということで書いてありますね。適正化計画による補助金の、割り増しを導入したと書いてありますね、ここにね。そのとおりで上げたんだよということが書いてあるわけですね。

この議論に深く入っていくということでもないのかなと思ったんだけど、全体の計画がまだこれ

からだけでも、もう公共施設が載っちゃってるじゃんというふうに思いまして、先ほどかそう具体的なものではなかった。何かイメージとしてはあって書かれてるんですか、公共施設は。

○まちづくり課長

具体的に議論をした結果のものではありません。公共施設、あるいは公的な施設というのにもイメージづけを持っております。

その公共的というのは、例えば保育施設的というもの、これは公共でやるのが必然ではありませんので、保育施設でも福祉的なもの、これも例えば民間事業者に入っただけであれば、先ほど少しお話をさせていただいた事業が当てはめられることによって、事業者が進出をしやすくなるということ。もちろん公共でやった場合につきましても、床の取得ですとか、床の整備等そういったものにも事業を充てることができるような制度になっておりますので、まだ公共施設、何というわけではありませんが、そういった公共、あるいは公的なことで保育ですとか、福祉的なもの、そういったものも1つとしては考えられるのかなとは思っております。

以上です。

○中島委員

このぜひということにまでは特によくつもりはありませんけども、公益施設のところでは類似公益施設を参考及びというふうな形で書いてあって、現在の知立市のいろんな施設全体のものを把握した上で行われるだろうというふうに思いますけれども、公共施設は載っちゃうんだなど。大体公共施設が載ってもらうとお金が出るからなということもあるんでね、市がお金を出す部分ふえますよね。補助金はもらうけども、市もたくさん出すことになるので、公共施設が絶対にここはどうかというふうには思いますけれども、一応そういう今回の適正化事業の計画をつくりながら、それも視野に入れた中でこういった委託業務をやったと。この委託業務も今度、平成26年度でこれやったわけですよ。平成26年度の決算の話になりますけどね、これは決算で今出てきたのでやり

ましたけども、こういう方向が示されたという意味では、これとリンクする話ということでちょっと見させてもらったわけですけども、これは委託なんですけど、こちらの補正のほうですが、委託業者はどのようなところですか。

○都市計画課長

こちらについては、御承認いただけますとプロポーザル方式ということで業者のほうを募りまして、その中から審査して決めていくということになります。

○中島委員

先ほどの絵のほうはどうですか。図のほう、平成26年度につくった基本計画、こちらは委託はどこだったんですか。

○まちづくり課長

こちらにつきましては、UR都市機構中部支社になります。

以上です。

○中島委員

URも手広くそういったことに今、取りかかっている分野ということでやられたんだというふうに思いますけれども、十分に知立市に持っているいろんな計画があります。福祉も保育も実施的な計画が5年計画が議決をされているというふうな中で、どう位置づけられるのかということについても十分に考えた上での計画をしてもらいたいということが必要かなというふうに思います。

これについては、一応また今後、継続的に行っていくということで、見守っていききたいというふうには思います。補助金のことはきちんとまた回答が出た段階で、しっかり報告をいただきたいというふうに思います。

次にいきますが、知立環状線の問題なんですけど、これも本会議でもありましたので、かぶってはいけないんですが、社資交がなかなか取れないという中で、お金については連立のほうに回したと。用地購入については開発公社にやってもらう形をとったということで減額になっているということですね。

道路用地購入費は減額なんですけど、物件移転と

か損失補填とか、そういったものも全部公社のほうで移転費もやっていく、そういうお金も全部つけてやっていただくと、そういうことで、今、どういう公社との関係ではどうなっているんですか、現在は。

○都市計画課長

今おっしゃるように、道路用地購入費、物件保証契約、損失補償金全て公社のほうでお願いしとるということで、昨年に引き続きですけど、ことしもそういう形で覚書に基づいてですね、中で公社にお願いしたということでございます。

○中島委員

事業の進展という意味でいうと計画どおりというか、おくれないように進むという、こういう担保はできるのでしょうか。もちろん相手のあることですから、それも計画といっても難しいとこですけども、いかがですか。

○都市計画課長

事業のほうは平成30年度まで予定しておりまして、交渉のほうは、今、順調といえば順調に進んでおります。

全権利者が23名おりまして、12名が住んでおります。今、平成26年度は4件契約しまして、今後、今、移転交渉中で事業を進めております。

○中島委員

23名中12名が住んでいるというのは、それは平成26年度で住んでいるということですか。今4件と言ったのは。

○都市計画課長

4件と言ったのは平成26年度だけで、今までの事業全てを含めると、23名中12名ということでございます。

○中島委員

まだ半分ぐらいというところで進展状況だということですね、用地購入についてはそういうことですね。

予算的には、これはどのぐらいの割合が進んだんですか、大きいとこ、小さいとこってあると思うんですけども。

○都市計画課長

今、数字的には50%超えたぐらいの格好になりますけども、面積ベースでいきますと6割超えた格好でありまして、事業費でいきますと、おおむね事業費8億3,000万円ぐらいあるわけですけど、その中で4億5,000万円ぐらい今、使ってるという状況でございます。

○中島委員

なかなか土地がちよっとしかないところが、これを全部買ってこれとか、変な格好の土地だからとかいろいろあることがあって、これまでもちよっとそういった土地の買収についてはどうするんだというようなことがありましたけども、あと半分ぐらいの残った地主たちに、そういった問題も抱えた方がいらっしゃるかどうかわかりませんが、そういったことも含めての見通しはいかがですか。

これは市の責任分野の部分の用地買収ということですけどもね、次が県に行くわけですけども、市のところがまず終わってということだと思うんですが、見通しは。

○都市計画課長

これは平成30年までの事業ということで、用地買収は平成28年、平成29年と、まだ2カ年ありまして、その中では、今想定しましても交渉も物件調査も済んでみえる方も結構おりますので、何とかいけるんじゃないかというふうに思っております。

○中島委員

駅南の区画整理につながっていくような部分まで環状線が延びて南北線にドッキングする、そういう大きな目標を持ちつつ行われているということとであります。

駅南の区画整理はまた違った問題があって、議論したいと思えますけども、環状線そのものは南北線にドッキングしなければ意味をなさないなというようなことから進めていただいていると思いますので、地権者の皆さんには十分配慮しながら、それから、県のほうの買収、その辺についての方針はどういうふうになってるのかはわかりますか。当然、一緒にやってらっしゃると。

○都市計画課長

今、市のほうの環状線が大体進んできておるわ

けですけど、ここから安城知立線、永田屋の前までですね、これを今、県のほうは来年度事業認可する予定でございます。それでおおむね5年から、普通5年ですね、それぐらいの期間で事業をまず測量から入って、説明会入って、物件調査入って、用地交渉へ入ると、そういう順番で動くという予定を聞いております。

それからあと、安城知立線ですね、そこについても今、東側の歩道はできたわけですけど、西側についても、あと区画整理を除いて、小さい部分も含めて4件ありますけども、そちらも区画整理を見据えた格好で道路をつくっていくということ聞いております。

○中島委員

市の出番も用地交渉とかでは十分にあって、やっていらっしゃるんですよ。購入をしていく段階で市も入ってやっていらっしゃる。県が完全に単独でやってらっしゃる。

○都市計画課長

県道部分ですかね、基本的にはそういった連絡だとかそうしたことは市のほうがして、県のほうも用地の担当がベテランからすぐくそろえてますので、そこら辺で、うちのほうも行くときは行くような格好で、必要に応じてついていくような格好はありますけど、基本的には県のほうが主体でやっていただくような格好でやっております。

○杉山委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○杉山委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○杉山委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

議案第56号 平成27年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○杉山委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○杉山委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、認定第1号 平成26年度知立市一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○永田委員

少しばかりお聞かせください。

主要成果報告書の103ページになるんですけども、3項3目の河川改良費ということで、平成25年度と平成26年度とつけていただいた排水路調査設計委託業務、長田の排水路の500メートルの件でございます。

今回、平成26年度154万4,400円予算計上されて執行されたわけでございますけども、この予算執行の状況をお聞かせ願いたいと思います。

○土木課長

ただいま御質問ありました、3項3目河川改良費、排水路調査設計委託業務ということで、平成26年度につきましては、長田排水路改修ということで長田排水路延長500メートルの区間につきまして、予備設計という形で平成26年委託を発注しまして完了しております。

今年度、実施設計ということで、同じく、この長田排水路を今、発注済みでございます。今年度実施設計についてでき上がってくるという状況でございます。

以上です。

○永田委員

これはもともと町内会のほうからも土木申請があつて、これはちょっと特殊な工事ということで別途の予算をつけていただいたという経緯があると思うんですけども、これは長年、町内会でも10年以上ずっと土木申請をして、ここにきてようや

く予算化されたということで、大変ありがたいことだと思っております。

しかし、この工事、先ほど当局から説明のあつたとおり、今年度、実施設計という形で今後進めていくとは思うんですけども、これはかなりの費用がかかるんじゃないかなというふうに思っております。

調査設計して、今こんな状態だよ。これは早く工事に取っかからないと、先のような水害等起きた時点で大変危険じゃないかという、そんなようなですね、東海豪雨のときでも言われておりましたけども、ただでさえ住宅が一戸建てでも20軒ぐらい並んで、アパート、マンション入るとそれ以上だということで、この調査した結果、現状工事の必要性があるのか、それとも危険地帯ですから早くやらなきゃいけないのか、そういった調査の結果を一度御披歴いただきたいというふうに思います。

○土木課長

今、永田委員の御質問の内容につきましてですけど、平成26年度に予備設計を行った内容につきましては、現況の水路構造物、それについての耐震とかそういった構造的なものの検証は特には行ってないんです。

というのは、現場、永田委員も見て御存じだと思いますけど、非常に老朽化した第1ぐらいの区画整理でつくった水路であつて、非常に現場見ていただいたとおりで、構造物も支保工みたいに支えがやつてあるというような状況であるものですから、あれについての構造を今現在検討したところで、結果論になると思いますけど、構造的にオーケーだよというふうに出る状況ではないというふうに踏んでおりましたので、市としましては、あの機能をどのような形で担保できるのか、要は代替できるのかということで予備設計を発注しました。そういった中で、ルートのなものも含めて設計委託出しておりますので、構造的なものは一切調査しておりません。

以上です。

○永田委員

ということは、一応調査してると言うけども形だけでも、仮に今の現状の状況の中で、これはもちろん資金の面もあると思うんですけども、現状のもので補強していくのかという、その辺がまだ全然明確ではないと思うんですけども、今の現状で水路というのは安全性がちゃんと担保できるのかというのは、その辺はどうなんですかね。

○土木課長

現状で安全性を担保できるかということですけど、それについてはしっかりした調査してない状況ですので、安全性の担保できるかどうかという回答については、はっきりした回答はできません。現状から考えて、あそこの機能をもっと安全性のあるものにしていこうと考えられた場合、現場状況から考えると、あそこの断面をあの位置で改造するという事は、非常に物理的にいて住宅が張りついている状況から、無理という状況がありますので、それに変わるルートを開発して、そちらのほうに現況の機能、流量を流せるだけの断面を確保していかなければならないということで、そういった別ルートをつくるということで予備設計を行っております。

○永田委員

まだあくまでも仮定の話だと思うんですけど、今の水路を別の水路をつくるという、そういったことも考えてるよということなんですかね。

今の状況の状態で水路を埋めるとか、そういうことは考えてないという。今の状況の中でどうにかしようという状況ではないということですかね。その辺ちょっとまだ、いまいよいよわかってないんですが。

○土木課長

今の状況については、あそこの今の断面を、流せる断面があるんですけど、その機能をほかのルートへ持って行く。今の部分については、その切りかえたことによって今の断面を必要なくなるということだから、今、民地化をしている排水は当然処理せないかんもんですから、それについての捨うための管渠なりを現排水路の断面の中に設けますけれど、基本的にそれを設けて、なおかつ埋

めていこうという考えでおります。

○永田委員

今、答弁いただいて、ある程度はわかりました。今の現状の川の流れをそのまま太いホースでかぶせるとか、そういう改修工事をやろうという形ではないというような感じですかね。川の用水の流れを変えて移動させて別ルートで持って行くというような考えですよ。その今、流れなくなったところを、ある程度ふたか何かかぶせるか、砂で埋めちゃうかどうなのか、そんなような考えだとは思いますが、最終的にはどうなるかわからないんですけどね、これが完成するまでに仮にそういうことだと、大体完成するにはどれぐらいの費用が要るとか、どれぐらいの年度数で完成できるのか、その辺、見通しがありましたら御披露いただきたいというふうに思います。

○土木課長

現在のところ、今そういった形で実施設計を組んでおまして、概算というか工事費をはじいていただく業務を行っていただいております。金額については幾らという金額はまだ出ていない状況であります。

いつまでという質問でございますけれど、担当する土木課としましては、永田委員おっしゃられたように、今の状況が非常に危険な状況であるという中で、できるだけ早くその工事を着手していきたいというふうに考えておりますけれど、その工事費の総額を見た中で、市の財政的なものもありますので、そういったのを総合的に判断した中でいかないと難しいような事業でございますので、今の時点でいつまでということは、ちょっと明言できないもので、申しわけありませんけど、そういった形になってしまいます。

○永田委員

実際、何千万円じゃ済むような工事でもないでしょうし、単年度でできるという工事でもなさそうですし、その辺は私も理解いたしました。ある程度、方向性が大体こういうふうだよということと地元住民の人にも、前へ進んだよという説明もできますし、そういった形で逐次、情報を入れて

いただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

何にいたしましても、大分年数がたって、マンション等もたくさんアパートもあるものですから、早目の対処のほうをよろしくお願ひしたいというふうに思っておりますので、お願ひします。

これはこれで以上でございますので、次いきたいと思います。

105ページの4項1目のバス停設置工事、弘法町臨時コース、弘法町と弘法通りの、あと、上重原公園北、73万4,400円、この予算金額について御説明をお願ひしたいと思います。

○まちづくり課長

この件につきましては、昨年10月1日から新しい運行に変わりました。その時点で、この3カ所のバス停についての変更をさせていただきました。

まず、弘法町臨時ということなんですが、今、県道沿いにローソンがあるかと思うんですが、そこに弘法さんのときだけ、弘法通りが通れないものですから、そのときだけ臨時用ということでバス停のほうを新たに設置いたしました。

もう一つ、弘法通りのほうですが、これはもう少し今の場所から消防署を過ぎまして、南陽通り過ぎまして、次の二またに合流する少し手前なんですが、とんかつ屋、ラーメン屋等がある店舗よりもう少し南陽通り側に、昨年度新しい会社ができたんですが、その前を使いまして、これにつきましては、弘法さんのときだけの臨時のバス停ということで新たに設置をしました。

この臨時ということなんですが、以前、弘法通りの規制が、弘法さんの南側の二またの昔、坂という喫茶店があったところから旧国道までが規制範囲だったんですが、それが途中、約半分ぐらいの規制になりましたので、規制範囲が少なくなったということで、そこを以前は大きく大回りしたものを少しショートカットで本来のケースにパターンに合わせるような形で設置をしましたので、月に一度使うバス停ということで設置いたしました。

それから、もう一つ、上重原公園北なんですが、こちらは以前はJAの上重原町支店の前にあったんですが、あそこの道、信号で渋滞等をいたします。それでバスが信号の近くにとまっておりまして、ほかの車への支障が大きいということで、少し方角でいうと北になるんですかね、長篠川という川があるんですが、川の少しJAの反対側のほうに移すことによって全体の交通の流れをよくするため、これも平成26年の10月1日から新たに少し場所を変えて設置いたしました。

以上です。

○永田委員

この金額の問題になるんですけど、金額の73万4,400円、この使った費用の概要を教えてくださいたいと思います。

○まちづくり課長

この場所なんですが、単純にバス停、よくある角すい形をしたコンクリートブロックがついて、その上に支柱、その上に丸い板がある、そういったものではなくて、特に弘法の2カ所につきましては埋め込みタイプ、これは道路管理者のほうから指示があるんですが、地中内へ基礎を入れて、そこにバス停の支柱を立て、その上に標識をつける。それにあわせて現況の歩車道ブロックがあるところについては歩車道ブロックの撤去、あるいは横断防止柵があるところにつきましては横断防止柵の撤去、あるいは端部の処理、それから、上重原公園北につきましては、あそこも横断防止柵、ガードパイプがあるものですから、そういった撤去をあわせてということですので、単なる設置ではなくて、そういった土木的な工事も含めた中で事業になっております。

以上です。

○永田委員

わかりました。3カ所のバス停の移動ということで、弘法町と弘法通りは命日のときにだけ臨時で方向を迂回するというごさいます。

今、月に1回、日曜日に道の市やって、この間もやったと思うんですけども、そのときでも道路規制すると思うんですけども、そのときでも臨時

のバス停になりますかね。たしか遍照院だと影響しますよね。その辺、教えていただきたいと思います。

○まちづくり課長

実は、これ改正後にいろいろ協議等始まってまいりまして、現在については迂回だけをさせていただいてまして、このバス停については利用のほうをしております。

以上です。

○永田委員

以前は、たしか弘法さんの命日だと小針線を迂回して曲がっていったと思うんですけども、その辺を考えれば、今回はちょっとより便利になったんじゃないかなというふうに、勘違いしてたらごめんなさい、私はそういうふうに思ってるんですけども、このミニバスですね、弘法さんも知立市内の観光名所の1つなんですけども、命日とか、例えば道の市でもいいんですけども、これに対してのミニバスを利用される方というのは、人数は多分把握されてないと思うんですけど、かなりおられるのか、その辺を教えていただきたいというふうに思います。

○まちづくり課長

まず、軽トラ市で使ってない理由なんです、実は、このミニバスガイド等をつくった後に、道路を使つての規制というのが、たしか始まったかと記憶しております。それまでは境内の中でトラックを持ち込まれて市をやってみえた、マルシェ等やってみえたものですから、その後になんかそういった変更があったものですから、手続というか、準備というか、そういったものが急な話でしたので、そういった対応ができておりません。

それから、これを使ってマルシェというか、市のほうに来られるという方は、私どもとしては承知をしております。

以上です。

○永田委員

把握してないということですよ。これは確かにバスはミニバス、例えば、弘法さんの命日どきに利用すると帰りは便利なんですよ。知立駅

から行こうとすると、かなり市内を迂回してから弘法通り、弘法の臨時でもいいんですけどね、迂回する。それはいろいろバスのコースだとか、これは今、オレンジコースの一例を出したんですけども、そういった意見も少なからず前々からあったわけなんですけども、帰りはずっと知立駅へ行けるものでいいけども、行きがなかなか知立駅からおいて遍照院、バス乗ろうとすると、福祉の里へ寄ったり、東刈谷駅寄ったり、かなり大回りになると。この辺を何とかしてくれというのがあったんですけど、今は名鉄バスが直接、遍照院のほうに向かうバスもあるもので、その辺もあるんですけども、より皆さんに利用しやすい、便利なミニバス利用にできるよう、またお知恵を絞っていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

次、行きたいと思います。もう一つなんですけども、107ページ、4項4目の公園のリニューアルなんですけども、主要成果報告書を見せていただきますと、平成26年度は8公園の中で遊具が15カ所という数字が出て、その合計が3,224万2,320円。この公園リニューアル工事、大分前から進めておられるかと思っておりますけども、以前は1つの公園でリニューアル工事をやってたと思うんですけども、昨年、その前か忘れましたが、全体じゃなくて1個1個の遊具でリニューアルをしていくと。これは県の補助金の関係でこんなような形になったというふうに私は理解しておるんですけども、その辺、ちょっと確認させてください。

○都市計画課長

今、御質問のリニューアルの事業でございますが、これは公園施設長寿命化対策事業ということで、この長寿命化対策事業が補助の関係でいいますと3,000万円以上で行う事業が補助がつくということで、こういう形にさせていただいております。

○永田委員

以前と補助のあり方というのが変わったんですよ。以前は、1個の公園に対してリニューアルをやるということで、でも数年前から遊具1つに

つき1個、それが全体で3,000万円以上ということ  
でよろしいですかね。

○都市計画課長

今おっしゃるとおり、以前は1公園について補助がいただけるような形があったわけですが、平成24年ぐらいから遊具のほうのみということになりましたもので、それを寄せ集めような形で3,000万円以上ないといけないものですから、このような形で事業をさせていただきました。

○永田委員

この公園のリニューアル事業という形で、もう何年前か忘れてしまいましたが、平成24年度ぐらいから補助金の関係が変わってきたということで、都市公園130あると思いますけども、リニューアル工事、こういった補助金の形も変わってきて、進んできたのかと、どれぐらいあと残工事が残っているのかとか、あと何年ぐらい必要なのか、その辺、御披歴いただきたいと思います。

○都市計画課長

今、御質問の長寿命化計画は、平成23年から平成32年の10年計画でございまして、今ここで挙げさせていただいたもので、ほとんど平成32年のものもある程度、先食いをさせていただいたような格好になっておりまして、今後は、今こういった補助を使うに当たりまして、また新しいリニューアル計画を立てていかないといけないですし、長寿命化計画についても、またちょっと再計画を考えないといけないかなというふうに考えております。

○永田委員

今回ちょっと新たな再計画をつくっていかねばいけないんじゃないかということで、今回1個1個の遊具で補助対象の形になったわけですが、全体的から見たら、リニューアル工事しました、でも遊具だけきれいになって、周りの柵とか、その辺は多分、補助対象じゃないと思うんですよね。その辺は従前の公園の維持管理、修繕工事で賄ってるとは思うんですけども、僕も全部の公園を見ているわけじゃないものでわからないんですけども、リニューアル工事されてきて、どのような見解、うちの住んでる町内にある公園

はきれいにさせていただいたんですけど、平成23年ぐらいに。全体的にどういった御感想を持っているのか、お願いいたします。

○都市計画課長

ちょうど今、こういった長寿命化計画で遊具のみを焦点に絞ってやってきたわけですが、今後は、また再計画を立て、いろんなリニューアル計画、どのような、要は皆様がどういことを望んでおられるかというね、そこら辺も聞きながらというのか、そこら辺も考えながら、高齢化も進んでまいりますし、そこら辺を踏まえて、ちょっとまた違った形のメニューを今から考えていきたいなという、ちょうど今そういう時期でございます。

○杉山委員長

ほかに質疑はありませんか。

○稲垣委員

初めに、105ページ、4項散歩みち整備について伺います。

ここに委託事業として草刈り等が載っております。これについて、現状どんな形で進められ、また、愛護会の活動もよく聞きますが、その辺についてお聞かせください。お願いします。

○都市計画課長

今、散歩みちの草刈りの状況ということですね。これについては、今年度の草刈りは逢妻の割目川の散歩みち、知立南小学校の南側の右岸堤をさせていただいております。

○稲垣委員

それで今、非常に高齢化が進む中で、ウォーキング、散歩、非常にたくさんの方が楽しまれておられまして、これもずっと続けているんですけど、なかなか散歩みちに指定したけど歩けない状態という苦情がいろいろ届いているというふうに聞いております。

さきの質問の中にも、いろんな愛護会を形成し、いろんな意味で地域の要望に応え、いろんなことが取り組まれているんですが、今現状、その愛護会活動、団体数とか参加されてる方々、散歩みちに関してですけど、もしわかっていたらお聞かせ

ください。

○都市計画課長

今、愛護会の数でございますが、平成27年度9月現在で、愛護会としましては64団体、散歩みちの関係で3団体、河川敷の関係で1団体、合計しまして68団体と、全123公園の中でこういった状況でございます。

○稲垣委員

たくさんの方が参加して、そういった環境整備も進んでいるんですが、よくお聞きするのは、こういった愛護活動、草刈りだとか、ごみ拾いとかするんですけど、道具が用意されてないとか、ごみの処理も最終的に、よく言えばそんなものは当然参加者が最後まで責任とれという声もあるんですが、今、非常に団塊の世代、解放されて、いろんな方が来られます。何か地域社会の中で自分の汗流したいとか、何か貢献したいということをよく聞かれますけど、こういった公園もそうですけども、特に散歩みちってこれから非常に重要になってくるというふう聞いております。特に歩くこと、ウォーキング、ハイキング、これってなされる方となされない方は、前回の一般質問でもしましたけど、健康状態が違うということでありまして。それと、気概づくりにも愛護会を形成することによって地域に溶け込めるとか、いろんな学びが得られる、こういうふう聞いております。

今、お聞きしました68団体とかいろいろあって、散歩みちのほうでは3団体、こういった方々の声というものは、ほんとに真摯に受けとめて、正面で受けとめて、その方々の活力、そんなようなものをまちづくりに活かしていく、そのために市として何がサポートできるか。例えば、私もその中に時々参加するんですけど、公園には道具箱もきちんと整備されて、確かに都市計画課長にお聞きしまして、固定した物置などは河川敷に設置できないということがルールであるということ、これは聞かれますよね。

でも、そう言ったら全然進歩しないわけで、こういったことについては県に働きかけるなり、いずれいろんなルールというのは必要があつてル

ールができたと思うんですが、今そういった声が都市計画課長のところにも届いていると思うんですよ。いろんな形でタイアップする中で、より地域をもっと暮らしよい、参加しやすい、そんなようなことをいろいろ言われるんですけど、都市計画課長の担当する中では、特に声が上がってるようなことがあつたらお聞かせください。

○都市計画課長

いろいろ今、そういった道具を置くだとか、そういったことで占用だとかいろんな問題もあるじゃないかということでございますが、まず公園でいきますと、公園も皆様が使うところでございますので、やっぱりある程度のルールといいますか、独占はまずいものですから、そこら辺を一緒になって、そこら辺の範囲の中で利便性のよいことは考えていきたいなというふうには考えております。

今の河川敷にいろんな道具は意味が、管理もしますしね、川ですので、ちょっとできないものもありますけども、そうした中で、これは地域のためになるだとか、そうしたことで認められるようなものがあれば、そういうことはいいのかなというふう考えます。

○稲垣委員

同じことを聞いてもいけません。要は、今こういった声が上がってるということは、事実もう何年も続いていると思うんですよ。それに対して、こういった使用勝手とか公正・公平、それは当然のことなんですけど、やはりそういったものは着実に誠実に受けとめながら、見直しできる部分は県なら県に働きかけて積極的にやってもらわないと、一度、二の足を踏んだだけではなかなか打破できないのかなと思うもので、その辺を地域力を活かしていくためにも、そこら辺しっかりと掘り下げて研究していただきたいと思っております。

この件は、これでいいです。

次、ミニバス環境整備の中の、先ほど永田委員からもありましたが、それにちょっと触れて、これも以前から届いてる声なのかなと思うんですが、最近ベンチは設置していただくんですが、前々から知立駅前のミニバスのバス停、これは高齢者の

おばあちゃんからですけど複数の方から、冬、非常に足元が寒い。風よけをという声も3年も4年も5年も前から聞くんですけど、一向についてないような気がする。これって設置されてるかどうか、ちょっと教えてください。

○杉山委員長

ここで10分間休憩します。

午後1時56分休憩

午後2時04分再開

○杉山委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○まちづくり課長

先ほどの知立駅のバス停のお話なんですけど、稲垣委員の御指摘、あるいは以前からのお話の以降で、風よけ等新たな設置はされておりません。

以上です。

○稲垣委員

これ設置されておりません。わかりました。

わかりましたというわけじゃなくて、去年の冬もそうでした。そのおばあちゃんから電話があって、ちょっと座ってみなということで座ってみて、足元だけでもこの期間だけでもカバーはそんなに大変なことじゃないというふうに思って、知立駅一番利用者が多いのかなと思うことと、結構御高齢の方が利用者多いということも見てきました、現場。昨年言う機会がなくて、今この委員会に所属しまして、このことをまちづくり課長に伝える中で、ぜひともことしの冬ということで、ちょっと検討ください。

○まちづくり課長

これも知立市の財産じゃないものですから、これは名鉄になるんですけど、あと、ほかのバスも例えば豊田高岡ふれあいバス、そういったものも乗り入れてますので、少し協賛できればと思うんですけど、そこについては検討ということでさせていただきます。

以上です。

○稲垣委員

次に、106ページ、公園緑地費、ここにトイレ

改築云々いろいろ工事関係が載っておるんですけど、せんだって、公園のいたずらを調べてみたら、非常に多いんですね。ある地域の公園というのは連続してトイレ、屋根が壊されたり、便器、ベンチなんて連続して同じベンチが壊されて、こういうことをたまたまネットでも見たんですけど、現場にも地域の人にも聞きました。

これっていうのは、これだけ公園のいたずらっていうのは、夏休みは花火だとかいろんなことは聞きます。でも、これだけ施設が壊されているというのは、正直言って私、知らなんだものですから、一生懸命、トイレでも相当お金かけてユニバーサルいろんなことやってもらってるんですけど、一方で破壊するような、これ絶対許せないなというふうに思ったんですけども、ここ一、二カ月の中でも地域によってですけども、非常に頻発してる地域があって、これって何か対策とられてるかどうか教えてください。

○都市計画課長

今、稲垣委員のおっしゃられることは、もちろん認識しております。やっぱりおっしゃられるように、夏休みというのか、そういう時期的なものもあるということはわかっております。

それからあと、1か所の公園だけが多いということも今わかっておりまして、そこら辺で、今、私どもとしましては、広報でそこを取り上げて、ホームページでもその部分のいたずらと野良猫の関係と、早朝、夜間に静かにしてくださいと、この3点を特に広報、ホームページで啓発をさせていただいておるといふ状況でございます。

○稲垣委員

そこで、こういったことについて地域の中の防犯パトロールの中でも話題にしまして、私の住んでいる新林町、毎週月曜日に町内会の役員、ボランティアグループでやってるんですけど、時間もいつも同じ時間なんですけど、そこで出てるのは、やはり通学路だとかそれも確かに大事なんですけど、公園を強化してやる週もつくってはどうかかなという話も出てます。

それと、もう1個、よく議会でも取り上げられ

ている防犯カメラですよね、せんだつても破壊されたところを見た限り、トイレの屋根に上がってですか、ほんとにこれは我々の世代ではとてもじゃない、上がれないんですけど、あれを見る限り若者と限定してはいけないんですけど、トイレの屋根にのぼって破壊してる、それが結構多くて、それから便器の破壊ですが、これはすごくお金がかかる。トイレの中で物を燃やしたり、これから冬になるともっと多いわけですね。

こういった犯罪を抑止するにはパトロール強化というのは地域にお願いして、地域の公園は地域でという、防災の自分の命は自分で守るということと同じで、地域の拠点である公園というのは地域の中に区長会などで取り上げてお願いしていただくか、先ほども申しました防犯カメラの設置は、これは見る限り、突出して多い地域はほんとに必要じゃないかなというふうに思います。この辺について、どうでしょう。

○都市計画課長

今おっしゃられるように、私どもだけでは防げるものも防げない部分がありますので、そういった面の御協力をお願いしたいなということと、今おっしゃられます防犯カメラについても、ちょっと今、つけたいということで思っておりまして、いろんな形で防犯カメラも検討していきたいなというふうに考えております。

○稲垣委員

それから、遊具についてももう1個、以前届いた市民の声ですけど、107ページにあります遊具改修工事の中のいろんな遊具があるんですけど、今どこかでロープウエーとか使用禁止になってというようなことも聞いたことがあるんですけど、そんなようなことが事実あるんですかね。何か事故とかあってかどうか、これは夏休みになってすぐです。子供からだと思えます。公園の遊具使えないよという話を。ちょっとお願いします。

○都市計画課長

恐らく今、修理中ということは、ちょっと前ですけども聞いておりまして、修繕というのか、そういった面は聞いたことがありますけど、あえて

とめておるといのはそういうことかと思えますけども。

○稲垣委員

僕も時間たつて子供との話だったのでわかりません。ただ、うちの公園、遊具使えんじゃん、禁止になってるよということを聞いたものですから、ついでに聞いてみました。

それと、この公園に設置された遊具の評判ですか、人気ですか、こんなようなものというのはどのように、例えばデータとか何かあったら、人気のところ、地域によって違うと思うんですけど、設置された遊具の中でもほんとに利用されているかどうかと、このようなことというのはデータなりアンケートなり、いろんなことをされておられるでしょうか。ちょっと教えてください。

○都市計画課長

特にそういったアンケート等はやっておりませんが、遊具点検という委託の中でも、ちょっとそこら辺でにぎわいがあるだとか、そういうのは所見の中で出てまいりますのでそういった確認だとか、それから、うちの公園パトロール、そこら辺での聞き取りぐらいで、ここはにぎわってる、ここは余りにぎわってないとか、そういう内容のことは聞いております。

○稲垣委員

これ、要はさきの一般質問でも取り上げました健康遊具ですね、それと地域の声という地域住民の要望というのは非常に重視して優先してるよということもお聞きしました中で、これってほんとにここにいろいろ書いてあるこういった遊具がどんなのかなと。中には、ほんとに学校終わった時間から大勢の子供が集まって、わいわいほんとに有効に活用していただいている公園があったり、そうかとすると、そうでもないような立派な公園もあってして、そういったところというのはこれから研究されて、今も研究されておると思うんですけど、ぜひ地域性を優先する、すなわち今ある遊具の利用頻度とか喜ばれているかどうかというところもしっかりと目を向けていただきたいと思えます。

それと、もう1件、107ページにございます委託関係ですけど、才兼池の公園整備設計書作成とあります。これについて、私のほうもこういったような池があって、今いろいろと議論されてるんですけど、今、才兼池の進行状況を見ながらという声も聞くものですから、今この才兼池の整備、どんな状況なのか、教えてください。

○都市計画課長

これは才兼池の整備工事ということで、今年度を初めに平成28年、平成29年と3年間で水辺の周りの外周を歩けるような親水性のある公園をつくるということでございます。

それで、今年度については、まずは水質改善ということで、そこにたまっておりますヘドロ等をしゅんせつすると。しゅんせつしてその処理をします。それと樹木等の伐採をします。それから、一部配水管を設置します。今年度はそういった工事です。

来年になりますと護岸工事、今度は池の周りを歩けるようにするための護岸工事だとか、そういった基礎的な部分の形をつくりまして、3年目で外周、これ1周250メートルの散策路を周りに配して、皆様がウォーキングだとかジョギングできるような形で親しめる公園にしたいというふうに考えております。

○稲垣委員

こういう段階に至るまで、この平成27年、平成28年、平成29年に至るまで地域の声といいますか、どのような声があってこういったところに至ったのか。近くに今、観光イチゴ園だとかいろんなものがある、あの一体というのは楽しみだなというのを感じるんですが、この水質改善からヘドロのしゅんせつだとか樹木伐採、配管するよとか、こんなことを聞きました。

たしか、あれは東側になるとコイがたくさんいてというのは僕も見ているんですけど、実際にすごいヘドロだなということと、すごいごみが沈んでるんですよね。こういったことも今挙げられたんですけど、参考までに都市計画課長わかったら、ヘドロの処理というのはどういった作業なのか。

予算とかざっとしたものがわかれば教えてください。

○都市計画課長

こちらのヘドロの処理は、ヘドロに無害のものをまぜまして、それを残土処理ができるものに変えて、それを集めて一般の残土処理にできるようなものに変える物質をまぜた上で処理するということを考えております。

○稲垣委員

それは現地で、今の状態のままでもできるということですか。池の中のヘドロをそこに何かやってそういうふうにはできるという。

○都市計画課長

そういった特殊な石灰系の固化材というもの的大量に入れましてそれをまぜますと、これは自然にも害のない物質ということでありまして、それを一般にどこでも普通の農産物でも、飼育しるところにも使えるような土で処理するというところでございます。

○稲垣委員

この件、もうちょっと教えてくださいね。

それっていうのは、もう1個聞きました。バキュームで吸い取って処理するというのも聞くんですが、それよりも有効で安価でスピードアップできるということだと思うんですね。当方も今、機織池という池があって、非常に議論されてるんですが、そういった先行事例があれば学ぶべきだなと。

それと、もう1個、地域からの声というのはどんな形で、何年間ぐらいお聞きされる中で実施に至ったのか、それも参考になるので教えてください。

○都市計画課長

まず、この池は駒場牛田線という道路がちょうど斜めに入りましてそこを通りますので、それがきっかけですね。それをつくって、後のどうするっていうこれは地元のほうで協議を重ねてまいりまして、こういったような水質のいい、皆さんが憩えるようなという形になった経緯があります。

○稲垣委員

たしか、あの池は豊田市から若い男性が毎週のように釣りに来てみえて、外来種を釣って、またリリースしてみえるので、僕もよくお話したんですけど、実際に以前、古いことですけど、あそこに船を浮かべてごみを拾ったことを地域の人とやったこともあったので非常に興味を持って、また今回の取り組みというものが参考になるなということで、今お聞きした中でもヘドロというのはバキュームじゃなくてそこで処理、石灰か何かまぜてということをお聞きしたので、そういった方法もあるのかなということが学べました。

それと、親水公園ということで、知立市には親水公園一つもない。それと子供たちには川に近づくな、水にさわらな、危ないということしかやってなくて、逢妻川でもボーイスカウトが今まで何度か活動してみえたんですけど、そういった意味では、才兼池というのは楽しみだなという思いがします。

それで、北の外れと申しますか、八橋才兼池、隣が豊田市ということなんですけど、ぜひこの工事進めていく中で計画する中で、全ての知立市民が足を運べるような魅力あるプランをお願いしたいなというふうに思っております。

そういった中で、先ほどお聞きしました外周250メートルの散策路、これは今考えてもわくわくするなというふうに思っていて、たしかカワセミも飛んで来るんですよ。ヌートリアもいるんですけど、そういったことで地域の高齢者の方々が言ってみえました。本来はこの地に老人憩の家も欲しいけど、こういった池のほうが若返りだとか元気をもらうには非常に楽しみにしているということをお聞きしたので、1つのモデルケースとしてすてきな公園に仕上げたいと思っています。

以上です。

○杉山委員長

ほかに質疑はありませんか。

○久田委員

私は1点だけ、主要成果報告書の157ページで都市計画施設整備基金、この関連でいいますと、

35ページの繰入金の関係、109ページの基金等積立状況、こちら辺が関連してくると思うんですが、ここの都市計画施設整備基金、こちら辺を具体的に御説明願いたいと思うんですが。

○都市開発課長

都市計画施設整備基金でございます。これは知立駅周辺事業、鉄道高架事業及びそれに関連いたします駅周辺の事業に充てる基金として積み立ててきているものでございます。

現在までの状況を表で御説明させていただきます。前年度末までの基金の保有額は総額といたしまして23億1,066万8,951円でございます。内訳といたしまして、現金として保有している額が15億6,057万1,476円、現金のほかに土地として保有しております土地としての価格ではございますが、7億5,009万7,475円でございます。

この平成26年度、現金において減少しております2億4,262万5,000円は、これは先ほど久田委員がおっしゃいましたように、35ページでございます繰入金として減少したものでございます。

この内訳といたしましては、連立事業への充当が7,425万円、駅周辺土地区画整理事業への充当が1億3,800万円、負担金の差額分として3,037万5,000円となっております。

土地につきましては、宝1丁目15番地1、150.60平方メートルでございますけど、こちらのほうを処分しております。この処分額が2,233万7,900円を売却しております。売却分を基金として積み立てております。

増加分につきましては、基金積み立て状況、先ほど言いました109ページに挙げさせていただいておりますけども、7,547万1,166円でございます。

この内訳といたしましては、土地の処分金2,242万4,340円、基金の利子622万4,335円、土地の貸付金1,644万7,491円、再積み立てとして3,037万5,000円となっております。

以上です。

○久田委員

えらい細かいね。基金利子だとか土地貸付金だとか、再積み立て、いろいろあるんだけど、ま

たここの157ページで書いてあります駅周辺土地  
区画整理事業への充当が1億3,800万円充当して  
おるわけですね。これが駅区画整理事業へどのぐ  
らい充当しておるのか、そこら辺、教えてください。

○都市開発課長

この都市施設整備基金、駅周辺の土地区画整理  
事業、総事業費が210億円でございますけども、  
そちらのほうへこの基金として10億円を充当する  
計画としております。

現在までの充当額といたしましては、平成26年  
度末までに約5億200万円ほどを充当させていた  
だいております。

以上です。

○久田委員

そうすると、10億円を充当するという考え方で  
いいですね。10億円を充当させるという考え方  
でよくて、今、答弁のほうでは5億200万円です  
か、こんだけやっとならけど、執行率が約50%  
なんだけども、最後に、この210億円に対して、  
今後どういうふうに推移していくか、そこら辺を  
聞いて終わります。

○都市開発課長

現在、駅周辺の事業費の推移でございますけど  
も、全体事業費210億円に対しまして、平成26年  
度末までの事業費ベースでの進捗率が約54%とな  
っております。

したがしまして、基金で今回50%の執行率とい  
うことでございますので、順当な推移と考えてお  
ります。

以上です。

○杉山委員長

ほかに質疑はありませんか。

○中島委員

今、都市整備基金のことが議論されておりました。  
土地で7億何千万円と現金が13億円ということ  
であります。土地の面積も残が現在が4,814.18  
平方メートルということで書かれております。

これは土地のほうは売却しなければ全くこの基  
金は運用できないという、こういうものになって

いるわけですね。現金は約14億円あるわけですが  
れども、7億3,000万円ほどの土地をどう現金化  
するかと、これが課題だというふうに思うんです  
ね。まだ事業続くわけで、最後まで売ればいいと  
いうふうに思ってるのか、そうじゃなくて、早く  
これも現金化して充当していこうというふうに思  
っているのか、その辺をどういうふうに売却方針  
を見ているのかということについて伺いたいと思  
います。

○都市開発課長

現在、土地の価格といたしまして7億2,775万  
9,000円でございます。確かに全体、今後事業を進  
めていくに当たりまして、この土地はある程度、  
処分していかないと当然、現金化しないと事業の  
ほうへ充当できないということになります。した  
がしまして、現在、土地、売れるものに関しては  
今後処分していく計画を立てております。

それとあと、この土地の中には鉄道高架事業に  
よる仮線部分、仮側道部分という形の中での用地  
もございます。そういった部分は鉄道高架事業が  
完全に終わってからでないと処分できないとい  
うふうにはなっておりません。そういった意味で、  
今後その完全に売れる部分の土地につきましては  
現金化という形の中で対応させていただきませ  
ども、そういった中で、最終的に事業が進んでい  
かないと土地が処分できないというもの、そうい  
ったものに関しては財政との協議をさせていただ  
きまして、少し普通財産扱いとかいうそういった  
ものも、ある程度検討していかなければいけない  
のかなというふうには思っております。

○中島委員

公有財産の一覧表のほうに連立関係と駅周の関  
係、9ページにずっと番地と平米数が書かれてお  
ります。

とはいうものの、ほか5筆とか、ほか6筆と書  
いてあるのでね、筆数でいうと全体で私も今数え  
てたんですが、連立で28筆、駅周は8筆というよ  
うな感じで見えますけれども、平米数も合計した  
んですけど、連立関係が3,772.74平方メートル  
ということで、駅周が1,014.44平方メートルとい

う平米数があります。合計は前に出ているとおりのわけですけれども。

今、言われた仮側道部分で後からしか運用できない部分というのは、このうちのぐらいなのか、売れるのはどのぐらいなのかということも、せっかくですので、そこまで言われたのなら御説明をいただきたい。売れる部分については、どのように今後やっていくのか、その辺を明らかにしてください。

○都市開発課長

現在、土地で持っている面積4,814.18平方メートルのうち、処分が可能な土地の面積が1,505.89平方メートル、処分が不可能な土地の面積が3,308.29平方メートルでございます。

○中島委員

それは連立関係、駅周関係の分類はなかったんですけど、今のお話ではね。当然、連立の関係のところは仮側道ですよ。1,505平方メートルが可能ですから駅周の関係は1,014.44平方メートルなものですから、連立関係でいうと500平方メートルもないぐらいですね、売れる土地が500平方メートル弱ということで、ほとんどが売れないよと、3,200平方メートルぐらいは売れないよと、事業が終わるまで、そういうことですね。現金化されるのが少ないと。

そうすると、現金化可能の今1,505.89平方メートルについては、これは現金換算でいうと幾らなんですか。

○都市開発課長

この現金換算につきましては、当初買ったときの金額でという形でお願いしたいと思います。

といいますのは、今これから処分していきますと、当然そのときの土地のスライド掛けた形で処分していきますので、増になる部分もございまして、減になる部分もございまして。そういったことだけちょっと御承知願いたいと思います。

処分可能な土地1,505.89平方メートルで、その当時の取得額ですね、これが2億6,945万2,467円になります。

○中島委員

7億2,000万円強ある土地の価格というふうに157ページにはこう書いてあるけれども、実際には売れるよというのとは2億6,945万円ということで、7万円が2万6,000円という感じですね。そうすると、基金もそのぐらしかないという、後ほど先ほど言われたのは、普通財産でどうのこうのと言われたのは、どういう意味合いだったのか、もう少し教えてください。売れない部分について市のほうに何か理解してもらってという方法ですね、どういうことを言われたんですか。

○都市開発課長

ちょっと説明が下手で申しわけございません。

現在、行政財産と持っているものを普通財産に変えるということで、そういった形で普通財産という形の中で現金に一度させていただいて普通財産として最終的に処分していただくという形になります。

○中島委員

普通財産にするということで、ここからは消えると、連立の土地だよという部分からは消して普通財産としての登録にすると。ここも普通財産の部分に書いてあるよね。行政財産にはなっていないですよ。

○都市開発課長

申しわけございません。行政財産ではございません。最初から普通財産です。

そういった意味で、普通財産という形の中で、とりあえず一般会計予算でその土地を一時取得していただいて現金化していくという考えでございます。その辺は財政とも今後協議という形ではございますけれども、不足した部分については、そういったことも少し検討にしていかなければいけないということでございます。

○中島委員

普通財産が今ここにあると。それを市が普通財産として買うんですか。どういうことになるんでしょうかね。開発公社に買ってもらう。そんなことはできるんですか。普通財産ですよ、今も。これをお金に変えたいと。基金で持ってるので、これをお金に市からもらう。じゃあ市はこの財産

は基金になるんですか。買うだけでいいんですか。使えないけども買うと。使えないですよ。

○都市開発課長

基金で持ってる分を一般財源で購入した形にして、もともと普通財産なんですけども、普通財産という形の中で、最終的には、先ほど言いましたように、事業が終わればその土地は処分できますので、その分は回収できるという、立てかえという形になります。

○中島委員

事業が済んだらということであると、側道なんかもしっかり正式なものできてしまって、仮側道の部分が不要になると。そこの部分を具体的にどうするんですか。完了した段階で、それを処分するというのは、どう処分するんですか。売るんですか。区画整理の中で使っていくというような感じで。誰に売るんですか、これは。どういうふうに売るんですか。一般ですか。

○都市開発課長

これは今の普通財産を持ってるものを売っている市のやり方と同じような形で処分していくという形になります。

○中島委員

すっきりした段階で正式な側道ができて、その側道に面した土地ということで一般の方に公募していくというか、売っていくわけですね。そういう形でやっていくと。

南の区画整理なんかもこの部分がどうのこうのっていうことが出たので、私はそれにちょっとイメージがくっついちゃったんですけども、あいた分が、ですからその辺はどこの部分なのかかわからないものですから具体的にね、連立の中といったら線路のわきの側道のわきだなという、こういうイメージですけども、それが一反の土地になっていけば売れるけども、なってなければまた大変だなという感じもするんですけども、そういう点では、この面積的なものはまとめて売れそうなものということでもいいんですか、面積的には。

○都市開発課長

先ほど言いましたような仮側道部分とかそういうものに関しては、ある程度まとまった面積でございまして、あとは当然、筆の切り方によってはどういった形での処分になるかは今後の検討事項にはなります。

あと、駅周辺のほうで残っている部分につきましては、駅周辺に充てるためのというわけではなくて、駅周辺の地区の中でこんだけ残っているということとございまして、それを全体的なブールした形の中でこの基金は運用しておりますので、駅周辺に充てるため、連立事業に充てるためというようなそういった意味ではございません。

○中島委員

仮側道関係については後ほどで、要は、市に買ってもらうということだね、とりあえずはね。市に買ってもらって、お金にして事業に充てていくということですね。あとは市がまたそれを売ってお金に変えると。立てかえるというわけだね。そうじゃなければ基金があっても絵に描いたお札ですもんね。それを現金化しながら活用できるようにするということですね。

基金もどんどん積んでいくわけじゃなくて、どんどん使っていくばかりなものですからね、あとは借金と。財源確保ということが常にいつもいつも問題になるわけですけどもね。これは財源確保の点では、これは平成26年11月21日に愛知県鉄道立体交差事業促進協議会会長、知立市長、林郁夫と、こういう文章で国交省のほうへ要望を上げていらっしゃる。この事業の重要性をずっと書かれており、そして、なかなか社資交などが大変ということもあって何しろ確保していただきたいということやら、コストの削減や効率的な事業執行を図ることということから鉄道事業者との調整会議等を踏まえた透明性の確保に努めることというね、こういうことも含めて国交省のほうに出していらっしゃるね。

これは、大村知事も一緒に名前を挙げて国交省に出している要望書ですね。こうやって多くの市内で関係している市長がざっと連名で書いていらっしゃるということなんです、ここに最後にち

らっと書いてあるのが鉄道事業者の透明性確保ということも書いてあります。

それから、この点では何度も言ってきましたけれども、市長たちもそのことに触れられていながら、なかなか決着がつかない問題ということでもあります。一応法律に指摘されたことに関してはオープンにしているよというものの、なかなかその事業の内容をチェックできるような透明性の確保はできていないという現状がありますね。これについて、何回も紹介してますけども、県のほうに求めても結局は全部黒塗りの資料が情報公開で出てきて、黒く塗っていないページは1ページもないという、しかも半分ぐらいが黒塗りという、そういう資料で、何が何やらさっぱりわからん資料だけが情報公開で返ってきたというのが現状です。

市長も申し入れをしてみえるということではあるんですけども、これは透明性の確保を一般的なすっきりしたやり方にしましょうよという、こういうこととあわせて、財源が少しでも軽くなるのではないかと期待をしているわけですよ。この二面性があるんですね。この点について、どんなふうに出した11月21日付で、去年のね、平成26年度決算ですからいいわけですが、こうやって出していたいただいたその思いというものも私は市長にもう一回、聞いておきたい。どんな思いでこれを出されたのか。いかがでしょう、市長。

○林市長

この事業については、議会の声、市民の皆様方の声を受けて愛知県の関係の首長とともに連名で要望をしております。また、これは言い続けられないかんということで、ことしも当然ながら私は会長として国のほうに申し上げていくわけでありまして。

引き続き、粘り強く申し上げていく、これに尽きるんじゃないかなと考えております。

○中島委員

だから、どんな思いというのは、なぜこれが必要だと思われますか。

○林市長

とにかく事業をしっかりと前に進めていくこと、

また、まだまだ不十分である透明性については、より一層透明化していただきたいということ、そして、それがコスト削減にもつながるんじゃないか、そうした視点の中で申し上げていく、そういうことでございます。

○中島委員

やっぱりここにもコストの低減、効率的な事業執行を図ることが求められているところから鉄道事業者への透明性の確保というふうに4番目の項目に書かれているわけですが、何かほんとに分厚い靴の上から一生懸命かいてるみたいだね、今までの経過を見ていると、そんな思いがしてならないわけですよ。

大村知事も一緒になって要望していらっしゃると。大村知事の判断で、もう少し県がオープンにできないだろうかという気がするんですよ。黒塗りって言うてる部分については、県は当然、全部白塗り、透明性なものを資料はもらっている。市もそれを見ている、そういうことですよ。これ確認してきたんですけど、そうですね。

○都市開発課長

情報公開で中島委員がどの程度の資料を入手されているのかというのは、私どもちょっと把握しておりませんが、私どもが鉄道事業者が完了検査に同意して受けさせていただいております。これは県と知立市と同席した形の中に、県に随行した形の中で検査のほうを実施させていただいております。全て細部まで私ども把握しているわけではございませんけれども、黒塗りという状態ではなく、全て一度確認はさせていただいております、その時点では。

○中島委員

前から都市整備部長も言ってらっしゃる、一応自分たちは見ているんだと。県も当然見ていると。ただし、皆さんには見せられませんということになってるという、そういう状況ですよ。

県民として見る権利があるなと思って、私は情報公開で求めたわけですけども、結局、出す以上、関係者イコール名古屋鉄道の意向を聞いてみますので、ちょっとお待ちくださいとあって、相当長

い、2週間ぐらい延びましたね。相手の意向がオーケーならばいいんだけど、オーケーでなければ出せませんということで、オーケーがもらえなかったので真っ黒ですと、こういう回答でございました。

求めたのは、この名古屋本線等仮線土木工事概要、これは入札も行われて、工事がずっと発注されて、地元の中が入ったとか、業者がずっと書いてありますよね。ここの部分で関係する資料をとということで求めたわけなんですけどね、1枚2円なのかな、全部で5万円ぐらいしました。すごい来たのがたくさんでしたので、5万円幾らの情報公開の手数料を払いました。けども、全部真っ黒でした。これじゃあメモ紙にもならないわって、こういう感じですね。そういうものが来たんですよ。ちょっとばかにし過ぎてるよね、いくら何でも。これが現状だということなんです。

名鉄の利益にならないと、うちの情報公開条例、個人情報保護条例、本会議でも議論しましたが、結局求められた情報が相手があるときには、その人の許可を得て出すというようなことになってまして、同じなんです。名鉄の許可をもらわなきゃいけない。許可しませんということで、大変な手間を職員の方がかけたんだと思います。すごい枚数を、段ボール1箱分を黒塗りというか、真っ黒のテープを張ったのかと思われませんが、やってこられたので、大変だったと思います、職員の方も。ほんとに申しわけなかったなというぐらいに手間をかけていただいた、その手間料かなと思うぐらい真っ黒でしたよ。

結局のところはわからずじまいで、金額は全部抜いてあるということですから、さっぱりわからない。今までいろんな事業費使ってきたけれども、何が幾らだったのかという詳しいものについてはわからないままということで、この制度そのものがやっぱりおかしいんですよね。だから透明性という問題をもっと前に出してやっていただかなきゃいけないというふうに思います。

それで、当然いつも鉄道部分については随意契約をやられるというふうに聞いておりますけども、

土木工事は入札で地元企業も受注してますけども、鉄道の部分、直接かかわる部分については随意契約だよということを言われておりますが、この随意契約という場合には、2社とか3社とか、あいつをとるような形の随意契約なのか、どういう形でやっているのかわかりますか。

○都市開発課長

余り確かではございませんが、たしか随意契約は1社の随意契約というふうに認識しております。

○中島委員

県の職員の方、おわかりになりますか。わからないですか。前もちょっとお話ししましたが、岸和田市の府のほうの監査のところで、随意契約も2社以上でやることとかね、そういうことは確認しなさいというようなことも指摘をしてるんですね、監査がね。うちの場合は何社でやってるんだろうと。全く1社随契なのか、鉄道だから専門的な分野なので、そういう専門的な分野の人を何社か呼んで、そして随契にすると。

ちょっといろいろ話し合ったね、プロポーザルとは言わないと思いますけども、そういう2社随契、最低でも2社、3社で随契しなさいというのが大阪府が監査が言ってる文章があるんですけども、行ってきたら、やっぱりやってるんですよね。岸和田市で聞いてきましたけども、2社とかでやってると。そういうふうに内容は、それは議員のほうには知らされないみたいです。でも市の職員としては、それは確認しておりますというふうに言っていましたけども、岸和田市は岸和田市と府が両方が主体になるようなやり方をとったので知立連立とは違いますけども、でも愛知県の情報については教えていただけるわけだから、その辺だけは確認できるんじゃないかと思うんですよ。ぜひその辺はね、ちょっと踏み込んでいただきたいなと思いますけども、いかがですか。

○杉山委員長

ここで10分間休憩いたします。

午後2時56分休憩

---

午後3時05分再開

○杉山委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○都市開発課長

先ほどの中島委員からの御質問でございます。やはり随意契約に関しては、1社だったと思います。それと、大阪の岸和田市に関しては、私どもそこまでの情報は入手しておりませんので、そちらに関してはお答えはできませんので、申しわけございません。

それと、今後そういった随意契約、そういったところもしっかり検査するべきという御指摘でございます。今後、名鉄の完了検査につきましては、今後も私ども県に随行させていただきまして、その辺もしっかり見て検査のほうをしたいと思いません。御理解願います。

○中島委員

要は、高値どまりでこの工事がいってはいけないということがまずは大きいですよ。これだけ公開といってるので、実はその辺は逆に、いざとなったら困っちゃうし、ちゃんとやってるよというのは出てくるかもしれませんけども、それは結果オープンにしたらどれだけ安くなったとか、それはわかりません。ならないかもしれません。だけど、それが透明性、そして説明責任という範囲であってもやらなきゃいけないことではないかというふうに思いますので、これを項目として並べておくだけでなく、具体的にどうするんだということをやってほしいなというふうに思います。少しはこの大きな石がごろんと動いていくような取り組みをしていただかないとならんじゃないかと。知立市、お金がないなんて言ってるばかりじゃダメですのでね、ぜひその辺についてもやっていただきたい。

それから、2対1についても、ともしびは消さないというふうに市長は本会議で言われましたけども、いまや風前のともしびかと私は心配を、ふっとしたら消えてしまうようなね、そんな感じもしておりますけれども、前から言っておりますけども、受益の範囲に応じてという、ここの受益の範囲が非常に私どもが考えるのが、なぜ1対1の

受益なのかがわかりません。その辺ももっともって研究してもらわなきゃいけない。

この国交省の中では、2対1のことについては、もちろん触れられていないわけですが、大阪府の岸和田市の場合は、少し前も紹介したかもわかりませんが、国道とか県道とか市道とか、鉄道にかかっている道路がいろいろあります。たくさん県道がかかっているその割合で県がもつというようなね、ちょっと事業の形態違うんですけども、県道のほうが多いと、鉄道にかかっている道が。それを上げるんだから、その分は道路があるんだから2対1で県がみてくださいよ。市が上げる部分は市が責任を持つ、県が上げる部分は県が持つ、そういうような発想もあって上げる部分についても考えがあると。そういう考えもあるんだなというふうに私は思いました。よくよく見ると、知立市の場合でも県道、419号は国道、踏切は国道ですよ。県道がいっぱいあるしということ。1対1では決してないと。受益の範囲はもっともって4対1でもいいぐらいだなんて私は思ったんですけど、そういう受益の範囲の考え方も行われているということをお私に認識していただきたいなというふうに思うんですよ。とまっちゃうなんて言わないで、自信を持ってそのことは主張していただきたいな。本来ならこうじゃないかということをお主張していただきたいなというふうに思います。これは姿勢の問題として非常に重要じゃないかというふうに思うわけです。

来年度に向けても、一度どういう時期になるかわかりませんが、もうやってるんですかね。来年度予算に向けてのヒアリングは当然あったんですかね、その辺はどうですか。そういったところで話し合いをするということは、やっぱりやったほうが良いと私は思いますよ。全部納得してるんだという顔してね、はいはいって済ませる余裕がどこにあるんですか。いかがですか。

○都市開発課長

ちょっと今の御質問の中身で、来年度予算というのは県からの照会分といったことでよろしいですかね。まだ県からの照会分、来年度のものに関

しては来ておりません。

○中島委員

いづろ。

○都市開発課長

もうじきだと思いますけど、申しわけございません。まだ現在のところ、手元に届いておりませんので。

○中島委員

もう来年度予算ですから、当然もうすぐそんな話がかかるというふうに思います。議会でこういう形の1対1については、やはり異議ありという言葉が出続けているということをしっかり伝えてほしいんですよ。それを伝えてほしい。自分はどうかと思っているかという。言ったらとまっちゃうという、そんなことじゃなく、議会からは言い続けられておりますよと。受益の範囲が1対1ではありませんよと。2対1でいかどうかだつて問題ぐらいだけでも、せめて2対1ずっと言い続けているわけですけどね、3対1のところは東京都というようなことでありますけれども、このところは言い続けてもらいたい。

担当任せじゃいけませんのでね、市長、そういう形で伝えることについては、言ったらだめという、封印するという、そういう姿勢は、まさかとられないですよ。

○林市長

そういう姿勢はとらないです。

○中島委員

ということですので、都市開発課長、堂々と言ってください。議会の中では、常に2対1、せめて2対1に見直してほしいという声が出続けておりますよと。1対1の根拠は一体何ですか、議会にどうやって説明したらいいですか、食いがたつてください。なぜ1対1なのか。先の議会のときでも都市整備部長が、特に根拠はわからないと、慣例ではないでしょうかと、こう言われました。慣例で高い値段で買っとっちゃいかんからね、私たちが。だからしっかりと根拠を見つけるという立場を当局はとらなきゃだめですよ。都市開発課長とももちろん都市整備部長、そういう形でいいで

すよね、お願いしますね。

○林市長

今、中島委員が、市長がこう言ったからということで都市整備部長、都市開発課長に投げかけられたが、私のほうから申し上げる。

私は、当然1対1は、1対1というか、負担軽減を求めていく姿勢は変わらないわけでありまして、

一方で、担当は優先順位として、私どもそんなんですけれども、とにかく平成35年にしっかりとやり切る、すばらしい形で県と名鉄と一緒に平成35年に完成されるということが至上命題なんです。やはりそれは優先順位であります。しっかりと議員のほうも受けとめていただく。これは決して封印はしないわけでありまして、それは私のほうも事あるごとに負担軽減をお願いしますということは言い続けていくわけでありまして、また御理解いただきたいと思っております。

○中島委員

都市開発課長は言ったらいいのか悪いかわからなくなりましたね、今の話だと。議会へ出てるということだけは、きちっと言ってくださいよ。かつては議会全体で決議して県に上げたんですからね、それをいつの間にかほごにされるというのは絶対許せません。その点は経費を確保する、財源を確保するという意味でも重要だし、やっていただきたいと。地財法第27条にもきちんと沿ってやってほしいと、こういうことですので、当たり前のことを言ってるわけですので、何度も言わせていただきますけれども、やってください。それをやりつつ平成35年というふうに頑張るのはいいいと思います。

平成35年ということなんですが、水道のところは聞かなかったんですけども、市の橋脚のところは四角いボックスにぶつかっちゃうと。二千何百万円の委託費が計上されていると、今補正予算でね。さっきちょっと聞こうと思って通り過ぎまして、なったんですよ。委託費が二千何百万円と出てるわけで、委託費があれだけ高いということは、工事費になると幾らになるんですかね、おおよそ。あれもまた伸びてしまうもつです、費用が。

2,640万円、調査費は2,000万円、こう出てるんですよ。連立やっついこうかなと思うと、こういう支障物が出てくると。たまたまそれがこちらのほうに公共下水のほうで予算で見えてきたんですけども、これという突拍子もないところでお金がまたかかるということも出てくる。

ちなみに、幾らぐらいの工事費になりそうなんですかね、2,000万円の調査費がかかった、あの物件というのは、調査費より安いことはありませんもんね、絶対に。高いお金かかっちゃうんじゃないかな。いかがですか。およそ。

○下水道課長

補正の中身で2,000万円調査委託費というそれにかかる工事費ということでございますが、現段階においては、この工事費、まだつかんでおりません、実際のところ。それが今、現段階のお話でございます。

○中島委員

2,000万円がなぜ必要だったかということもなるんですよ。大がかりなだから2,000万円かかる調査費だったんじゃないかなって思いますよ。当然これの2倍、3倍と工事費がかかるんじゃないか、こういったことも予測に反する費用として出てくるんですね、実際に。だから、平成35年というのもしっかり言っていけないと危ないなという。経費も615億円で本当に済むんだろうかと。平成35年はいいいけども、このお金がどんどん膨らんでいっちゃうんじゃないかと、あれこれやってくるうちに。消費税10%ね、そういうことも含めて。この辺の見通しはどんなふうに胸算用してらっしゃいますか、都市整備部長。

○都市整備部長

昨今、東京オリンピックですとか、リニアですとか、震災復興もありますけども、結構資材の価格が上がっているという状況は事実でございます。

それが連立にどう影響するかということでございますが、影響しないことはないとは思いますが。どこかで影響してくるでしょう。

ただ、連立事業としてもきりきりの予算、615億円で完全にやり切るということではなくて、多

少余裕をみておりますので、その中で、泳げる部分は泳ぐ。泳げなくなった場合には、さすがに事業費アップということになるかと思えます。

○中島委員

余裕を見た615億円なんだということが言われました。裏の事情がさっぱりわからないので、心配したり、激励したりということになるわけですが、そういったいろんなことが出てきます。やっぱり知立市の負担としては、どんどん膨らんで困るわけで、引き続き先ほどの課題は追求してもらいたいということをお願いしておきます。

それから、ちょっと話を変えますが、区長要望の土木工事を毎年予算化をされております。不用額が道路維持費のところでは360万5,000円ほど不用額として載っております。この辺の事情をちょっと。端数の残額だろうとは思いますがね、全体の中からすれば、区長要望とのこの実績はどのようにみられますか。

○土木課長

今、中島委員の御質問のありました不用額ということで、道路維持費になります。こちらについては、主に工事内容としましては準市道整備工事、舗装修繕工事、側溝修繕工事等の費用になってきております。

その中で、平成26年度においては、維持工事全体で46工事を発注しております。46工事のうち、12月補正、3月補正の締め切り前にまだ発注できてないものも含めて、年度末に工期が設定されていた工事が22本ほどありました。そういった工事の変更額について見込みは立てるわけですが、どうしても工事によっては残額が出てしまうということから、22本の工事の変更見込み含めて、こういった形で残額が発生したという状況でございます。

以上です。

○中島委員

年度末では22工事だけれども、それ以前は46工事やって、全体で区長要望等のものについては68工事。46工事のうちのなんですか、22工事は。46工事が全ての件数で、22工事が年度末だったので

見込みが調整できなかったと、で、残額になったと。わかりました。

それで、区長要望についてはいろいろありまして、去年、おとし、その前要望して、その次の年に来年待ってねというような、区長と市民の方とうまく調整がとれないというのか、どうしてそうなったのかわかりませんが、私も見に行くと、非常に危険だという側溝の改修をやってもらうのを待っていらっしゃる方が、やってもらえないと言って訴えておみえになりました。

道路から宅地側へ側溝が50センチメートルぐらい道路から下がって、下に側溝があるわけですね。深い溝があるわけですよ。そこで旦那さんが転がって落ちたという、けがもされたということもありましたって言うてましたけど、そういう危険なところなんだけども、どうして連続的にやってもらえないんだらうということを言ってみえた件がありました。

要望された方が、下からやりますからねということで、下からやってきて、1年も2年もとまっちゃったと。一番要望したところがやってもらえないというようなことで、待ちに待ってるんだと行ってみえた旦那さんは、ことしの5月に亡くなってしまったと。まさにこれは遺言なんだとってお願ひしたいというぐらいに長年待ってた工事だというんですね。どうしてそういう事情が、危険な状況だとも私もわかったんですけども、なかなか区長要望の中で取り上げられなかったということで、次の年も次の年も放置されたという事例に今ぶつかってるわけですね。

もしやらなきゃいけないということであっても、毎回毎回、区長が書いていかなければ市のほうとしては全く受け付けることはないという、まずはそういうことになってるんでしょうかね、区長要望としては、継続的な受けとめ方はしてもらえないかどうかですね。継続的にお願いでき、順番に来るのを待ってるわと言ったけど、一向にやる気配がないということでしたら、全然やる方針ではなかったということになってたんですよ。区長要望って一体何だろうというふうに言ってみえます

けども、どんなふうなルールになってるんですか。

○土木課長

今、中島委員のおっしゃられたとおり、年度要望につきましては、毎年9月末をめどに7月に区長会のほうでお願いして上げていただいております。そういった中で、その申請状況を見た中で、次年度予算を確保する状況の中で、認定箇所を決定していきます。そういった形で次年度の認定箇所を決めて、3月議会で提案させていただいて、議決をいただいた中で決まってくるということになります。

今おっしゃられたように、線的に長いような区間については、やはり31町内会あるものですから、そういった全ての要望をいただいた中で、予算的なものもあるものですから、年度でその町の全ての延長について対応できるかということ、できないという状況がある中で進めていきます。そういった中で、今年度はこの部分だけですよということで、例えば、10メートルあって3メートル、3分の1を採択しましたということで決定して工事やっていきます。

次年度については、特に最近そういったお話が多いものですから、昨年度、おとしぐらいから、次年度の要望をいただいたときに、その要望箇所に上がってない部分があるとします。そういった場合には、区長にお願いして、一度確認をとっていただくことをしております。前年度要望では、この10メートル要望あったんですけど今年度3分の1しかできてないということで施行させていただいたんですけど、その後、この要望は区としてこれ以外のところを優先するというのであれば、そちらのほうで要望していただければ結構ですけど、まだこの部分、3分の2残ってる部分を要望していきたいということであれば、継続して年度要望を上げてくださいということで、そういったふうに区長にお願いしておる状況ではございます。

ですからそういったことで、区長が再度町内をまとめた中で忘れることがないようにということで今は配慮しておりますけれど、そういうお願いをした中でもまだ上がってこないというふうにな

ると、市としては、ほかの箇所を区として要望されておるんだなということで認定をしていくという状況でございます。

以上です。

○中島委員

御本人は、もうお願いして、順番にやってくるからねと言われたので、翌年またお願いするということは本人はしなかった。平成25年度にやっていたのかな。平成26年度ないなって、平成27年度もないなって言ったら、どうも区長が要望してなかったかもしれない。はっきり言われなかったみたいですけどね。要望しますと行ってくださったんですけど、どうも要望してなかったと。

一番困ってるところじゃなくて、下のほうから順番にやるからってということで、一番困ってるところまで到着しないで、そのまま放ったらかしになっちゃったということで、一体どうなってるんだということなんですよ。だって、市民からしたらわからない。1回お願いしてあれば、いいと思っちゃってるんですね。

区長からは、再度どうですかというふうには言ってくれなかったということやら、また、毎年区長が変わるので、継続がわからないんですよ。これは継続だよということであるならば、継続の中に入れてもらうぐらいのね、市のほうが。危険だと1回判断してやり始めたんだしたら、市のほうのリーダーシップをとってもいいんじゃないですか。それか、いや、これは市のほうの工事としてやっていただくというふうでもいいんですよ。ちょっと区長要望で全面的に出なかったから知らないという、こういう態度はだめですよ、必要なところをやらなければ。年寄りになって、おじいちゃん死んじゃったし、おばあちゃん1人だし、なかなかわいわい言っていくというあれもないですよ。だから待ってるって。待ってても全然やってくれないというのが今、苦情として飛び込んできたんですね。

見たら、本当に危ない。あんな道路は市道としても直すべきじゃないんですか。側溝の要望じゃ

なくて、道路があって、50センチメートル以上、下に下がって、その下に側溝があるわけですよ。こんな市道っていいんですか。市民の区長要望の範囲ですか、これは。それが私は不思議ですね。あんな危ない道路を市道としてそのまま放置しておくのがおかしいんじゃないかと思うんです。どう思われますか。該当する場所わかります、話聞いて。余り個人的なあれだから、プライバシーがあるので言えませんが、誰々さんなんて言えないですけども、名鉄の線路沿いですわ。線路沿いの北側。ここに車が落ちることもあるんですよ。車輪が落ちちゃって、わきへ寄るというふうな、市道としてあれは失格じゃないかと思うんですよ。どう思われます、建設部長。

私ども昭和3丁目もどンドン積もっていつちゃってね、側溝よりも道路が高くなっちゃって危ないので直してもらいましたよ。真つすぐに直してもらったんですよ、大工事やってもらった。だけど、あそこは危ないですよ。こんなになって側溝が下のほうにあるんですもん。ですから、あんな道路は認められないなと思って。区長申請なんて問題じゃないんじゃないかと私は思いますよ。どうですか。

○建設部長

今、中島委員の言われた場所、私自身はわからないものですから、その辺のところは見ないと何とも言えないところがあります。

それとは別に、一般質問の川合議員の質問の中に、第2区画整理の中で用排水という部分では本当に同じような側溝が深くて。

○中島委員

あれとは全然違う。

○建設部長

側溝が深いという意味では、私は中島委員の言われた場所が確認できていないものから、そういった部分は、そういったところにも今、第2区画整理の中にもたくさんございます。やっていかなきゃいけないという思いの中で、それは今先ほど言われたように、区との関係は、まだ私ども区の要望、当初予算の段階では62%ちょっとぐらい

しか採択できておりません。ですので、こういった区との関係を今まで先人の方たちがつくってきていただいた中で区との関係を今こうして維持させていただいて、区の御理解をいただいた中で仕事をやってるというふうに思ってますので、引き続きそういう格好はとっていきたいと思うんですが、今、中島委員の言われた本当に危険な場所というのは解消していきたいという思いはございます。

○中島委員

全然違うというのは、新池の深い側溝の話、あそこは区画整理できちつとなつて深い側溝があるわけですよ。私も議会で何回もこれやってきましたよ。だけどそれと全く違うんですね、区画整理もやってないし。

道路がありますよね。側溝はこら辺にありますよね。斜めにこうなってるわけです。ここが50センチメートルぐらい下がって、ここに側溝があると。直した後はどうしたかという、ここのつらに合わせてボックスを入れました。道路から斜めにずつとなってるものですから転がって落ちて、下の側溝にお父さんがはまっちゃったと、こういうこと。ここのスロープが長いんですよ。新池の道とはまた違うんです。新池は完全に道路、側溝ですもんね。側溝が深いだけで、道路がここにすぽとあって、あそこも落ちると危ないんですよ。ここは土手になってるわけ、土で。ここは土なものですから舗装がはげてもたがたしてるんですよ。それで崩れてくるわけですよ。車がこうするから、また崩れてくる。こういう斜めのところがあって、その下のほうが側溝なんです。私も最初、電話で何が何だかさっぱりわからなくて、見に行つて初めてわかりましてね、これは危ないねって。これはそのまま市道として、あれは側溝のところまでが市道じゃないんですか。

○建設部長

現場、どこまでが道路か、どこまでが水路かとかいう部分、確認しないと何ともその御返事はできませんが、今そういった部分があるとするなら、やり方としては、当初の3年間でやるところの最

初にやられた方法か、転落防止の柵をやるかという考え方だろうというふうには思われます。

ちょっと現場見てないものですから、大変申しわけございません。的確な御返事はできませんが、そういうふうに思います。

○中島委員

写真を撮ってきたのでお見せしとかなきゃいけないなかなって思つて、すみませんでした。写真撮ってきたんです、私、実を言えば。現場を見ていただいて、最近も相当苦情はいったはずだけどね、本人が。その当時の話は今いせんからわかりませんと言われちゃったとって、またまた怒つて帰つてきて。区長要望というのは、そういう市民の区長要望というルールをしっかりと把握していればいいんだけど、毎年、去年がだめだったらことしやってください、またことしやってくださいという申請の継続性がなければいけないということであれば、それはちゃんと説明してあげないとわからないことなので、それから区長要望じゃなくても、現地を見てわかつてやり始めた工事であつたら、これは継続でやらなきゃいけないというふうに思つてもらわなきゃ意味がないですよ。下のほうをちょちょっとやつておしまいだなんて、何の効果があるんですかというふうに思ひまして、去年は三百何十萬円の減であればやれたのかなと私は思いましたよ。去年やつてもらえなくて、ことしもやつてもらえないと言つてるわけですよ。去年のお金がこれだけあればやれたんじゃないかなって私なんか思っちゃいました。

ということで不用額を言わせてもらいましたけどね。やっぱり緊急性のあるところについては不用額というふうになった経緯はわかりましたので、使えなかったかもしれないけれども、しっかりと不用額を残さない形で1つでも拾つていくと、どうしても緊急性のあるものは。最初はコミットされたけども、拾つていくという、こういう立場で現地を見ていただきたい、緊急性もあるものはやつてもらいたいというふうに思います。そのようであればよろしいですか。

○土木課長

今、中島委員のおっしゃられたとおり、緊急性については現場を確認させていただいた中で、やはり工事については地元の区長も御承知おきいただきたいということで、その辺の関係についても御相談させていただいた中で、請負差金等、不用額を極力少なくするように、そういった箇所を救えるように努力していきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○中島委員

よろしく願います。おとし現場を見てやってくれたわけで、現場を見てくれたらわかってるはずなのに次は抜けてしまったと、みんながということでありましたので、そういうことがないように十分に指導していただいて、やれるルートに乗せてあげていただきたいというふうに思いました。

それから、ミニバスの件で伺いたいというふうに思います。

これは、104ページにミニバスの乗降客が載っております。前年比7.2%増、28万560人の御利用ということで、大繁盛だというふうに私は思っております。また、コンパクトシティの中でもミニバスを十分に利用して皆さんが縦横無尽に市のいろんな施設を利用できるような、そんなまちをつくっていくという、そういうこともありまして、重要な施策だというふうに思っております。

その中で、ここで10月からこれは実施する業者が変わって、2つ利用の書き方が変わってますよね。最初は4月から9月までと10月から3月まで、コースの分担が変わりましたね。ちょっとその辺、説明していただけますか。

○まちづくり課長

昨年、平成26年10月1日より運行事業者が2社になりました。それまでは5コース全て契約上は1から3、それから4、5と2つの契約でしたが、同じ大興タクシーのほうが受託をしておりました。

10月以降につきましては、1と5につきましては大興タクシー、2、3、4につきましては名鉄バス知立営業所が受託をしております。

以上です。

○中島委員

今は1号が大興、2、4、5が名鉄ということで、前は大興1本だったのが変わったと。その前も大興と名鉄でしたけどね、ということで一本化されたのが今回また2本化されたということが去年の10月ということで、利用人数も一応分けて書かれております。

だから、単純に比較ができない。コースごとの人数を書いてないのでちょっとわかりにくいんですけども、コースごとはわからないですね。年間通して1、2、3、4、5がそれぞれ何人ということがわからないですね、この表ではということです。それ、もし資料として多分あるのではないかなと思いますので、それは後日でもいいですから、また見せていただきたいというふうに。今すぐわかるんですか、1から5の総トータルをそれぞれ。じゃあ、願います。

○まちづくり課長

基本的に10月1日と9月30日で分かれてるんですが、基本的な構成は余り変わらないものですから、年間のトータルでお話をさせていただきます。

まず、1コースにつきまして5万578名、2コース、4万1,327名、3コース、7万508名、4コース、3万6,085名、5コース、8万2,062名。

以上になります。

○中島委員

年間通した各コースの人数がわかりました。

イエローコースが相変わらずたくさんの方が利用されているわけですが、2つお願いしたいと思うんですが、朝早くから、結構お昼過ぎてからも満車で座れないことが多いというお客さんのお話がきたんです。多いから、ここはもう少し大きい車にならないのかねというようなこともきました。その方の感想で乗ったときの実情だったことは確かなんでしょうけども、全体的にいうと、座れないお客さんがたくさんいるというような時間帯というのはイエローコースの場合でいうとどういことかわかりますか。ほかにも朝はあるかなとは思いますが、その混みぐあい状況っていうかな、時間的な、座れないお客さんが出ると

いうことについて、もしわかれば教えてください。

○まちづくり課長

先ほどお話ししたように5コース、イエローコースが一番利用人数多いです。少し最近のデータ、夏休み期間中は抜きまして、7月の夏休み期間前の中で何日か多い日をピックアップして便ごとに整理をしてきました。そうしますと、便で申しますと3便から8便、時間帯で申しますと、午前8時台から午後2時台、少し午後3時に入りますが、そのあたりが人数としては多いです。

あと、類似したもう1コース、利用者の多い3コース、オレンジコースなんですけど、こちらでも3便から6便あたり、これも同じように午前9時台から午後0時ごろが混むようなものです。

例えばあと、イエローコースでの便でのピークでの乗車人数で申しますと45名、あるいは41名、オレンジコースでの近い数字で41名、あるいは40名といった乗車人数としてそういった結果が出ております。

以上です。

○中島委員

ということで、四十何人というのはオーバーしてるぐらいの、乗車定員をオーバーしてる。二十何人でしたかね、定員は。

○まちづくり課長

若干バスごとに違います。例えば、イエローコースですと運転手入れて36名ですのお客様としては35名、オレンジコースでは運転手を入れて31名ですのお客様30名。

先ほど申しました45名とか40名という数字、これはトータルで乗られる人数ですので、イエローコースですと知立駅から乗られて昭和で一度おられる方が、例えば半分で、また乗られる方が半分、きれいに分かれると思わないんですが、ですので、この定員を超えてるとは考えておりません。

以上です。

○中島委員

定員は超えていないけども座席数は超えているということがあるので立ってみるといことですね。もう少しこれは調査も必要だとは思うんだ

けど、この時間帯だけ大きいバスにしてくださいというわけにはいかないですよ。何か対応を、これは何かアンケートいろんな中に出てることなのかどうか、検討課題として。いかがです。

○まちづくり課長

少し古いんですが、改正の平成25年度あたりで一度調査等をしたことがございます。ちょっと今、細かい資料を持ってないのですが、たしか席が少ないという、そういった御要望あります。

参考まで席の数なんですけど、5コースにつきましては11席、3コースのオレンジコースにつきましては14席あります。この席数の違いというのは横向きと前向きという、イエローコースについては横向きですので、少し席が少ない。そのかわり立ち席としてのスペースが大きいので定員としては多くなっております。

あと、対策というか、要望等の考慮の中なんですけど、現在、平成29年9月30日までの契約というか、そういった中で運行をさせていただいてます。いろいろ選択肢の中では、確かに便をふやすというのはなかなか難しいのかなと思いますので、コースの見直しも含めた中で、例えば、バスの償却を迎えたようなときに、今は小型のバスですので中型的にすれば席数としては、ちょっと具体的な数字ないんですが、当然ふえてまいりますので、より座っていただける方が多くなるかとは考えますが、3年間のうちの今1年目が終わるところですので、少しまだ今後の調査等で、あるいは将来的にはトータルのコースの見直しも随時やってみまいりますので、そういった中での対応かと今のところは考えております。

以上です。

○中島委員

今、変えましょうとって来年から変えられるものではありません。平成29年度なら逆に準備ができるかなという感じを私は受けましたけども、中型のバスにしたらどうなんだということも含めて、イエローコースが一番新しいですかね。ですから、まだ耐用年数ありますしね、色を変えてほかとチェンジするということもあり得るかもしれま

せんけれども、少ないところとね。非常に立って、私の知り合いの訴えてみえた方も、もうじき60歳なんですけども、乗っていくと、70歳とか80歳の人がいっぱいになる。あんた若いから立ってなさいってことになっちゃって、座ったことがないって。あいててもね、お先にどうぞということで、その方、実は心臓が悪くて、えらいんですけど、あんた若いねと言われちゃうと座れないと。そこでは苦情は言われぬからね、年寄りは大変だと思うからねって、もう少し座れるバスがいいなというふうに訴えてみえたのでね、そういったことを今、私は提起をさせていただきました、ぜひ一度コースの見直しやら、今後もバス停の問題、バス停に屋根が欲しいとかいろんな形の要望がいっぱい出てきますよね。そういった問題も含めて議論をしていただいて、平成29年度の見直しという段階で少しでも改善ができるようにしていただきたいなというふうに思います。

それから、もう一つなんです、イエローコースの場合でしかリアルに私もわからないですけども、白いバスが走ってる。それも長期間走ってるので、ちょっとした何かじゃなくて、何であんなに長い間、白いバスが走るんだろうと。車検ならこんなにかからないし、どうなんだろうという疑問の声もありまして、その白いバスの件ですね、どういうふうなのか。

その白いバスが、特に一番後部座席がひな壇みたいに高くなってるんですよ。普通のイエローバスよりも高いんです。怖くてのぼっていきたくない。その人は、その人って別の人です、怖いもんで、こちらにしがみついて立ってる。危ないから座ってください。当然言われるんですよ。でも、あんなところへのぼっていったらもっと危なくて座れないという話もありまして、どうなってるんですかね、これ。

○まちづくり課長

車検というときも当然代車という、今の白いバスというのは大興タクシーがお持ちの代車で使うために御用意してある低床のバスです。これは少しホイールベースが短いものですから、座席が少

し込み合ってるというか、中のスペースが狭いということで、後ろのほうに上がりながら無理やり席をつくったようなものということになってます。

それから、車検以外でも年間7万キロメートルから8万キロメートル走っております。今、4年たってますので、単純にいても二十七、八万キロメートル、もしかしたら30万キロメートル近くなってるかということで、いろいろな故障とか、クラッチだ、エンジンだありまして、その都度どうしても部品が入るまで、どうしても安全運行のためにはやむなしにそういった代車ということを使わせてはいただいております。部品の入るのに時間がかかる、そういったことありますので、3日、4日とか1週間とか、そういった期間で代車運行させていただくとき、そういったときに非常に御迷惑かけていることは承知しています。あるいは直接お客様から、使いにくいねというようなお話も伺っておりまして、何分にも今のバスが運行事業者が持ってみえる代車ということで低床のバスですので、ほかのバスはなかなか使えないということで、いたし方ないという中で、安全面との中でそういった対応をさせていただいております。

以上です。

○中島委員

じゃあ、よく故障するんですね。よく白いバスに変わってますよ。車検があんなに回数があるわけないって感じでね、二、三日じゃなくて長い期間、白いバスがどンドン走ってくるってことでね、イエローバスと書いてあるから白くても乗るんだけど、一番困るのは座席が高いということで、低床バスではあっても、また機会があれば変えてもらえるようなことが必要ではないかなというふうに思います。ブレーキかけたら前へすっ飛んでいきそうな高さですね、一番最後尾が。シートベルトありますか、あれも。ないですよ。私も乗ったことがありますけども、あれが一番後部で、真ん中乗ったらこうなったら飛んでっちゃいますね。危ないですね。

ですから、ちょっとそういったことについての

安全面も含めて、一度バスの検討はしていただきたいというふうにお願いします。あれしか代行バスがないのね。困ったもんだね。どうするんでしょうね、転んじゃったら。ちょっとあれはね、ひと工夫しないと危ないですよ。言っておきます、それはね。また保険使って長期療養なんてことがないようにしていただきたいというふうに思います。

ミニバスはそういうことで、改善をこれからもお願いしておきたいというふうに思います。

それから、市営住宅なんですけれども、今回、審査意見書のほうの19ページ、住宅使用料の収入未済額というようなところがあります。不納欠損額うんぬんかんぬんありますね。平成26年度について収入未済額が急にどんとふえたなというふうに見受けられます。平成22年度に対する指数で1.89ということですね。前年度は0.47という数字でしたけれども、平成26年度になったら1.89というふうになっております。これは、どのような状況でしょうか。

○建築課長

お尋ねの収納率の悪化の件でございます。確かに、平成25年から平成26年につきまして、我々も懸念しておりまして、ポイントでは5.2ポイント悪化しました。金額等は186万2,900円、その前の年度は46万4,900円でございます。世帯数においても、前が6件だったのが11世帯にふえております。

先ほど来の個人情報の件もあるんですけども、限られた方が長期の、金額におきましても高額な滞納をされております。現実には、そういうことでございます。

○杉山委員長

ここで10分休憩いたします。

午後3時56分休憩

午後4時04分再開

○杉山委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○中島委員

市営住宅の場合は、本当にお金がない人が入っているなという感じがいたします。生活保護を受けていらっしゃる方とかね、年金暮らしだとか、オーバーしている人もいるかもしれませんが、今どんな入ってる方のバランスということであると、家賃がオーバーしちゃってる、収入がオーバーしちゃってる人、わかります。

それから、減免してる人、それから、生活保護の場合は減免とは言わないですね。家賃分が全部出るので減免ではなく生活保護の人、そういう住んでいらっしゃる方の実態を御披歴をいただけますか。

○建築課長

入居者の実態の話でございますけども、中島委員おっしゃられるように、入ってみえる世帯はそれぞれでございまして、細かな数字は手元にはないんですけども、私の実感として、収入超過の方もおられます。ですけども、その方が年を取って子供が独立されて、また今度は収入が少ない部類に入っていくというパターンが多いのかなというのには私は感じているところでございます。

どちらにしても、今先ほどの滞納額の多くなった原因は、私が思うところには、その人の収入減、生活困窮による滞納がほとんどでございまして、そういったこともありますので、なかなか滞納家賃の徴収については強引にできるものではないので苦慮しているところでございます。

しかしながら、住宅の適正な管理という点からしますと、家賃滞納は許されるものではございません。私どものほうは、家賃とその人の生活状況を見比べながら、払っていただくものはしっかり払っていただいて臨んでおります。

以上です。

○中島委員

滞納があられる方については、訪問してやってらっしゃる、それとも市のほうにも来ていただくような形をとってらっしゃいますか。

○建築課長

両方ともでございます。

○中島委員

市のほうへ来ていただいて話をするというのも大事かなというふうには思っております。家に行ってお留守だったということで帰ってくるということも多々あるのではないかと思いますけども、通知をして、税金ではありませんけども、滞納をどうやってなくしていくのか相談日みたいな形でね、そう悪い、いじめるという意味じゃなくて、やっぱり滞納はよくないわけですから、安いほうの家賃ですからね、一般の住宅から比べればね、それは努力していただけるような相談を市に来ていただいてやるのもいいんじゃないかなと。病気の方はともかく、そういうことも私は必要ではないかなというふうに思います。

いずれにしても、所得の低い方たちということの中での苦勞が担当者の皆さんの仕事そのものになってるなということを思いますが、またぜひよろしくをお願いします。

これは前からのあれですけども、公営住宅の必要世帯ということで市のほうがストック計画等をつくっている中での必要な住宅戸数というものはじき出していたり、近隣と比べてみたり、いろんな数字を出しておられます、市自身が。

人口1,000人当たりというところでいいますと、知立市は1.5戸しかないということですね。あとは近隣10市で平均して5.8戸、知立市は1.9戸しかない。一番多いところが刈谷市ですかね、7.8戸、碧南市7.1戸、安城市4.8戸、岡崎市7.5戸、豊田市4.8戸、西尾市7.4戸、みよし市が3.4戸、高浜市が3.1戸ということで、平均が5.8戸市営住宅があるわけでありまして。

この点では、ずっとこういう形が言われておりまして、改善がなかなかままならないと。公共施設の全体の保全計画などをにらみ合わせなければ、なかなか新規も進まないというようなのがこれまでの議会のやりとりの中でございましたが、本体のこのストック計画等でいいますと、やっぱりつくっていかなくちゃならないということが明確に出ているわけですよ。これが結局、公共施設の計画を前に出されますと市営住宅がすっ飛んでしまうと。いかんじゃないですか、これは。どうですか。

○建築課長

市営住宅を建設も含め担当させていただき我が担当者としてしましては、中島委員御披歴のとおり、市営住宅の絶対数については本当に少のうございますし、ストック計画においても後期計画を早急に建設する思いは、中島委員の思いと私は一緒だと思います。

○中島委員

知立団地がたくさんあるからええじゃないかと思ってみえる方いません。

○建築課長

知立団地には、確かに実態はよくわからないのがあれなんですけども、安く入れるよという一般的な思いが確かにあります。

しかしながら、法律論が違うというんですかね、公営住宅法での家賃体系、収入基準と公団URの体系等は違いますので、所得の部位が違うというのもこれも事実です。

しかしながら、つくって四十何年たっておるので、家賃自体としては3万円、4万円という家賃なので、所得収入が少ない方でも入っておられるのが現実だというのは事実でございます。

以上です。

○中島委員

2DKで3万7,000円ぐらい、それは一番最低ですね。3万円というわけにはいかないですね、3万7,000円プラス共益費で、それはどこでもついてくるわけですけども、今は減免で安くなるというのはなかなかなくて3万7,000円ぐらいで市営住宅の場合だと八橋が一番高いところが4万円ですよ。高場が3万7,400円ということで、このあたりに匹敵するのが知立団地の家賃かなとは思いますが。だけど、あとは中山8,200円からあるだとか、本田も安いんですね、8,000円代ということという、家賃がやっぱり全然違うんですね。

収入部位ということも言われましたし違うので、やはり市営住宅の必要性というものは後には引けない要望じゃないかなと、やっていかなくちゃいけない課題ではないかなというふうに思うんですが、

なかなかこれが実施計画に出てこないような形になってきて、公共住宅の全体の整備の計画との絡みで検討するなんてことを前、答弁されておりましたけども、そういう今も認識でいらっしゃるんでしょうか。

○建築課長

後期新設住宅でのお尋ねだと思います。私どもは、ストック計画に基づきまして早急に建設という考え方は変わっておりません。また、公共施設の白書の中にも築40年たちます古い本田、中山住宅、こちらについてもどうしていくんだと、そういうことも見据えていきますと、うちのほうも中山、本田の将来計画もあわせたような新しい提案もしつつ、早期建設にしていきたいと思います。私は思っております。

○中島委員

具体的な時期をどのようにお考えですか。

○建築課長

早期の実施計画の採択でございます。

○中島委員

だから早期というのは、いつごろを早期って言うてるんですか。今度の頭出しという意味ですか。

○建築課長

今、実施計画のヒアリング等は現在進行中でございますし、私どもは早期に着手できるように要求してございます。

○中島委員

もともとの計画の年度は何年でしたか。

○建築課長

当初つくりましたストック計画は平成19年度から10年間、平成28年度までの計画でございました。

ということですので、もう既にそういった形で随分おくれとるんですけども、私どもは実施計画に通していただけるように努力しておる次第でございます。

○中島委員

平成29年度にはもうできてなきやいけないぐらいのね、前に実計メニコンやられて、あのころはもう意気揚々とその時期をにらんでやろうということで取り組んでいらっしゃったというふうに思

うんですが、あのあと風船がしぼんでいくように力がなくなっていった感じがあるんですけども、早期というと、もう平成28年度の頭のところで基本計画をつくるというところにまず入っていったとしても実施計画があり、建設がありということであると、2年、3年とかかっちゃいますよね、早期に入ったとしても。それでも計画から2年、3年とおくれるということですので、もう一歩も引けないんじゃないかなというふうに思うんですが、建設部長、いかがですか。

○建設部長

今、建築課長が申したように、今、私どもも市の全体的な財政のこともありますが、私どものストック計画に基づいた早期の実現ということで、昨年度の議会の中でも御答弁させていただきました。今そういうことを見据えた中で、昨年度の実計で平成29年度基本設計ということを打ち出して、議会でも御答弁させていただきました。最低でそれにおくれることのないような考え方で、今、建築課一体となって要望させていただく状況でございます。

○中島委員

平成29年度に基本設計で実施設計にいつて、大丈夫ですか、訂正はないですか。

○建設部長

今の平成29年実計の中で基本設計を要望させていただいたものを今、採択いただいているというような状況でございます。

○中島委員

そうすると建設年度が、もうこれは採択されたということですね、平成29年度の実施計画が。まだそういう時期じゃないですよ。

○建築課長

建設部長の答弁は昨年度のことでございまして、今年度の要求におきましても、昨年と同じ平成29年度にその基本設計から入らせていただきたいということを要求しております。

○中島委員

2年にわたってその要求をしているということですね、今回やればね。去年も要求、ことしも要

求と。今、実計の話し合いがあるという時期ですよ。いろんな部署がみんな浮き足立ってきちゃうとかね、やってもらわなきゃいけないと各部の事業について思いを強くしている時期でございますが、市長、いかがですか。今の話からいうと、去年も見送りなっちゃったみたいなんです、去年も平成29年度基本計画ということで要求した、ことしもそれを要求すると、平成29年度要求と、これについてはこれはしっかり受けとめるということでやっていただけますか。

○林市長

このストック計画に基づいた市営住宅というのも我々行政としては重要な課題の1つかなと考えております。

今、実施計画を今からヒアリング等していくわけでありまして、本当に実施計画に上がってくる事業、どれも大事な事業ばかりでございます。そうしたことをしっかりと踏まえて、優先順位を決めながら採択をしていきたいというふうに考えております。

○中島委員

やるかどうか全然はっきりしない答弁でした。優先順位考えたい。私ども、このストック計画は議決はしておりませんが、大分前につくったわけですね。議決をすればもっと強制力ありますよね、きっと。計画って何だろうというふうになりますよね。こうやってつくってきて、もうできた当時からの期待の50戸ですよ。たかが50戸、されど50戸。それだけかと思いつつも計画をつくってくれたので、よかったといってまずはきたわけですよ。30戸高場つくった、20戸実計メニコンでアピタの下の土地でどうだと、こういう案も出てきた。間近だなと思ってたら、どこかへ消えてしまったと、こういう実感ですよ。

だから、ストック計画が期限切れという、その認識に立ってもらわないと、市長、期限切れなんです。計画なんかつくって、あとほかときゃいいというもんじゃないでしょうというふうに思うんですね。これは、本多市長のときだったと思います。この議論があつてね、やりましょうとい

うことで計画の中に盛り込まれた。それを引き継いでいただいているのが林市長ということです。

10年間の計画、平成28年まででもこの計画は切れちゃうんですよ、期限切れになっちゃう。切れてから平成29年度に基本計画をつくりたい、基本設計をつくりたいという非常に担当としては控え目な要求に変わってきてるのに、まだ優先順位はどこかなってのはぐらかされたら困りますよね、これは。連立、平成35年完成いいですよ。だけど市民に直接関係するような市営住宅のこの平成28年度までに完成するのがタイムリミットが目の前というのに、それはやらなくてもいいんだと、連立は平成35年なんだということばかり言われては、市営住宅に住んでいらっしゃる方は連立影響ないもんなって思ってたんですけど、逆に多いんですけど、日々の生活でやっという人がいっぱいなんです。こういうこともやらなきゃだめですよ、しっかりとと思いますが、市長、もう一度、最低譲歩したこの計画受けとめてもらって、実施設計の手前、基本設計だもんでね、まだ、やってもらわな困りますよね。

○建設部長

先ほども申しましたように、担当としては、ストック計画では平成28年度ということで過ぎてはおりますけど、平成29年度、昨年度基本設計の採択をいただいたということを引き続き要望させていただいて、しっかりとその辺を受けとめて、実現に向けて今後も要求してまいりたいというふうに考えております。

○中島委員

よく見えないんですけど、そうなると完成というか、順調にいつて建設、入居はいつになるんですか。

○建設部長

今、平成29年度基本設計という中の考え方としては、次の年度に実施設計、建設に2年かかるのかなというぐらいの考え方、今の現状での考え方はそうだというふうに私は考えております。

以上です。

○中島委員

そうすると、平成32年にでき上がるという計算ですね、今の話だと。実施設計があって、建設に2年かかって。

○建設部長

今の考え方は、そのぐらいだろうということで申し上げました。

○中島委員

この思いどおりにスタートしてこうなんだということですね。平成28年度に完成が、平成32年になるということで4年ずれ込むと、ですよ。平成28年は完成予定だもんね、着手じゃないもんね。平成19年から平成28年という10年間で50戸にするということは、平成28年度にはもう50戸になってるということですよ、計画は。だから4年それよりもおくれると。

○建設部長

そのとおりでございます。平成28年度過ぎていくと、来年が平成28年度でございますので、平成28年度は到底間に合わないということは認識させていただく中で、平成29年度基本設計、順調にいった次の年に実施設計、次、1年でできるか、2年でできるかというところがあるかと思えますけど、まだ確実に場所が確定したわけじゃございませんので、その辺のところも踏まえて、今の考え方からすると平成32年ということで、私としてはそのように思っております。

○中島委員

そうすると、本田住宅が耐用年数がきちょうんじゃない。そうすると、それを含めた形の戸数の建設が必要になると。20戸ではいくらなんでも単独市営住宅としては存立し得ないんじゃないかという議論をしてきましたけども、本田を移動してもらうような形でやるとするならば、合わせた戸数を指すと。

○建設部長

先ほど建築課長が申したように、今言った本田とかいう部分では、かなり耐用年数がきとるということも踏まえて、そういった部分も考えていかなきゃいけないということを申し上げた。考え方としては、そういうことでございます。今それ

がそのような部分も対応した建設計画を考えていることではございません。

○中島委員

ございませんじゃいかんじゃないかな。耐用年数が過ぎてきて、本当に老朽化が激しいですよ。耐用年数過ぎてそのままにしておくというようなことの考えもあるということになる、そうすると。減らしちゃまずいですよね、ストック計画。耐用年数が過ぎたのを古いまま使っていく、壊してなくしちゃう、それじゃ困りますもんね。

○建築課長

私どもが考えているのは、既存ストックを踏まえた市全体にどのような形で住宅を残していこうかと、そういう考えを今思ってます、おっしゃられるとおり、中山、本田については築40年で古いですけども、躯体自体、構造体自体は耐震性能全然問題ないです。しかし、ちょっと仕様が大部分古いので、住まい勝手は確かに悪い点もございませぬ。

そうはいつでも家賃的にも、それから、何せ1階から入れるという、特に高齢者には好評の施設ですので、今すぐに廃止ということよりも将来的にどうかという考えをもとに現在は考えております。

補足いたします。その後、その本田、中山をどうしていくかも考えながら、新しい市営住宅の計画を検討したいと思います。

○杉山委員長

ここで予算・決算委員会運営要綱第6条第2項及び第3項に規定に基づき、会議時間の延長または予備日での開催についてお諮りします。皆さんの意見をお願いいたします。

ここでしばらく休憩します。

午後4時29分休憩

---

午後4時31分再開

○杉山委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○中島委員

お話はわかります。古くても耐震性はまだある

と、安いし、住みやすいということで望んでいらっしゃる方がいるので、もう少しそれを使うということも視野に検討したいと、こういう意向ですよ。その気持ちは私もよくわかりますので。

ただ、新しいところをつくるのに、ストック計画は50戸つくるという目標で、あと20戸だということになるわけですよ。今の住宅はそのままいきますということをはぼ決定したとしたら、20戸しかつukらないのかということになるんですよ。20戸の単体の市営住宅というのは非効率ですよ。っていうことを問題にしたわけですよ。前に、最低でも30戸なきゃね、コミュニティーのスタイルが集会所みたいなものとかいろいろ思うわけで、20戸じゃいくらなんでも逆に非効率というか、費用対効果といいますか、ということなので、もしつukらないという場合は壊さないということをお前提にするならば、最低でも30戸のをつくろうというような計画を持っていたきたいなと思うんですが、そういう発想ということではよろしいですかね。やっていただけますか。

#### ○建築課長

私どももコミュニティーは20戸では少ない、それは思いは同じでございます。しかし、今の市営住宅や中山、本田のその後を考えますと、じゃあ10戸の本田住宅はあのままでいいんですかということ、やはりそれは中島委員の思いと私の思い一緒ですので、すぐではないにしても集合させたほうがいいというのは同じ思いでございますので、そういうことを見据えたような計画を考えていきたいと思っております。

#### ○中島委員

住んでいらっしゃる方をおもんばかって、もう少し時間もかけて模索するというような意味合いかなというふうに私は受けとめました。今からそうだというふうにばちんと切っちゃうということは失礼な話だし、困っていらっしゃる方もいるかもしれませんし、そういうことも十分に踏まえながら新規建設の段階で入れていくかどうかをもう少し慎重にという、基本計画、基本設計が平成29年度ということで行くのであれば、その辺をもう

少し時間をかけてやるということですね。20戸のものはつukらないと。20戸という市営住宅はつukらないと、それだけはいいいですね。

#### ○建築課長

1棟が20戸という質問なのか、ちょっと困っちゃうんですけども、その団地体としては20戸の住宅というのは少ないという思いは一緒です。

ただ、いつつukるかというのはまた違う話でございますというのが今の考え方です。

#### ○中島委員

皆さん、わかりました。いつつukるかかわからない。単体で20戸、隣にまた10戸つukる、これが30戸になればいいという、こういうことですか。

だから、もう少しずばっと言ってくるとわかりやすいんだけどね、もったいぶっているいろいろ言うもんだから、ちっとも伝わってこないんですよ。20戸じゃいかんし、30戸ではないし、一体どういうこと。単体で20戸じゃなくて隣にもう1戸、20戸つukったり、1つの20戸の棟があり、こちらに20戸の棟がありというふうで中山、本田の分を順番に同じところに集約させていこうという構想なのか、いろんな構想が私は今うかがえるわけですけども、もう少し明確にしましょうよ。

#### ○建築課長

まだまだ担当案でございますけども、中山、本田を集約させてプラス20戸というのが私どもの考え方でございます。先において中山、本田もこちらのほうに持っていきたいと。

#### ○中島委員

先につくっておいて中山、本田も1つの団地にしていこうと、それはそれで1つの団地になりますもんね。ただし、土地がちょっと広く要るようになりますよね。1棟でなるのと違って、土地がまた要るなという課題が出てきますよね。

#### ○建築課長

まさに本田のあの形、中山のあの形をつくるには面積、敷地はたくさん要りますけども、高く積む、エレベーターがつく施設でないと高齢者の方には大変不便でございますので、そういったことも考慮しながら基本設計等々で検討してまいりた

いというのが今のうちの考えでございます。

○中島委員

わかりましかね、皆さん。ちっともわからない。何ですかね、それは。結論が見えない。結局見えないんですよ。一遍に30戸のものをつくらない、例えば本田、中山壊すのは嫌だ、まだ置いときましょう、言いましたよね。それで平成29年の設計していかなきゃいけないわけですけども、古いほうはそのまま残しておきましょう。先に何かつくって後からまた何かつくって合体させましょうと、地域的にはということを言われたわけだね。

そしたら、最初は20戸つくろうということですか、それは。そして後から向こうの分を、より近いところでまた高いものをつくって、2棟になるのか、それはわかりませんよ。そういったふうに2つ、先発隊と後発隊と合わせて中山、本田も含めた1つの団地ができるようにしたいなと、そういう構想ということでよろしいですか。

○建築課長

そのとおりでございます、最終的には中山、本田も含めた一体の市営住宅団地というものが、検討しておるところでございます。

○中島委員

そういう方向でいくならば、とてもいいんじゃないですか。後発隊と先発隊が分かれていっても、一応20戸しかつくらんという範囲で最初はやるということも既定方針どおりだし、ばらばらにならないということで中山と本田を合わせると。中山、本田で合わせて何戸でしたっけ。全部で。

○建築課長

本田が10戸、中山が29戸の39戸です。

○中島委員

そういった2つの棟の団地ができるのかなと、市営住宅ができるのかなという、そういうイメージでぜひ進んでいただきたいというふうに思います。今、安いところに住んでいらっしゃる方には、当然のことながら段階的な家賃とかいうことも必ず導入されるわけですし、高場にしても安い家賃の人から段階がありますからね、所得に応じて支払っていきけるような家賃ということでやっていた

できれば、何とかいけるんじゃないかなと。中山が今、高いほうが1万9,000円ですよ。高場が安いほうが1万9,900円ということで、安いほうにはまれば何とかセーフぐらいの家賃。同じような家賃であればなるので、なるべく安く入れるような配慮もしつつ、ぜひ進めていっていただきたいなというふうに思います。ようやく絵が描けてきましたので、よろしくお願ひします。決意のほどを。

○建設部長

ただいま建築課長が申したような考え方を持っていて、しっかりと要望していきたいというふうに思います。

○中島委員

構想としてはとてもよくなったなというふうに思います。市長、よろしくお願ひいたします。

それから、耐震改修のことについても一言聞きたいなと思います。本会議で大変少なくなってきているよと。改修をする件数が平成24年から15件、14件、5件というふうに件数が減ってきちゃったと。平成26年度は5件だったということで、耐震診断をした件数はほとんど横並びなんですけど、40件ちょっとということで横並びですけども、診断した結果、改修したのは平成26年度は5件だったということで、重点地区で勉強会実施をしているけども、これ限界かなというようなイメージ発言がありましたよね。やれる人はもうやっちゃったんだろうかと、こういう感想が述べられたというふうに思いますが、そうですか。

○建築課長

私どもも住宅の耐震相談会というのも町内で皆さん来ていただいて行っておりまして、結果、住宅の持ち主、それから相談に来られる方も高齢者でございます。話の中で耳に残っているのは、あと先10年、それに対して今、平均で耐震改修工事のみでも200万円ぐらいかかっておりまして、そうはいつでもリフォームとかかけますと、またその倍ぐらいかかっているのが現実でございます。

そんな大きなお金をここで使うことに対しての皆様のおちうちよというのがあるのは事実でござ

いまして、そのような中で、どのような耐震化が理想かというのを我々は考えていかなきゃいけないということで、ことしの予算におきまして、シェルターについて昨年まで1基当たり25万円を30万円に上乗せさせていただきまして、予算もたくさんつけていただいております。そういった、何でもかんでも耐震診断、耐震改修、全部直すというのは理想とは思いますが、そうはいつてもその人のそれぞれの事情に合わせた少しきめ細やかな対応も必要じゃないかなというのを感じております。

○中島委員

やっぱりいろんな方法でということが言われなきゃいけない、もう少し補助があったらやってみたいと思う人が、あとどのぐらいいるんだろうということもあります。その辺ももしあれでしたらつかんだほうがいいかなというふうに思いますが、平成26年度も結局は予算が240万円残しましたね。不用額になりました。こういうものをもう少し有効利用ができたらいいなと思うわけですが、リフォーム補助をするよりは耐震改修補助率を上げたほうがいいかなというお話もあったように思うんですけど、それよりもシェルターとか耐震ベッドとか、そういった多様なものについての補助を広げていこうと、基本はそういうことを今、考えていらっしゃるということよろしいですか。

○建築課長

私は、中島委員のおっしゃる後者のほうでございまして、多様な対応のほうが現実的だと思っております。

○中島委員

耐震ベッドというのは、どうですか。平成26年度シェルター、実績は。

○建築課長

平成26年度、1件あります。シェルターも1件。

○中島委員

やっぱりまだじっくりわからないところがあるんですね。ことしの防災訓練では展示しました。去年やっていただいたよね。

○建築課長

昨年は、ちょうどいい機会に恵まれましたので、シェルターの実物展示ができて、多くの方に見ていただきました。ことしにつきましては、ちょっとそういったことには対応できませんでした。

しかしながら、去年のやった皆さんのお声を聞きますと、やはり見てみるのが一番、よくわかる。ただ、よくわかるんだけど、実績にはつながらなかったというのも事実でございます。

以上です。

○中島委員

ベッドも十分ではないかもしれないけど、とっさの命を守るには役に立つと。ベッドのほうがまだ安いよね、シェルターよりね。これについての普及をどうやってやっていくのかということですね。勉強会なんかでも当然やったわけですかね。

○建築課長

勉強会、それから先ほど話しました耐震診断を受けた人に対してお手紙を差し上げて、相談会やりますよと、そういうことを年に2回ほどやっておるんですけど、その来ていただいた人の中でも、我々は診断の結果と改修方法、その先にはやはり先ほどの、後の自分の命と経済的なこと等々考えると何を選択しますかという中で、やるんだったらこれかなというような、これかなというのは簡易なベッド、シェルターを選択される方がこれからふえてくるんじゃないかなというふうに思っております。

○中島委員

今、定価という点でいうとシェルター、ベッドそれぞれ補助がありますけど、あと自己負担はどのぐらいあればできるんですか。

○建築課長

これは大変難しい質問でございまして、シェルター補助金が30万円出るんですけど、30万円できちゃうメーカーもあります。一般的には60万円とかそれぐらいかかることが多いんですけど、そのメーカーはそういうふうになってるんですけど、なかなかそのメーカーの条件に当たるかど

うかというのは、それぞれのその人の状況もありますので。

ベッドのほうも、これもいろいろです。何十万円のもございます。

○中島委員

10万円でも払えないという人がおれば、またそれできないわけだけどね、でも耐震改修よりはずっと安くして簡単にできる、時間もかからないということではいいんじゃないかと。ベッドの入ったお宅も見て、快適だなといってソファのかわりに昼間から座っておられましたけども、ベッドのところへ座って、昼間もここで昼寝できるわとかって行ってやってみました。

だから、もう少しPRを、具体的なシェルター、耐震ベッド、イメージができるようなPRを、相談会のお知らせもいいんですけど、こういうものをPRするという機会を多くもっていただければいいなというふうに思います。

命がまずは自分で守るんだというふうに言われているわけで、確かにそのとおりで、つぶれてしまったら何の意味もないということですので、その最後の自分の命はシェルターで守れる、ベッドで守れる、そういう命を守るということの耐震の措置については皆さんやりましょうということをや大いにPRし、例えば、本当でない人についてはもっと補助率を上げるということもいいんじゃないかなというふうに思いますが、所得に応じてもっと上げていくということも含めて充実をさせていってはどうかなというふうに思います。

10万円でも払えないという人は払えないとおっしゃるので、生活苦しい人にはそういう対応も、余りにも耐震診断をしてね、20%ぐらいしか安全性が保てないような、こんなところにおったんでは危ないよという人に対しては、もっと補助を厚くするとか、何かそういう考えを持ったほうがいいんじゃないかなというふうに思いますが、どうですか。

○建築課長

補助金額のアップの話はなかなか私どもだけでは決めれない話と、そうはいつでも全国的に、あ

るいはこのかいわい、高うございますので、それよりも私が感じるのは、行う方が高齢者ですので、まずその耐震改修をするのに当たっての体力がない、言葉違うんですけども、言いかえますと、片づけができないと、そういうことがありますので、何遍でも繰り返しますけども、その人に合った多様な改修を進めていきたいと思います。

またあわせて、次年度以降におきましては、中島委員おっしゃられるPR方法についてなんですけども、積極的に出前講座等を考えていまして、その町内会のほうに出張っていきまして、そういう普及をしていきたいと思っております。

○中島委員

今、突っ張り棒や何かつけてもらうのも、耐震道具つけてもらうにもシルバーに援助してもらえると、ひとり暮らしの場合はね、そういう制度になっております。

例えば今、片づかないから入れないわという人は、そういうお片づけも手伝うよというぐらいのシルバーの援助をもらいながら、シェルターが設置できるような応援を考えてはどうかなというふうに思います。確かに本当にそうなんです。引越しも大変なんです、高齢者は、いっぱい物があってどうしようもないので引越せないという人がいるんですが、誰か行ってばばと捨てたりしてきれいになって引越せたというね、そういうこともあって喜んでいただくこともあるわけですけども、そういう耐震ベッドを置くにもそういうものが手が要るんだしたら、そういう支援をやりやすよという、耐震金具をつけるときの支援もひとり暮らしの場合にはやりますよね。それと同じようなことをぜひ考えて、少しでも実効ある、せつかくの補助制度が活きるようにやっていただいて、皆さんの命を守る重要な仕事として取り組んでいただきたいなというふうに思いますが、ぜひよろしく願いいたします。

市長、いつも金具の話は一生懸命していただいてね、ずっとやってみえましたよね、PRを、金具、金具と言ってね。あれもなかなかつけるのに苦労して、知立団地はつけてはだめとなってるも

のだからつかないですしね、アパートでもつけちゃだめというところもあるしね、そういうところは耐震ベッドいきましょうよ、ベッド入れるのにお手伝いしますよと、そういうきめ細かな命を守る仕事としてこれも取り組んでいただきたい、引き続き強化していただきたいというふうに思いますが、市長、最後にいかがですか。

○林市長

耐震診断48名の方が受けられて、実際、直される方が本当に少ないということは私は本当に苦しめて、先ほど建築課長が申しあげましたように、これまで以上にきめ細かにやっていきたいなと思っております。

ローラー作戦ではこうやってやっておるんですけど、先に申しあげましたように、出前講座行って、その方その方でいろんな御事情があると思うんですね、お金の事情やら引越しの。そのあたりも何とか引越しがあればシルバーの方、御協力いただくとか、それは安心安全課とともに考えていきたいと。やってまいりたいと思っております。

○杉山委員長

これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○杉山委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

認定第3号 平成26年度知立市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○杉山委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○杉山委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

認定第7号 平成26年度知立市水道事業会計決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

水道会計についての質問をさせていただきます。

先ほども水道事業の場合の剰余金の話が午前中にはあったわけですが、23億円という収支決算の金額が出たということでもあります。こういうある意味では順調にいったというふうなみていらっしゃるんですかね、収入と支出の関係がね。

この決算についてはそういうことかなとは思いますが、例えば、水道の耐震化、これもすごくたくさんやっていかなきゃならなくて、大変な大きな課題ですよ。この耐震化という意味では、私、23億円があったなら、もう少し伸ばせられないかなと思ったりしているんですけども、その計画と実績との関係はどういうふうなみていらっしゃいますか。

○水道課長

まず、23億円の未処分利益剰余金でございますが、会計制度の関係で16億円近いお金が裏づけがなくて入ってきておりますので、単純にお金があるというわけではございませんので、その辺を御理解していただいて、会計制度のほう変わっておりますので、今年度、中期財政計画をつくるために投資計画とか財務計画見直しております、平成28年度中に中長期的な計画を立てたいかと思っております。

その中で、耐震化率のほうもあわせて予算が財務がどのぐらいあるかというのを見ながら耐震化率のほう、耐震管をかえていきたいと思っております。平成24年度は耐震化率9.27%、平成25年度末で10.61%、平成26年度末で11.56%の耐震化率でございます。

以上です。

○中島委員

これはイタチごっこで、おけるとまた次の工事がダブってきてしまうということがありますの

で、余りのんびりやってはならない。それに何かあったら、ここはよかったけどこっちがだめだ、ただ漏れになりますからね、水道管だから。だから早くそろってやっていかなきゃならないという、こういう大きな命題でもあるというふうに思うんです。

9.27%から11.56%で2年間で伸びたよということにはなりますけれども、毎年このぐらいの伸びでいこうということで計画をされていらっしゃるのでしょうか。もっとスピードアップしようとしているのでしょうか。

○水道課長

現在、今年度投資計画とか全てもう一回見直しておりますので、財務の関係でどのぐらい耐震化にお金が回せるかというのは平成28年度中に計画として出していきたいかと思っております。

以上です。

○中島委員

平成28年度中に見直しをしていくと。もっとふやそうとしているという意味ですか、それは。

○水道課長

今、平成24年度に一度中期財政計画出したんですけど、たくさんの投資計画がありまして、平成29年度で赤字になるということでございましたので、今回見直しをかけて、会計制度もちょっと変わりましたので、当期純利益ちょっと出ておりますので、それでできるかどうかを今、検討して耐震化率を上げていきたいかと考えております。

以上です。

○中島委員

避難経路、病院、そういう重要なところについて今やっていただいて、秋田病院のほうにずっと耐震化のあれを入れていただいておりますよね。だから、ああいうものを重点的なものはやっていくというふうなことで、そういう意味では、重点は時期がどこを考えていらっしゃるのでしょうか。

○水道課長

時期としましては、今、西小学校まで重要給水行っておるんですけど、次は八橋配水場を起点にして、そこから富士病院とか避難所の学校を重

要給水として上げていきたいと考えております。

○中島委員

今回も16億円余裕があったのは、そういうことですよというふうにお話がありましたけど、これも耐震化という点でも、1つ配水場はでき上がって、水の確保という点では終わったわけですよね。配水場をつくるに当たっては10%でしたかね、一般会計繰り入れをしましょうと、こうやってきました。耐震化ということで、今度本格的にやっていくということに対しては、それに対する一般会計繰り入れというのも必要だろうというふうに思うんですけども、その点の計画だけ伺って、強化していただきたいという思いで伺うわけですけども、お願いします。

○水道課長

要望といたしましては、事業費の10%を要望していております。

以上です。

○中島委員

この耐震化の工事の10%を要望していくということで、その点では継続して市長のほうからも一応念頭に置いていただけるかどうかですね、お願いいたしますが。

○林市長

今、水道の耐震化については、1つは下水がやるときに同調して、やるときは全て耐震化しているというのが1つと、もう一つは、重要給水管は水道部が独立してやっていくということでありまして、それについては、当然ながら一般会計で繰り出しは一定程度はやっていきたいと考えております。

○杉山委員長

これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○杉山委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

以上で、本分科会の所管とされた案件の審査は

終了いたしました。

なお、予算・決算委員会における分科会委員長報告の文案につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○杉山委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、予算・決算委員会建設水道分科会を閉会します。

午後5時02分閉会

---

## 平成27年知立市議会 9月定例会予算・決算委員会

1. 招集年月日 平成27年9月29日（火） 午前10時

2. 招集の場所 知立市議会議事堂

3. 出席委員（19名）

杉山 千春	水野 浩	中野 智基	小林 昭式
三宅 守人	田中 健	神谷 文明	高木千恵子
久田 義章	池田 福子	池田 滋彦	川合 正彦
永田 起也	稲垣 達雄	村上 直規	風間 勝治
佐藤 修	中島 牧子	石川 信生	

4. 欠席委員

明石 博門

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長 林 郁夫	副 市 長 清水 雅美
企 画 部 長 加古 和市	総 務 部 長 岩瀬 博史
危 機 管 理 局 長 高木 勝	福 祉 子 ど も 部 長 成瀬 達美
保 険 健 康 部 長 中村 明広	市 民 部 長 山口 義勝
建 設 部 長 塚本 昭夫	都 市 整 備 部 長 加藤 達
上 下 水 道 部 長 鈴木 克人	教 育 長 川合 基弘
教 育 部 長 石川 典枝	会 計 管 理 者 稲垣 利之
監査委員事務局長 平野 康夫	監 査 委 員 上野 実

6. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 島津 博史	議 事 課 長 横井 宏和
議 事 係 長 近藤 克好	議 事 係 野々山英里

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

	事 件 名	審 査 結 果
議案第54号	平成27年度知立市一般会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第55号	平成27年度知立市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第56号	平成27年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	〃
議案第57号	平成27年度知立市介護保険特別会計補正予算（第2号）	〃
議案第58号	平成27年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃
認定第1号	平成26年度知立市一般会計歳入歳出決算認定について	原案認定
認定第2号	平成26年度知立市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定第3号	平成26年度知立市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定第4号	平成26年度知立市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定第5号	平成26年度知立市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定第6号	平成26年度知立市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	〃

認定第7号 平成26年度知立市水道事業会計決算認定について 原案認定  
認定第8号 平成26年度逢妻衛生処理組合一般会計歳入歳出決算認定について //

午前10時00分再開

○永田委員長

定足数に達していますので、ただいまから予算・決算委員会を再開します。

本委員会に付託されました案件は13件、すなわち議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号です。これらの案件を逐次議題とします。

各分科会委員長の報告を求めます。

企画文教分科会委員長 田中委員。

〔企画文教分科会委員長 登壇〕

○企画文教分科会委員長

それでは、予算・決算委員会企画文教分科会の報告をいたします。

本分科会は、平成27年9月17日午後2時より、第1委員会室において、出席委員7名のもと開催されました。

本委員会に審査を付託された案件は議案1件、認定2件の計3件であります。

審査の内容につきまして、主な質疑・答弁を以下のとおり御報告いたします。

議案第54号 平成27年度知立市一般会計補正予算（第3号）では、ふるさと応援寄附金の改正点はとの問いに、税制改正による寄附金控除の拡大と一定条件を満たせば確定申告をしなくても寄附金控除が受けられるワンストップ特例制度ができたことに伴い、ふるさと納税は使いやすく身近な制度となった。市としては財源の確保と地域の活性化を目的に、9月1日よりリニューアルした。返礼品をパートナー事業者の協力のもと、18品目に拡大、インターネットでの申し込みも可能になり、年度の贈呈回数の制限廃止、市民にも返礼品を贈呈できるようにし、寄附金の使途も7つとしたとの答弁。

ふるさと応援寄附金3,000万円の根拠と、この制度にかかる経費の内容はとの問いに、根拠は期待を込めた金額で、月500万円程度を見込んでい

る。9月1日から10日までの実績で寄附金は330万2,000円、寄附の人数は142人で、うち67人が市内。歳出はクレジットカードの収納手数料が寄附金の1%で20万3,000円、コンビニ収納等手数料が16万3,000円、ふるさと納税返礼品代金等支払い代行手数料が商品代693万7,000円余、送料280万2,000円余、手数料104万円余として合計1,078万1,000円。ふるさと納税推進委託料としてふるさとチョイスへの支払いが寄附金の8%で216万円を見込んでいたとの答弁。

返礼品の人気商品はとの問いに、1位、ホテルクラウンパレス知立ランチバイキングペア食事券が50人、2位、池鯉鮒乃黒工房ウィンナーグルメセット48人、3位、ウナギざんまいセット23人、その他、4位、知立産お米5種7袋食べ比べセット、5位メープルけやき焼き菓子詰め合わせとなっているとの答弁。

ふるさと応援寄附金パートナー事業者エントリー料とは。また、事業者にはどのような形で案内をしたのかとの問いに、1品目5,000円のエントリー料。6月に募集して15業者18品目の応募があったとの答弁。

新しい制度が始まったばかりで寄附をする人が一挙にふえた結果、市内事業者の商品も売れた。これは新たな財源の確保と地元事業者の活性化が図れた。引き続き事業者の募集は行うのか、応募するにはどのような要件が要するのか、また、今回の実績が多くに事業者に伝われば、さらに工夫された返礼品の準備がされるということで寄附がふえるといった相乗効果を生み出すのではないかととの問いに、現在パートナー事業者の追加募集を行って、返礼品の拡充を図っているとの答弁。

就学援助事業の要保護・準要保護就学援助費の内容についての説明をとの問いに、小学校においては、本年度は見込んでいた額より実際は29万7,922円不足し、さらに新入学児童学用品費の2万470円掛ける50人の102万3,500円を見込んで132万2,000円の補正を組んだ。中学校においては、本年度は見込んでいた額より195万1,480円少なくなったが、新入学生徒学用品費の2万3,550円掛

ける70人の164万8,500円を見込んで、差額のマイナス30万2,000円の補正を組んだ。

市のホームページに就学援助について載っているが、補正予算が可決されたら変更点について周知するかとの問いに、そのように対応するとの答弁。

なお、本件に対する自由討議、討論はありませんでした。

認定第1号 平成26年度知立市一般会計歳入歳出決算認定では、主要施策成果報告書の総括の説明をとの問いに、国の経済報告によると、我が国経済はアベノミクス効果により緩やかな回復基調となり、知立市においても税収は平成25年度と比べると4億7,000万円程度の増となった。しかし昨今の中国経済状況などから、今後の先行きは若干の不安はあるとの答弁。

個人・法人市民税の増収の内容はとの問いに、個人市民税について、納税義務者については若干の減少はあったが、景気の回復を背景に所得割の増加があり、1億6,000万円程度の増加となった。法人市民税については、富士機械製造が6,600万円余の増加と大きく、全体で約2億円の増加となった。固定資産税、軽自動車税は微増。市たばこ税は微減。市税全体で約4億7,000万円の増加となったとの答弁。

消費税増税による地方消費税交付金の影響はとの問いに、平成25年度までは消費税5%のうち4%が国、地方が1%、この1%の2分の1が県、残り2分の1が市であり、人口割と従業員割の案分により交付され、平成25年度決算額は5億9,589万4,000円。平成26年度からは消費税8%のうち、国が6.3%、地方が1.7%となった。地方消費税の従来の1%分は、これまでのどおり案分され、市に一般財源分として決算額6億109万5,000円の交付があり、増加した0.7%は同様に案分され社会保障財源分として、決算額1億4,475万7,000円の交付があった。

消費税が増税となると物件費、普通建設費等で市の予算も増となると思われるが、平成26年度決算での影響額はとの問いに、平成26年度決算では、

消費税増税により物件費と普通建設費で約1億9,100万円の歳出の増、地方消費税交付金の社会保障財源分が1億4,475万7,000円のため、歳入と歳出の差でマイナス4,624万3,000円となったが、これは増税に時期から交付金の計算上、1年分の30%の額なので、今年度については5億円程度の地方消費税交付金のプラス分を見込んでいるとの答弁。

起債時の借入先の選択方法はとの問いに、金利動向は不透明のため、金利変動リスク回避を勘案し、5年見直し9億1,830万円、10年見直し6億2,000円、固定金利5億5,770万円とした。5年見直しは市中銀行のみ。公的資金か市中銀行の借入先の選択は市で決定している。金利動向、各年度での返済額を勘案し借入れを実施しているとの答弁。

繰上償還はどのような場合に実施するかとの問いに、財政融資等公的資金は繰上償還を制度上実施しているが、補償金を支払う必要がある。市中銀行、市町村振興協会は繰上償還しても補償金がない契約となっている。今回補正予算では、補償金が不要である借入先で、年率1.4%から1.7%のものを繰上償還する予算を計上したとの答弁。

繰上償還の要件と実施のルールとは何かとの問いに、市中銀行はいつでも可能だが、今回提案の繰上償還は平成27年度末の財政調整基金残高見込みが平成26年度末残高と同額程度の約23億円となるかを判断基準としたとの答弁。

ESPの業務委託でエネルギー経費削減についての助言、指導とはどのようなものかとの問いに、22施設のうち20施設がプロバイダーを通して購入しており、そこからの助言、指導で手数料を支払っている。2施設は直接契約しているので手数料はない。電気供給業者の中にはプロバイダーを仲介しないと購入できないところがある。総合的に市の電力料が安くなるかを勘案して、プロポーザルにより市にとって一番有利なところに決められているとの答弁。

22施設で実施しているが、ほかに可能な施設はないのかとの問いに、現在は特定規模電気事業者

から購入できるのは高圧電力に限られていて、今のところ知立市の対象施設は22施設となっているが、来年度から低圧も可能となるため、今後、検討して得になるようなら導入したいとの答弁。

屋根貸しの今後可能な施設について考えているかとの問いに、昨年度から順次設置を始め、平成27年度は10施設で126万1,000円程度の収入を見込んでいる。機器をつけられる施設は屋根の形状にもよるが、300平方メートル以上あるところを考えており、屋上に学校名が書かれているところには設置できないため、これ以上はないと考えているとの答弁。

平成26年度は現役職員3名が相次いで亡くなっているが、職員の健康管理の実態はどの問いに、人間ドックや定期健康診断の実施をしており、その結果に応じては産業医の指導も実施している。定期的に健康相談も実施し、相談できる体制づくりをしている。今後も、職員への注意喚起をしていくとの答弁。

平成26年度のマイナンバー制度にかかる事業費の総額は幾らかとの問いに、社会保障・税番号制度対応システム整備委託1,512万円と中間サーバー負担金98万1,000円。平成26年度よりシステム改修しており、平成26年度は5,845万3,000円で、そのうち4,333万3,000円は平成27年度へ繰り越しているとの答弁。

万全なシステムを構築しても100%安全とは言えないのではないかと問いに、マイナンバー制度での漏えい等の問題については、制度面、システム面で対応している。当市は情報系と基幹系を分離しており、また、もともとセキュリティポリシーも定めている。国の指示により万全の対策をとっているが、マイナンバーの利用について全職員に周知し対応していくとの答弁。

休日納税相談の実績についてどうかとの問いに、月に1回、第4日曜日の午前中に納税相談を行っている。分納の相談が主で、収納実績は188件、金額は327万円余。それ以外の電話相談を含めた件数が187件となっているとの答弁。

滞納件数の推移はどの問いに、平成26年度末実

績で個人住民税3,970件、法人55件、固定565件、軽自944件となっており、依然、増加傾向にあるとの答弁。

滞納整理機構について、知立市からは過去3年間どれぐらいの件数を委託しているのかとの問いに、毎年110件送っており、そのうち90件が自市分、10件が他市職員対応、残り10件が県職員対応となっているとの答弁。

本会議では、滞納整理機構に参加することが有益であるとの説明を受けたが、実績が不明では有益であるかどうか判断するのか、参加する効果はどうか、技術レベルを向上させる方法は何か、各種研修及び日常の業務で可能ではないのかとの問いに、技量を上げるためにも他市の職員と同じ場所で業務を行うことにより効果が上がるものもある。折衝内容1つとっても、実際にその場にはいないことには身につかない事柄も多く、多くの経験を積んだ後に戻ってきたときには他の職員に伝えることができる。よって、実際の収納金額だけをもって効果の判断をすべきでないと思っている。研修等でも一定程度の向上は可能だと思われるが、それ以上の効果があると判断しているとの答弁。

知立市の私立高等学校等授業料補助事業の状況はどの問いに、私立高等学校等授業料補助事業では、年間1万2,000円を補助しており、平成26年度は442人が対象となり、総補助金額は524万276円の実績があったとの答弁。

福島県では生活保護費において奨学金を収入とみなされたという事例があったが、知立市は奨学金の取り扱いはどうなっているか、私立高等学校等授業料補助事業は同様の取り扱いかとの問いに、知立市では奨学金は収入とみなしていない。また、補助事業についても同様との答弁。

毎年、私立高等学校の授業料助成に関する陳情があるが、知立市として今後どのようにしようと考えているかとの問いに、私立高等学校等授業料補助金については、平成3年度から実施し、平成20年度より現行の額としている。対象者は400人前後を推移している。知立市の補助額は、年間

1万2,000円として実施しているが、他市の状況をみて研究も行うとの答弁。

奨学基金があるが、基金を充てずに事業を実施しているのか。奨学金や私立高等学校等授業料補助事業では、利子以外は一般財源で事業を実施しているが、一般財源を確保しつつ、4,000万円弱ある奨学基金を活用することは検討できないかとの問いに、奨学基金の財源を維持しつつ事業を実施している。補助額については、毎年、他市の状況を調査しているが、知立市の金額は遜色ないと考えている。今後、情勢が変わり補助額の見直しが必要となれば検討する。私立高等学校等授業料補助事業については、格差の補填という意味合いがあり、奨学基金を使用する目的の趣旨とは少し根本や視点として違うのではないかと思うので、今後、研究課題としたいとの答弁。

なお、本件に対する自由討議、討論はありませんでした。

認定第4号 平成26年度知立市土地取得特別会計歳入歳出決算認定では、質疑、自由討議、討論はありませんでした。

以上で、本分科会に付託された案件の審査は全て終了し、午後4時48分に閉会しました。

以上で、予算・決算委員会企画文教分科会の報告とさせていただきます。

〔企画文教分科会委員長 降壇〕

○永田委員長

次に、市民福祉分科会委員長 高木委員。

〔市民福祉分科会委員長 登壇〕

○市民福祉分科会委員長

予算・決算委員会市民福祉分科会の報告をさせていただきます。

本分科会は、委員会終了後、9月18日午前10時18分から第1委員会室で、委員7名中、欠席委員1名の計6名で開催されました。

本分科会に付託された案件は、議案第54号、議案第55号、議案第57号、議案第58号、認定第1号、認定第2号、認定第5号、認定第6号、認定第8号の9件で、主な質疑、答弁の内容について御報告させていただきます。

議案第54号 平成27年度知立市一般会計補正予算（第3号）について、障がい者福祉施設運営補助費は、NPO法人及び社会福祉法人が新たに事業所を開設した場合に一軒家やアパートを借り、事業所を開設する場合の家賃補助であり、放課後デイサービスや身体障がい者を対象の日中一時を実施する現在3団体とのことだが、今後、重度障がい者に対する支援の計画はあるかの問いに、重度の障がい者の方の施設は知立市においては計画はないとの答弁。

三河知立駅開業100周年記念は、三河線海線の刈谷駅から三河知立駅開通100周年となり、知立駅では、かつなり君とちりゅっぴの記念発車セレモニーを11月3日に予定。刈谷市と知立市が協働で作成されるとのことだが、教育面で子供たちに三河知立駅を教え、さまざまな方法で残すべきではないかの問いに、市史編さんで過去を振り返り、鉄道を活かしたまちづくりをしていく、そんな意識を市民の方々にも持っていただきたいとの答弁。

観光協会事務委託事業の事業推進委託料は、ちりゅっぴのイベント等の活動で商工観光係の職員が兼務されているとのことだが、観光立市を目指すには観光協会事務拠点が必要だが、空き店舗など利用できないかの問いに、昨年から駅前、東海道沿いで探しているが、いい物件がないとの答弁。

生活困窮者自立相談事業委託料が550万円の減額は国庫負担額の内示とのこと。生活困窮者自立相談支援事業は減額でも継続できるということだが、平成28年度からの生活困窮者支援制度の生活困窮世帯の子供の学習支援は進められるかの問いに、予算の調整ができれば行うべき事業と考えているとの答弁。

以上、自由討議はありませんでした。

議案第55号 平成27年度知立市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、質疑、自由討議はありませんでした。

議案第57号 平成27年度知立市介護保険特別会計補正予算（第2号）に対し、特別養護老人ホームの進捗状況はの問いに、平成29年1月31日竣工

の翌3月から入所可能との答弁。

自由討議はありませんでした。

議案第58号 平成27年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、質疑、自由討議はありませんでした。

認定第1号 平成26年度知立市一般会計歳入歳出決算認定に対し、成人用肺炎球菌ワクチンは65歳から5歳刻みとなっているが、接種時期を忘れてた人はいつでも接種できるかの問いに、救済制度として後期高齢者受給者証を持っている人で制度を設けているとの答弁。

老人福祉費の緊急通報装置設置希望者で固定電話がない場合は福祉電話がつけられ緊急通報装置の対象となるが、携帯電話を持っていると、なぜ緊急通報装置をつけてもらえないのかの問いに、経費、需要など実態を把握し、研究したいとの答弁。

障がい福祉費、就労移行支援は一般企業へ就労を希望する人に対し、一定期間必要な訓練は最高3年とのことだが、訓練を受け、就労し、その後のアフターケアはどうなるのかの問いに対し、平成26年度より西三河南圏域の生活就労くるくるとの連携を図っているとの答弁でした。

保育園費で正規保育士が137人、臨時保育士が157人となっている。園長、主任、クラス担任以外は臨時職員、開園時間の前後の時間帯も臨時職員に頼っているとのことだが、現在、実質待機児童が6人とのこと。その理由はの問いに、保育園側に空きがないこと。また、園によっては臨時職員が集まらない。募集しても応募が少なく苦慮している。なるべく保育士の環境をよくできるようにしていきたいとの答弁。

保健事業費で訪問指導の説明に、要介護、ひきこもりとなる可能性のある人に対しとあり、実人数、延べ人数ともに5人だが、電話相談、来所相談があれば実施していくとのことだが、5人ということは減らしていく方向なのかの問いに、相談事業で必要であれば訪問指導を実施する。訪問対象は精神保健、難病であり、来年度以降、記載内容を変更との答弁。

消費生活相談について、不当な商法や詐欺などが横行している。消費生活相談を広報やホームページに掲載しているとのことだが、銀行などと連携してはどうかの問いに、検討しますとの答弁でした。

太陽熱高度利用システム設置補助事業と太陽光発電設備設置補助事業は申請が減っている。県では、平成27年度より自宅で発電した電気を効率よく利用でき、災害時にも利用できるような仕組みの補助金を実施されているとのこと。碧南市、安城市、刈谷市など蓄電池への補助がされているようだが、知立市も地球温暖化対策に新たな補助金の交付が必要ではないかの問いに、自然エネルギーを普及させることは大切なことで、平成28年度は補助金をつけたいとの答弁。

観光費について、経済効果を考え、観光事業の経済効果調査をすべきと思う。年間約127万人が訪れる弘法さんや道の市の来訪者が多いが、市の関与が少ないのではの問いに、弘法山公園のトイレ改修を考えている。道の市への財政補助は難しいが、国・県等の補助金情報など随時提供していきたいとの答弁。

商工振興費で街路灯など電灯料補助金はLED化が83%進んでも街路灯の老朽化で建てかえ費用が多く発生する。電灯料の100%の補助にはならないかの問いに、街路灯は商店に人を呼び込むという観点もあり、予算内でお願いたいとの答弁。

自由討議はありませんでした。

認定第2号 平成26年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、質疑、自由討議はありませんでした。

認定第5号 平成26年度知立市介護保険特別会計歳入歳出決算認定では、新しくできる特別養護老人ホームに在宅介護支援センターを設置するのかの問いに、今のところ予定はないとの答弁。

自由討議はありませんでした。

認定第6号 平成26年度知立市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、質疑、自由討議はありませんでした。

認定第8号 平成26年度逢妻衛生処理組合一般

会計歳入歳出決算認定については、質疑、自由討議はありませんでした。

以上をもちまして、本分科会の所管とされました議案の審査は全て終了し、平成27年9月18日、午後2時22分に閉会いたしました。

以上をもちまして、予算・決算委員会市民福祉分科会の報告を終わります。

〔市民福祉分科会委員長 降壇〕

○永田委員長

次に、建設水道分科会委員長 杉山委員。

〔建設水道分科会委員長 登壇〕

○建設水道分科会委員長

それでは、予算・決算委員会建設水道分科会の報告をさせていただきます。

本分科会は平成27年9月24日、午前11時41分より第1委員会室において、委員全員出席のもと開催されました。

本分科会に付託されました案件は、議案第54号、議案第56号、認定第1号、認定第3号、認定第7号の5件です。

次に、主な審議内容について御報告させていただきます。

議案第54号 平成27年度知立市一般会計補正予算（第3号）では、立地適正化計画の策定に対して国庫補助はどうなっているか。また、何を目指し、策定するメリットはの問いに、今年度は立地適正化計画の必要性、現状の整理のための単独費で実施、来年度以降の立地適正化計画策定委託では補助制度を使っていく。また、この計画は人口減少、高齢化を見据え、都市構造の集約化を目指す。都市機能の集約化による行政コストの削減、まちづくりに関する補助金の優先的な環境づくり、都市計画マスタープランの総括的な見直しを上げられるとの答弁。

知立環状線について物件移転などの事業の進捗状況は。また、愛知県施行部分の知立環状線はどのような状況かとの問いに、移転対象者23件中12件が契約済み、面積ベースでは60%が買収済み、順調に進んでいる。また、安城知立線までの知立環状線は、来年度認可予定であるとの答弁があり、

自由討議はありませんでした。

議案第56号 平成27年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）では、質疑、自由討議はありませんでした。

認定第1号 平成26年度知立市一般会計歳入歳出決算認定については、長田排水路改修事業の予算執行についての説明と工事方法、安全性を担保できるかとの問いに、平成26年度については、延長500メートルの予備設計を行った。平成27年度は同区間の実施設計を行っていく。目視においても老朽化が明白、安全性の担保はできず、排水機能の代替案、ルートの検討などを予備設計として発注したとの答弁。

公園リニューアル工事について、国の基準の確認と補助事業のあり方は変わったかとの問いに、公園施設長寿命化対策事業の補助で行う事業である。以前は、一公園に対しての補助であったが、平成24年から遊具のみ、リニューアルで3,000万円になるよう行ったとの答弁。

バス停環境整備事業についての確認と弘法命日時のミニバス利用の状況はとの問いに、昨年10月より新運行に合わせて一部ルートを見直し、3コースの弘法命日の臨時コースも弘法町と弘法通りにバス停標識を設置、4コースの上重原公園北も交通に支障がないよう位置を移動。弘法命日時のミニバス利用は把握していないとの答弁。

市民の方より、知立駅のバス停は冬場風が冷たく、高齢者にとって大変つらいとの声が寄せられているが、何か対策をとられていくかとの問いに、知立駅のバス停は市の管理ではないが、名鉄路線バスや豊田高岡バスも乗り入れているので共同利用も含め検討したいとの答弁。

公園のいたずらが非常に多く見受けられる。地域防犯や防犯カメラの設置はとの問いに、広報、ホームページに、いたずら、野良猫、早朝夜間の3点の啓発をした。また、地元への協力と防犯カメラも検討したいとの答弁。

都市計画施設整備基金について、駅周辺土地区画整理事業へはどのくらい充当しているかの問いに、知立駅周辺整備に充てる基金であり、平成25

年度末までの基金の保有残高は23億1,066万8,951円、駅周辺土地区画整理事業への基金からの充当は10億円を計画している。現在までの充当額は、約5億200万円であるとの答弁。

岸和田市の鉄道工事では、二、三社で随意契約をやっていることを確認しているが、知立市でも確認する必要があると思うがとの問いに、随意契約は1社で、岸和田市の件については情報を入手していない。完了検査について、県に随行してしっかり確認していきたいとの答弁。

平成26年度の耐震診断は平年並みだが、耐震改修は5件と各年減ってきている。重点地区での勉強会も限界がきている。改修する余裕のある人は、もう終えていると思うがどうかの問いに、耐震相談会を行っており、ほとんどが高齢者である。平均工事費200万円くらいかかる中で、工事自体にちゅうちょする方もいると思われる。比較的安価でできる耐震シェルター補助を25万円から30万円へ増額し、予算も十分取り推進している。いろいろな対処方法も大切と思っているとの答弁。

住宅整備計画がなかなか実施計画に上がってこないがどのような認識かの問いに、公共施設白書にもあるように、築40年が経過した中山、本田住宅も含め、総合的な住宅整備計画を行っていく予定との答弁。

市営住宅の整備数は近隣市に比べ人口に対する整備割合が低い、ストック総合活用計画に基づいた早急な整備が必要ではとの問いに、住宅を管理する部門として、市営住宅の全体数が少なく、ストック総合活用計画に基づき、後期20戸を早急に整備する必要性は認識しているとの答弁があり、自由討議はありませんでした。

次に、認定第3号 平成26年度知立市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定は、質疑、自由討議はありませんでした。

次に、認定第7号 平成26年度知立市水道事業会計決算認定では、耐震化も大きな課題だが、未処分利益剰余金が23億円もあった。もう少し耐震化率を伸ばせるのではないかと。計画と実績との関係、今後の耐震化はとの問いに、現在、中期財政

計画を見直ししており、その中で耐震化率も見直し、平成28年度中に作成したいとの答弁。

次の重要給水施設排水管建設事業の計画予定はとの問いに、次は八橋配水場を起点とした富士病院や避難所、学校などを重要給水として上げていきたいとの答弁があり、自由討議はありませんでした。

以上、本分科会に付託されました案件の審査は全て終了し、午後5時2分に閉会いたしました。

これもちまして、予算・決算委員会建設水道分科会の報告とさせていただきます。

〔建設水道分科会委員長 降壇〕

○永田委員長

これで分科会委員長の報告を終わります。

ただいまの企画文教分科会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○永田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの市民福祉分科会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○永田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの建設水道分科会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○永田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまから各議案の審査に入ります。

議案第54号 平成27年度知立市一般会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○永田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

（「自由討議なし」と呼ぶ者あり）

○永田委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第54号について、挙手により採決します。

議案第54号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永田委員長

挙手多数です。したがって、議案第54号 平成27年度知立市一般会計補正予算(第3号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第55号 平成27年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第55号について、挙手により採決します。

議案第55号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永田委員長

挙手全員です。したがって、議案第55号 平成27年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決

定しました。

議案第56号 平成27年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第56号について、挙手により採決します。

議案第56号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永田委員長

挙手全員です。したがって、議案第56号 平成27年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第57号 平成27年度知立市介護保険特別会計補正予算(第2号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第57号について、挙手により採決します。

議案第57号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永田委員長

挙手全員です。したがって、議案第57号 平成27年度知立市介護保険特別会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第58号 平成27年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第58号について、挙手により採決します。

議案第58号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永田委員長

挙手全員です。したがって、議案第58号 平成27年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

認定第1号 平成26年度知立市一般会計歳入歳

出決算認定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

それでは、少しお聞かせください。

平成26年度決算においては、消費税を盛り込んだ決算ということになっているわけですね。とりわけ、地方消費税交付金が前年度に比べて増額をされたということでもありますけれども、市長に伺いますけれども、地方財政がなかなか厳しいというような中で、全国市長会としても消費税の増税について福祉財源等に充てるという意味で、どのような態度をとってきましてでしょうか。

○林市長

増税分は社会福祉に充てていただくようにということで申し上げてきたというふうに私は認識をいたしております。

○佐藤委員

決算の成果報告書、これを見ますと、新たに国のほうが増税分については福祉財源に充てるということを法の中に明記をしたと、そのようなことがあって24ページについては、そのような1億4,475万7,000円というような形で福祉財源だという形で記載をされているところでもありますけれども、これについて御説明をいただきたいと。

そして、これが本当にトータルで見るときに、消費税の増税分がこのような形で入ってきていますけれども、プラスマイナス本当にどうなのかということが私、大変疑問とわからないというようなところで、その辺についてお知らせを願えたらというふうに思います。

○企画部長

地方消費税交付金の1億4,475万7,000円の内訳、算出の方法というふうでよろしいでしょうか。

今回5%から8%に上がり、3%増税になったわけですが、消費税というのは国、地方のほうへ振り分けられます。まず、8%のうち6.3%は国のほうへ、1.7%は地方のほうへというところがございます。また、1.7%のうち、また2分の1は県のほうへ、2分の1が市のほうへというような形で各市町のほうにもこういった交付

金がまいます。その1.7%各市町のほうへ行った中でも、今度は人口とか従業員数で案分したものが一般財源のほうへ、また、人口で案分したものの1.7%のうちの0.7%が人口で案分したものが社会福祉のほうへ、先ほど人口、従業員で案分したものが1%ということでございますが、そこで1%と0.7%で、片や人口と従業員、片や人口で案分したものというような形で計算をされます。

そうした中で、当市においては、ちょっと説明がうまくできませんでしたが、その0.7%人口で案分したものの金額がこの表にあります1億4,475万7,000円というような形で出て交付を受けました。

○佐藤委員

今回この平成26年度はトータルで決算額が7億4,585万2,000円というような形で、そのうちの一般財源分を除いたものが1億4,475万7,000円と、いわゆるこれが社会保障分だというふうに言われているわけですね。

これについて、しかしながら、消費税の増税ということになれば普通建設事業や物件費等で市のほうもそうした消費税を払わないかんということになりますと、プラスマイナスで実際にはどうだったのかという問題が出てくるわけですね。予算書や決算書の額を見ると、前年度に比べて大変増額になってると。大変市の財政に寄与しているのではないかということを感じられるわけですが、実際にはその辺はどうなんだということなんです。これはどうでしょうか。

○企画部長

先ほど御質問がある中で、答弁漏れがございました。

まず、地方消費税交付金、先ほどの1億4,475万7,000円、これが増額になった分という考えで社会福祉のほうへという形になっておりますが、今回5%から8%になった関係で、普通建設事業費、また物件費等のものが5%から8%に上がって、市のほうが余分にといいますか、上がったことによって消費税を支払った分、その額が1億3,300万円というところでございますので、その

差し引きを見れば、ここで1億1,000万円ぐらいまだ地方消費税交付金のほうが多かったのではないかなと思われまして。

ただ、佐藤委員のほうにも多分この後、普通交付税の関係も入ってくるかと思えます。普通交付税に関しては、普通交付税の中にも地方消費税交付金のほうが歳入額として入ってまいりますので、そのあたりを含めて計算していきますと、平成26年度の決算ベースでは7,000万円ほど入ってくるよりも出ていくほうが多いのではないかなというように試算はしております。

○佐藤委員

影響額は入ってくるお金、それから、先ほど消費税の出ていくお金ということを言われましたけれども、その差し引きが1億何ぼということをおっしゃいましたが、実際には消費税が5%から3%、知立市が支払った額は幾らですか。1億円にもならないというふうに私は思うんですけども、どうでしょうか、差し引きは。

○企画部長

私どものほうが今試算した中では、5%から8%への影響としては1億3,300万円余というふうに考えております。

○佐藤委員

そうすると、入ってきたお金が1億4,400万円余、そして出ていったお金が1億3,000万円余です。そして差し引きするとプラスが1,175万7,000円という形になるんですね。

それから、先ほど言ったように、地方消費税交付金は基準財政収入額にカウントをされ、また、その31.4%が基準財政需要額にカウントされるということになりますと、考え方としては、収入額でカウントされる分と需要額でカウントされる分、この差し引きが本来であれば地方交付税で入ってくるはずなんです。ところが入ってこないという形で、先ほど答弁にあった7,000万円余が結果としてマイナスという考え方だという、マイナスだということだというふうに私は理解しますが、地方消費税が入って、これが地方財源に大きく寄与をするということが今言われてきまし

たけど、平成26年度に限っては、企画部長の答弁にあるように、実質的には地方交付税との関係を見ればマイナスになってるという、こういうことですよね。ここをもう一遍、確認させてください。

○企画部長

佐藤委員のおっしゃるとおりでございます。うちが今、試算した中では、総体的に地方消費税交付金、普通交付税を入れてくるほうというふうに考え、出ていくのが今、佐藤委員の御紹介のありました基準財政需要額のほうでも今おっしゃられた31.4%、そういったものが多く需要額が入ってまいりますので、トータルすれば7,000万円余のマイナスということにはなりますが、今回、地方消費税交付金として考え、また、普通交付税として考えと、それぞれの歳入に基づき考えていきますと、それなりのといいますか、金額が今回8%になったことにより、市にとっては歳入としてはしっかり入っておると。

ただ、これは当然、支払うべき消費税もありますので、そういったことを換算しますと、今年度の場合、平成26年度の決算の場合ですと、そういった形でマイナスになってしまったというふうには考えております。

○佐藤委員

消費税が地方財源を潤すのではないかということでありましたけれども、知立市の決算においては、結果としてトータルでやれると。例えば、これが基準財政収入額や需要額にカウントしないというままであれば大変な消費税の地方交付金が増額になるわけですが、実際はこういう難しいやり方を国のほうがやって、実際にはマイナスだったということでもあります。

それで、これからこの地方消費税について、平成27年度もありますし、平成29年度には10%なんということも言われておるわけですが、例えば、こうした平成26年度をベースにして見たとき、平成27年度はさらに予算上では11億1,500万円という金額が計上されているわけですね。この辺を見たときに、例えば今、試算をされている3%分、そして社会保障財源分として来る金額ですね、そ

れとの関係の中で、一体全体どうなんだという疑問も湧いてくるんですよ。名目の金額と実際の金額、ここがやっぱり一番の問題なので、その辺も今後の見通しとして明らかにしてほしいなというふうには私は思うんですけども、どうでしょうか。

○企画部長

今この平成27年度の見込みで申し上げますと、実はこの4月から9月の半期で3億3,000万円余の内示をいただいております。これが年間としますと約6億円ぐらいが今回のこの平成26年度で申し上げますと1億4,400万円余の分が6億円余になるのではないかなというふうな見込みでございます。

そうしますと、一般財源のほうで6億円という予定でいますので、年間通しますと12億円ぐらいが入ってくるのではないかなと。当初予算では11億1,500万円、見込みで12億円ぐらい入ってまいりますので、若干予算以上の額が入ってくるのではないかなという予想をしております。

あと、歳出のほうで支払っていくべき消費税の影響額といいますと、平成26年度も平成27年度もさほど大きな事業の変更はないというふうな考えれば、先ほど申し上げた5%から8%への影響額として1億3,300万円余と影響額を申し上げました。したがって、単純に計算すれば6億円入ってくる中で1億3,300万円余が消費税で逆に出ていくとなると、その時点で考えれば4億6,700万円余が歳出よりも歳入のほうが多いのかなとは思いますが、ただ、それもまた普通交付税の中で、それぞれ基準財政収入額、基準財政需要額のほうに計算されますので、そういった中で計算していきますと、今年度、先ほど7,000万円余が歳入よりも歳出が上回ったと申し上げましたが、平成27年度においても同じような結果になるのではないかなと思います。

ただ、1つ申し上げたいのが、普通交付税のほうで今、今年度は下がっているというのは、やはり一番大きなのは市税の増収が一番大きな影響だったかと思えます。したがって、この地方消費税交付金のほうで需要額に入って、また収入額

に入ってしまうような普通交付税を算出するのに複雑な計算がありますが、そういったものも多少は影響があるかと思いますが、やはり一番大きかったのは市税の増収が大きな影響かなというふうには考えております。

○佐藤委員

今、市税が増収になったと、これは基準財政収入額にカウントされますので、それはそれで当然のことです。それと臨時財政対策債もそこにカウントをされると。これを額を減らすとかいろいろあります。しかし、基準財政需要額が一定であるならば、その圧縮の差額分については交付税算入されるべきものなのでね、本来的には、そうすると、やっぱり差し引きするとどうなのかということが平成27年度見通しでも出てくるわけですね。

平成26年度はさっき言ったような形でマイナスでありました。平成27年度はそうした基準財政収入額、需要額見込んだ形で実際にはどれぐらいの結果になるんですか。

○企画部長

これも本当にざっとした計算上のものですが、先ほど申し上げたように、平成26年度と平成27年度が普通建設事業費、物件費等が余り影響なく同額だったというふう考えた中で計算いたしますと、1億円余の歳入よりも歳出のほうが多いのではないかなというふうな試算はしております。

○永田委員長

ここで10分間休憩します。

午前10時57分休憩

午前11時08分再開

○永田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○佐藤委員

そうした形で消費税が導入されてきましたけれども、財政的な寄与がどうかと、平成26年度決算ではそういう形だということがよくわかりました。

平成27年度についてもマイナスだと企画部長が

言われるわけで、本当にこれで消費税増税、増税と言って社会保障財源だということを言っていましたけれども、トータルすればそうしたからくりのもとでそんな実態だということがよくわかりました。

今、企画部長とのやりとり聞いて、市長はどんなふうを受けとめられましたか。

○林市長

消費税を上げるという国の方針があるわけでありまして、国としては、本当に国民のことを思ってそうした制度をやっていくわけでありまして。

我々、今、企画部長申し上げておるわけでありましてけれども、いま一度やはりもっと細かい点を検証しないと、なかなか果たして知立市にとって得だったか損だったかというのはまだわからない。また、中長期で見ていったときにどうなるかというのわからないわけでありまして、今の段階では、まだまだこの消費税が知立市にとって、市民にとってよかったものなのかどうか、まだなかなか正解がわからない、見えないなど、そんなことがまだ現状じゃないかなと思っております。

○佐藤委員

私は、消費税増税には反対でありますけれども、ただ、増税されましたのでね、私は、ぜひこうした基準財政収入額、需要額に算入する複雑なからくりはやめていただいて、もっと簡素にして、ストレートに知立市の財源に貢献できる、そんな制度にするように市長会を通じてでも結構ですので、そうした声をぜひ上げていただきたい。

今の市長の答弁では、プラスなのかマイナスなのかわからないという認識でありますけれども、結局、制度が複雑な枠組みの中でやられてることが問題なのであって、もっと端的に知立市、地方財政に寄与するような仕組み、制度を研究していただいて、ぜひ国に声を上げていただいてやっていていただきたいなというふうには思いますけれども、どうですか。

○林市長

この税の仕組みは、やはりできるだけシンプルにしていくということが国のほうも当然考えてい

ることだろうというふうに思っております。

一方で、私どもが気にしておかなければいけないのは、知立市民にとっていいことなのか悪いことなのか、そうした視点で常に考えていかなければいけないなど考えております。

○佐藤委員

今の市長の答弁は、市民にとっていいことなのか悪いことなのか、知立市にとってプラスなのかマイナスなのかわからないという認識を示されたわけです。私は総額で消費税8%、10%、こういうことがいろいろ言われてますけれども、市民にとっては逆進性の強い消費税と。だからこそ平成26年度決算で生活困窮者への交付金だとか子育て世代の臨時交付金だとか、そういうもので緩和しようとしたけれども、結果としてGDPや家計消費の伸びは消費税増税に合わせるように落ち込んでるというような政府の統計の結果であります。そのことを見たら、市民にとってよかったかという点では、今の現状の中では言えないということが今の質疑の中で明らかになりました。この点を強調しておきたいというふうに思います。

それで、もう1点、お聞きをしたいわけですが、知立市はまちづくりということで平成26年度決算の中にもさまざまな事業、計画が記載をされております。

それで、とりわけこのまちづくりの事業の中では、平成27年度の先ほどの補正予算の中で立地適正化計画というものも予算計上されました。今後、既存の西新地の事業だとか、駅南だとか、そういうものがそうしたところに位置づけられていくというような質疑の中で明らかにされましたけど、その辺の関係はどうなるのかなというふうに思いますけれども、どうですか。

とりわけ、例えば上重原でいけば、現在の知立市の都市計画マスタープラン、これは2021年までかな、その後、新しいマスタープランになるということも言われてますけれども、上重原について1つお聞きしたいんですけども、当初はこれは産業ゾーンということを言われました。本田地区も産業ゾーンにマスター計画の中で位置づけられま

した。この産業ゾーンというのはどういうものですか。

○都市整備部長

産業ゾーンということでございます。現在、調整区域の上重原地域を雇用の拡大ですとか、企業を誘致することによって税収をアップするという目的で上重原地区、恩田地区に産業を集積し、その集積のためには区画整理事業を立ち上げてそういった計画に持っていくというものでございます。

○佐藤委員

本田にある工場が進出をされました。そのときの説明は何であったかという、産業ゾーンというのは一般的な工業地域というような用途指定ではないということを言われて、先端産業にかかわるそういうものしか誘致をできないということが言われましたけれども、そのとおりでよろしいですか。

○都市整備部長

本田地区については、そういった先端産業ということで誘致をしているところでございます。

○佐藤委員

本田地区についてはというよりも、私どもが、たしかあのかきは本田の工業誘致が以前問題になりましたけれども、産業ゾーンという位置づけは何なのかと聞いたときに、先端産業というものだと、一般的な工場だとかそういうものではないという説明がなされたというふうに私は理解しているんですね。

ですから、上重原地域の土地利用と、もちろん地権者が一番大事でありますので、そのことをまず置いておいて、この人たちの利益に損なうようではあってはいけないという前提の中で、先端産業というのはどういうものを位置づけるんですか。前都市整備部長の神谷氏は、商業、住居、産業分野、バランスのとれたまちづくりだということと言われておったですけども、上重原地域についても先端産業の工業系なのか研究系なのかかわからないけれども、そういうものを当初誘致しようとしたんじゃないですか。どうなんでしょうか。

○都市整備部長

当時の内容につきましては、私ちょっと疎いものですから明確なお答えできませんけれども、現在は、その先端産業に限ったものではなく、一般的な産業を誘致するという方向で進んでおります。

○佐藤委員

いわゆるここを産業ゾーンという形になって、産業が例えば入ったとしますよね。そうすると、今は都市計画マスタープランの中で産業ゾーンというちょっと極めて不鮮明な感じの位置づけですよ。例えば、これを用途指定するときは、どういう用途指定をするんですか。第1種の工業地域だとかいろいろあるでしょう、住居地域だとか。それはどういうふうに変わっていくんですか。

○都市整備部長

区画整理を行いますので、当然、用途も変更することになります。これは工業系の用途ということになるかと思います。

○佐藤委員

工業系の用途。しかし、この間言われてきたのは、産業用にこだわらず商業、医療、介護の提案をしていきたいという答弁もあったんですよ。一体全体、あそこをどのような用途にしようかということが、当初は産業ゾーンという都市計画マスタープラン、私ども説明受けましたよ。先端産業だと言ったわけですよ。

しかし、今の話だと、市街化編入をして用途区域は工業地域だというふうに言いました。この前の説明では、それにこだわらずに、産業用にこだわらずに商業、医療、介護の分野だということも言ったわけですよ。一体全体、どのような発想で、二転三転してるわけだけれども、どう位置づけてやろうというのが全然わからないと。これではこの土地を持つて地権者の皆さんが、なかなかそんなところに前に進めないということも今の現状で明らかじゃないですか。私は、この間の流れやそういうことの答弁を聞くと、そんなふうに思えて、大変不安を覚えるんですけども、市長、今、私は産業ゾーンというものは何なんだという議論があったときに、先端産業だという答弁があったんですよ、当時は。

それで今、聞いたら先端産業と。しかし、今度用途区域が市街化編入になったら工業地域だと。そしてさらには今回の決算の説明会のとき、それにこだわらないんだと、商業、医療、介護なんだと、こういうふうにして変遷を重ねてるんですよ。この点について、どう思われますか。あそこを開発して市街化に編入して、もちろん地権者の同意や意向やそういうことは、当然一番最大限、重視はしなきゃいけないわけですけども、その辺がなかなかはっきりしないと、見えてこない、市の方針が。その辺、どう考えてるのかなというふうに思うんですけども、どうですか。

○林市長

上重原町の恩田地区については、有効活用をしていかなければいけないというのが市民の皆様、我々の市としての方針でございます。そうしたことで、産業ゾーンという位置づけであります。商業、工業、農業、産業ゾーンという位置づけで考えていきたいと思いますということをやっているわけがあります。医療系、商業系、いろいろ話をしていくというのは、やはり地権者の方々に、100人近くの地権者の方いらっしゃるわけでありまして、どういった形が同意が得られていけるのかな、そういうことを考えていく中で、いろんな御提案をさせていただくということでもあります。

ですけども、やはりぶれちゃいけないところは有効活用であります。土地の有効活用、市民にとっても関係者にとっても丸だよ、いいなということを探しているということでもありますので、そのあたり御理解をいただきたいと思っております。

○佐藤委員

その辺が、私はこの間の経緯を見ると二転三転してきたなというふうに、そんな印象を受けとめておるわけですけども、ここの109ページのところの成果報告書の中に、下のところの各会議開催支援と今後の課題の整理等、これを上重原地区において平成26年度176万円かけてやったわけですけども、一体全体、それは今後の課題や整理をされた中身はどういうふうになっているのか、その辺はどうですか。この間の変遷、そういうことも

ありましたけれども。

○都市整備部長

お答えする前に、先ほどの件でございますけれども、本田地区の先端産業誘致ということでございますが、これは開発手法の場合はそういった先端産業しか誘致できないということでしたので、そういった見解になっておりました。

しかしながら、今回は土地地区画整理事業ということでございますので用途は変えていくと。ただ、その用途の中で許される使い方はするんですけれども、さらにその地区計画等で、例えばそういった用途の規制ですとか、そういったものを考えていきたいと。当然、農地も残す方向であります。

先ほどの御質問です。昨年度の内容でございますけれども、6回の勉強会を開催いたしました。また、年度末には全体の説明会を開催しています。

協議した内容でございますけれども、いろいろ課題になっておりました地域の皆様の一番心配しておりました税の対策ですとか企業の誘致、そういったものについて当市のほうから提案をさせていただいておるところでございます。

その税の内容につきましては、ある程度の軽減を行っていくというもの、また、企業については、先ほど佐藤委員のおっしゃったように、企業一辺倒ではなくて、地域が望むそういった商業、介護施設等の計画等も盛り込んでいきたいと、そういった検討をしたところでございます。

○佐藤委員

ぜひそうした主な提案した中身は議会にもペーパーのほうでお知らせを願いたいというふうに思いますけれども、いかがですか。

○都市整備部長

当日お配りした資料については、提出をさせていただきたいと思っております。

○佐藤委員

私、この前、西新地の問題についても平成26年度形成将来構想とか基本計画とか、こういうものがやられて、計画づくりもやられてると。そういうものについても、私どもがこの場で求めなければ出てこない、これはいけないことだなという

ふうに私は思いますよ。

そういうものが出たら、やっぱり多額の費用をかけてそういうものをつくり、今後それが成就した暁には多額の税金が投入されるという事業でありますので、そういうことはきちっとそれぞれの計画が作成された段階で議会にも示していただきたいというふうに私は思いますよ。この点、市長、どうですか。

○林市長

おっしゃるとおりで、一定の成果が予算を使わせていただいて成果物については随時、御報告をさせていただきたいと思っております。

しかしながら、報告した成果物がまだまだ非常に説明がしにくいものについては、なかなか出すタイミングというのが見定めることも必要かなと思いますけれども、いずれにしても、基本的には予算を使わせていただいて、つくったものについては出していく、そうした方向は守っていききたいと思っております。

○佐藤委員

もう1点聞きたいと思っておりますけど、この前、委員会に西新地の開発についてのペーパーいただきました。ここを見ると、1階の店舗、2階部分については公共的な施設、公益施設というのがありますけれども、そして、資金計画の中に保留床の処分金というものが54億3,000万円余計上されてますよね。現段階の計画では、これがどう膨らむかはちょっと定かではありませんけれども、ありますよね。ここの店舗や公益的施設は、これは保留床処分としてやられるんですか。どういう位置づけなんでしょうか。

もちろん、この中身で図面が出てきたということは、当然この保留床処分金の54億3,000万円を構成してる中身があつてこれが金額が出てくるわけですので、その辺はどういう位置づけなのか、そこだけ教えてください。

○都市整備部長

まだ計画の段階でございますので、明確なものではございません。確かに保留床の処分金がございますけれども、地区内の建物を再開発するとい

うこととございますので、そこで出てきた保留床については処分をしていくということとございます。何をどういうふうに分するかというものまでは、今まで持っておりません。

○佐藤委員

まだ持っていないということだけど、例えば、これが保留床で処分という形でしますと、かなりのスペース、公益的施設、これから図面もまた変わっていくかもしれません。現段階の話で、公益的施設や店舗という形で、これは権利床として保有していくものなのか、保留床として処分していくか、この違いで大きく意味合いが変わってくるわけですね。

そうすると、例えば公益的施設を保留床処分だといって買ってくれる人がいればいいけども、いなければどうするのかと。結果は、市がそれを買取取るのかという話になるわけですね。全国の都市再開発事業の中では、店舗を予定したりいろいろ予定したり、公益的施設を予定したりしたけれども、結局あいてしまって、最後は行政が買って、それを公益的な施設に転用するというような事例が全国各地にありました。

ですから、その辺のこれらの公益的施設や店舗についても権利床でいくのか、保留床処分でいくのか、その辺は大変なことです。

この面積から見て、大きくりの面積でこれは権利床にしたとしても銀座のところで相当長い時間、あいてましたよね、権利床で持ってたところがね。そういうことが起こり得るので、やるにしても本当に慎重な検討がなければ、後で大変な話になっていくというふうには私は思うんですよ。ですから、その辺も含めてどうやっていくのかということ、これについての検討が進められていくと思いますけど、その辺もわかり次第、明らかにしてほしいと。

それで、もう1点聞きますけど、駐車場は基本的に今の市営駐車場をベースにした土地価格をもってして権利返還をしてこの駐車場をやるということで、補助金はありますけど、それ以上でもそれ以下でもないということなのかね、市が保留床

買うなんてことはないというふうに思いますけども、その辺はどうですか。

○都市整備部長

市営駐車場につきましては、地区内に入っておりますことから、知立市も一権利者というふうになっております。

一番気にしておりますのは、今、民間企業に委託をし、何がしかに収入をいただいておりますので、その収入は確保したいというふうには考えています。

その確保するために、現在の規模が今と同等な規模が必要かどうかということも検討する必要がありますので、収入を確保しながらその適正な規模も考えていきたいというふうに考えています。

○佐藤委員

この計画で見ると、公共駐車場380台。今の市営駐車場は何台ですか。

○都市整備部長

資料を持っておりませんので、直ちに調べまして報告いたします。

○佐藤委員

いずれにしても、まだ基本構想計画、大きくりなものが出たばかりですけれども、総額で当初、私どもに最初示していただいた案では70億円という案でありました。しかしながら、今回示された案は、100億円で市の補助金が10億円を超えていくと、こういう中身です。

これ、今の駅前の再開発ビル、当初29億円と、それが50億円に膨らんだわけです。もちろん、あときは免震だとかそういうことがあったということも言われてますけれども、これは全てそれらを織り込んだものだというふうには思いますけれども、まだまだ絵の段階で、これからこれが縮小していくのか、膨らんでいくのか、大変注視が私は必要だというふうに思っています。

この権利床の問題、こういう保留床処分をどうするのか、店舗やこういう大がかりなものが本当にどうなんだと、呼び込み型でいいのかということも含めて、もっともっと議論が必要だなというふうには思いますけど、この点、副市長、どうでし

ようか。

○清水副市長

今、佐藤委員から非常に具体的な御質問いただきましたが、まだまだ今回の中身については、本当に基礎的なところの調査をしたその結果ということでございますので、いわゆる保留床をどういうふうな形にするかということですね、その中にどのようなものを備えていくかというような話については、知立駅前の市街地の全体の需要、そういったものも考えながら、今後、具体的な検討をしていきたいというふうに思っておりますので、今いろいろ具体的に御質問いただいた中身も今後またさらにこういった場でも十分、御議論いただければというふうに思っております。

○都市整備部長

先ほどの駐車場台数でございますが、現在240台でございます。

○佐藤委員

いずれにしても西新地、まちのにぎわいを取り戻すということの中で、大きいものがどんどん計画をされていくだけけれども、本当に私はそれでいいのかという疑問をずっと持っているところであります。

これらを含めると駅周辺と合わせて1,000億円を超える総事業費になっているんですね、駅南も含めれば。市の負担だって210億円を超えていくような中身になるんですね。公共施設の問題、その他いろいろ抱えてる中で、本当にそちらのほうにどどんかじを切っていくということについては、大変私は疑問です。

もう1点だけお聞きしますけれども、ここに知立駅の駅南の業務委託、これについて御説明ください。

○都市整備部長

議員の皆さんも御承知のとおり、駅南地区は2段階施行で行っていく計画を持っております。1段階施行としましては、南北線と環状線までの接続区域、それ以外の区域を2期施行ということでございまして、そういった計画について関係機関と協議する必要がありますので、そういった委

託料、また、地域住民の合意形成のための委託料を計上しておりますのでございます。

○佐藤委員

全体面積が、たしか6.8ヘクタールということですよ。1期、2期それぞれやっていくわけですよけれども、私が南北線と環状線ドッキングをして平成35年度までに上げたいという流れの中でこうした予算計上がされて、平成28年度には、来年ですよ、来年1期施行分についての事業認可を取ると。事業認可取ったら直ちにこれは工事に入っていくんですか。

○都市整備部長

すぐに工事にはかかれないです。ただ、まずは支障物件の移転を行わなければなりませんし、その前に仮換地指定、どなたがどういったところに行くのか、また、減価先買いで地区外に出ただくのか、そういったこともございますので、工事は少し後になるかと思えます。

○佐藤委員

この第1期地区においても大型工場の用地がかかるわけですか。

○都市整備部長

今のところは、かけない計画で進んでると理解しております。

○佐藤委員

私は、ぜひかけないでほしいなというふうに思っています。

それで、区画整理という手法であります。私どもは従前から単独買収でやれと。あの地域は、かつて知立市で最も早く区画整理がやられた地域なんです。アンケートでも期待する声と同時に、静かな住宅を残してほしいという方たちもみえておられるんですよ。

ですから、そうした意味合いにおいては、やるにしても、私は1期施行にとどめるべきだと。そして、残りの南北線をどうしてもつくりたいということであれば、それは県事業なりにしてもらって、将来これは県道になるんでしょう。ですから県事業にしろという事の中で、2期事業はやめると。あそこを大型工場の用地について、

南の拠点地域だということをおっしゃいますけれども、あそこは第2種の住居地域で、工場が将来建てかえはできません。その工場がその土地をどうするかは工場自身に任せておけばいいんじゃないですか。私はそう思いますけれども、呼び込み型で何も莫大なお金をかけて第2期をやる必要はないと私は思いますけれども、どうですか。

○都市整備部長

一般質問と同じ御質問でございますので、同じ回答でございますが、南北線は必ず開通させなければなりません。また、その整備手法にはいろいろなものがございますので、それは検討してまいります。

○佐藤委員

例えば、第2期でやろうと思えば、その費用がまだ明らかにされてません。以前は80億円でした、この都市計画決定した段階の以前の計画は、出発点は。しかし、その後、物価高等あって100億円を超えるんじゃないかということも言われてきました。面積案分やそういうことをすれば、おのずと概算で出てくるわけだけでも、単純に50億円としたとしても、その半額はいろんな交付金やそういうことを使ったにしても市費ですよ、今の駅周辺の区画整理見れば半額は市費ですよ。大体から想像つく話です。

第2期については3.5ヘクタールのうち、大型工場は1.8ヘクタール、ほぼ半分を占めるんですよ。そうすると、この第2期の区画整理とは何のための区画整理かとなると、文字どおり工場のための区画整理という格好になるんですよ。私は、民間活力ということであるならば、あそこを今のままで建てかえをせずに、中の設備やそういうのは更新しながら工場を続けていくのか、将来どうしていくのかというのは、それはそこに任せてやればいい話ですよ。あえてこれは区画整理の第2期をやって、莫大なる市民の税金を投入すべきではないというふうに思います。この辺は第1期はそういう形でありますけれども、第2期については本当に慎重な検討が必要じゃないですか。この点、まだ何も大型拠点施設については決まってないし、

何かを呼び込もうという話ですよ。

先ほどの西新地も呼び込みですよ。1階の商業、2階の公益的施設、呼び込みですよ。全国のそうしたところで呼び込みでうまくやった例は再開発事業ではありませんし、こうした点でも大変慎重な検討が必要であります。ぜひそうした即答はできないにしても、慎重な検討が必要ではないですか。副市長、この点どうでしょうか。

○清水副市長

先ほど南の第2期の件については、都市整備部長も申し上げましたとおり、手法も含めて今後、検討させていただくということでありまして、企業の広大な敷地が駅の南側にあるわけですけども、その点についても御質問者おっしゃいましたけれども、基本は地権者の御意向ということがまず第一だというふうには理解をしておりますけれども、あぁいった立地でございますので、知立市としても南の今後のまちづくりについて関心を持っていかなくてはいけないということでもございます。

○佐藤委員

よく民間活力ということが言われますので、市のほうから呼び込まなければ、それは民間で考えていくことなんですよ。

ですから私は、何に将来なるかわからんというままでの中で、ぐいぐいと計画を進めていくと、税金投入して計画を進めていくと、これは大問題だなと、このことだけ指摘をして質問を終わりたいというふうに思います。

以上です。

○永田委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第1号について、挙手により採決します。

認定第1号は原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永田委員長

挙手多数です。したがって、認定第1号 平成26年度知立市一般会計歳入歳出決算認定についての件は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第2号 平成26年度知立市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第2号について、挙手により採決します。

認定第2号は原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永田委員長

挙手多数です。したがって、認定第2号 平成26年度知立市国民健康保険特別会計歳出決算認定についての件は、原案のとおり認定すべきものと

決定しました。

認定第3号 平成26年度知立市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第3号について、挙手により採決します。

認定第3号は原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永田委員長

挙手多数です。したがって、認定第3号 平成26年度知立市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第4号 平成26年度知立市土地取得特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第4号について、挙手により採決します。

認定第4号は原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永田委員長

挙手全員です。したがって、認定第4号 平成26年度知立市土地取得特別会計歳入歳出決算認定についての件は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第5号 平成26年度知立市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第5号について、挙手により採決します。

認定第5号は原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永田委員長

挙手多数です。したがって、認定第5号 平成26年度知立市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第6号 平成26年度知立市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第6号について、挙手により採決します。

認定第6号は原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永田委員長

挙手多数です。したがって、認定第6号 平成26年度知立市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第7号 平成26年度知立市水道事業会計決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第7号について、挙手により採決します。

認定第7号は原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永田委員長

挙手多数です。したがって、認定第7号 平成26年度知立市水道事業会計決算認定についての件は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第8号 平成26年度逢妻衛生処理組合一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第8号について、挙手により採決します。

認定第8号は原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永田委員長

挙手全員です。したがって、認定第8号 平成26年度逢妻衛生処理組合一般会計歳入歳出決算認定についての件は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終

了しました。

以上で、予算・決算委員会を閉会します。

午前11時49分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会予算・決算委員会

委員長